

第百五十九回
国会

参議院厚生労働委員会會議録第二十号

平成十六年五月二十七日(木曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

五月二十六日

辞任

浅尾慶一郎君

平田 健二君

日笠 勝之君

大門実紀史君

五月二十七日

辞任

金田 勝年君

南野知恵子君

宮崎 秀樹君

風間 昶君

小池 晃君

補欠選任

若林 秀樹君

柳田 稔君

風間 昶君

小池 晃君

補欠選任

岡田 広君

狩野 安君

藤野 公孝君

渡辺 孝男君

池田 幹幸君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

伊達 忠一君

政府参考人

厚生労働省老健局長 中村 秀一君

厚生労働省年金局長 辻 哲夫君

厚生労働省政策統括官 水田 邦雄君

厚生労働省年金局長 吉武 民樹君

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

生でたむろしております。よろしく頼むわって若い方にお話をしました。

あなたたち、学生ですか、社会人ですか、こう聞いたら、いや、専門学校なんです、こう言う。今のこの話題になっておる年金制度知っておられますかと言ったら、全然知らない、こう言うんです。ああ、そうですかと。関心はどうですか、こう聞いたら、いや、よく分からないけれども、未納だとか未加入だとかということがよく言われておるけれども、我々にしてみれば、我々が六十五になったときにかくきちつと年金を受け取る、それを作ってくださいよと、こういう若い方の端的なお話でございました。そんなことを踏まえて、今、国会で一生懸命やっているんですというお話をして、頼むよと、こう言われたもので、任せておきなさいと、こういう話で別れたんですが。

聞きますと、昨日も大変、十一時過ぎまで理事の方、もう精力的に理事会を開催されて協議をされておったと、こういうことでございまして、国会の委員会の皆さん方も理事の皆さん方も、やはり国民の負託にこたえるために一日でも早くこの法案を通そうとして夜遅くまで審議をしているんだなということを思ったときに、本当にもう理事の皆さん方に心から私からも敬意を表したいと、こう思つて、御苦労さまでと申し上げたいと、こう思つております。

そんなことから、今回のこの改正については、いわゆる給付と負担の問題であるとか、いわゆる女性と年金の問題であるとか、それから高齢者と年金の関係、様々な角度からいろんなことが議論されておりました、私は言わば年金制度の基本的な立場に立つて、まず制度体系や年金の一元化、社会保障制度全般についての在り方についてお聞きをした上で、この制度がいわゆる、先ほど申し上げたように、これから支えていく若い世代の方々に理解し納得していただけるようなそういう仕組みを作り上げていかなきゃならぬと、こう思っているところでございまして、そういうこと

から申し上げれば、今回の年金改正案は現行制度を前提として給付と負担の見直しを行うというものであつて、一部では抜本改革の先送りでないかという批判もあるわけですが、かねてから議論のある年金体系の問題にもう少し早く手を付けるべきじゃなかったかと、こう思ふんですが、大臣にこの辺をお伺いしたいと、こう思つております。

○国務大臣(坂口力君) 伊達議員からお話ございましたが、委員長並びに理事の皆様方には夜遅くまで御迷惑を掛けまして、心から御礼を申し上げたいと思ひますし、大変御迷惑を掛けておりますことを申し訳ないというふうに思つております。

伊達議員から今お話ございましたとおり、年金制度には様々な御意見あることも十分承知をいたしております。

年金制度を改革するに当たりまして、まず今やらなければならぬこと、そして中期的に今後考へていかなければならぬこと、様々あるだろうというふうに思つておりますが、今回、にもかくにも、どういう制度にするにいたしましても負担と給付が付きまとうことだけは、年金でありますから、これはもう間違ひのない事実、ここをしつかり押さえて次の段階に進むということが大事ではないかということで、今回この負担と給付のところを中心に改革案を出させていたいただいたところでございます。

〔委員長退席、理事藤井基之君着席〕

今お話ございますように、一元化の問題等の問題もございまして、それからいわゆる国民年金は個人単位になつておりますし、厚生年金の方は世帯単位になつております。ここをどう今後していくかというふうな課題も大きな課題であるというふう

に思つております。しかし、これらの問題を解決しようと思ひますと、この年金制度だけではなくて、その周辺、例えば税制でありますとか賃金の体系でありますとか、その他社会的な様々な問題にも大きな影響

を与えるわけでありまして、影響を与えるだけでなく、そこが変わらなければこの年金制度を変えることができないという側面もございまして、したがつて、そうした問題と併せて今後議論を深めていかなければ、この年金制度全体を改革をしていくということがなかなか難しいという面がございまして。

そうした面で、確かに、積み残しと申しますか、今後にゆだねた部分も確かにあるわけでございますが、今後、社会保障全体の中で負担と給付をお話し合いをいたしていくことをお決めをいたしたいと思ひますし、大変大事なことだというふうに思つております。その中で、税と保険料含めまして、どのようにそれを割り振っていくかといったこと等も併せて、あるいはまた税の把握をどうするかといったことも含めて御議論をいたしたい、そして更にこの年金制度を充実をさせていたいただくということではないかというふうに思つております次第でございます。

○伊達忠一君 今日、私もしばらくぶりなものですから数多く通告させていただいてございまして、持ち時間もありますので、場合によっては時間が来ますと飛ばして質問をさせていただくということもございまして、御了承いただきたいと思つております。

じゃ、次に、先般、五月六日の三党合意というのがございまして、これは年金の一元化の問題を含めた社会保障、今大臣が言われたような制度を一体的に見直すということも盛り込まれておりますし、その附則には、税だとか保険料の負担と給付の在り方を含めた一体的な見直しを行うことや、公的年金制度の一元化を展望した体系の在り方についても検討を行うということが盛り込まれていてございまして、この年金制度の一元化についてこれまで検討を恐らくされてきたと思うんですが、どのような形で取り組んでこられたのか、またどの程度のそれなりの成果というものが上がっているのか、お聞かせをいただきたいと、こう思つております。

○国務大臣(坂口力君) 公的年金の一元化につきましては、もうさかのぼりますと昭和五十九年の閣議決定以来でございまして、この五十九年の閣議決定以来、基礎年金制度を導入いたしました。いわゆる基礎年金の一元化と申しますか、国民年金とそして厚生年金の基礎年金部分とを一元化をしていくということが行われたわけでございまして、また、いわゆる被用者保険、厚生年金の被用者保険につきましては、厚生年金と旧三公社、いわゆる旧国鉄あるいは電電公社、専売公社といったようなところ、あるいはまた農林共済、こうしたところが厚生年金と統合をしてきたといったような経緯が今日あるわけでございます。

今日の課題の最大の問題は、現在の厚生年金と、そして残された共済年金を今後どうするかという問題がございまして、これは早く統合化をしようということで大体の私は合意が形成されつつあるというふうに理解をいたしております。

その次の問題として、いわゆる自営業者や農林漁業の皆さん方がお入りになつております国民年金とそして厚生年金との統合をどう進めていくかという問題に今度は最終段階として直面をしてきていくということでございます。この点につきましてこれからお話し合いを進めていただけるものというふうに思つておりますし、政府の方としても努力をしなければならぬだろうというふうに思つております。

三党合意におきましては、衆参それぞれの厚生委員会の中に小委員会をお作りをいただくということが決まっていたのであります、またこれは国会全体として、各党それから外部の申し立てとか、有識者等も含めた何らかの制度を作り上げていくということもお決めをいただいておりますので、そうしたことはこれ国会でお決めをいただくことになるわけでございまして、是非ひとつそうした機関を作つていただいて、そこでお話し合いが進んでいくことを期待をいたしております。

日経連や連合からも、是非そういう機会が、機関ができれば我々も参加をしたいというお申出も

あるわけでございますので、そうした皆さん方の御意見も聞きながら進めていくということができれば私はベストではないかというふうに考えている次第でございます。

○伊達忠一君 今、大臣から詳しく説明がございまして、次に私も自営業も含めた中の一元化についても聞きしように思ったんですが、それを含めた中で大きな答弁をいただきましたので、次の問題をちょっと省かせていただきますが、私どももこの一元化について何回か検討したことがございまして。正直言つてこれは大変なことだと私は思っています。どこまでの範囲でやるかというような問題もございまして、やはりこれもしかし三党の中でも合意をして、十九年をめぐりに一定の結論を出すということになっていくわけでございます。是非ひとつ努力していただきたい、こう思うんですが、このような年金の議論にとどまらず、医療であるとか介護であるとか、また社会保障全般についても早急にやってみようというべきだということは、経済界だとか労働界からも、各方面から言われておるわけでございますが、この見直しについてはいかがなものでしょうか、お聞きして、大臣にお聞きしてまいりたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 年金問題をどうするかというのを考えますときに、それは、年金の負担と給付の問題は、その他医療に、医療の負担と給付あるいは介護の負担とそのサービス、そうしたこともこれは非常に影響してくることでございます。どういふ負担をしていただくかということ、それは年金も医療も介護も同じでございますが、そのほかの福祉ももとより、障害者の問題もあろうかというふうに思います。

しかし、御負担をいただくその財源は一つでございますから、個々にそれはお出しをいただくわけではございません。ですから、全体としてどれだけの御負担をいただくのか、その御負担を保険料でどれだけ御負担をいただき、そして税でどれだけ御負担をいただくのか、税の場合にどういふ税に

それをするのかといったようなことについての御議論というものをしていたかなければならないというふうに思っております。したがって、全体としてこれどうしていくかという大きな問題があるわけでございまして、そこをこれからいろいろの御議論をさせていただく必要があるだろうというふうに思います。

経済財政諮問会議におきましても、全体としてこの社会保障についての上限を設けて、そしてその中でやっていくべきだという御意見が出ておりますけれども、まず全体での枠の上限ありきではなくて、内容をどうしていくかということの議論の上にはやはり全体の財政上の問題というのは私は出てくるのではないかとこのように考えております。そこはさきか意見を異にするわけでございますけれども、そういう御議論があることも事実でございますので、この際にしっかりと御議論をいただければ、やはり国民の代表であります国会でしっかりと御議論をいただければというふうに思っております。

○伊達忠一君 正に大臣の言うとおりだと、こう思っております。私ももしつかりひとつ議論をしてやっぱいいかなきゃならぬと、こう思っております。

そこで、公的年金の制度の問題なんですが、もちろん年金を受け取っておられる今の高齢者の方々のことも大事ですけれども、その制度を支えておられる今の現役世代にとつて、そういう人こそやっぱり信頼と納得ができるものでなければ、これからずっと長く持続可能な仕組みとはならないんじゃないかと、こう思うんですが、このような観点から何点かお聞きをしたいと、こう思うんですが。

まず、現在の若者、先ほどお話を申し上げたように、残念ながら、この公的機関の意義だとか必要性だとかということを十分に理解している人というのは非常に私は少ないと、こう思うんです。それこそこの原点に立ち返って、そもそもどうして公的年金が必要なのかというところから始めな

きや私はならないと、こう思うんです。そしてまた、仮にじゃこの制度をやめたらどうなるのかというようなこともよく理解をしておらない、こう思うんですが、その点を含めてちょっと分かりやすく御説明いただきたい、こう思うんです。大臣、局長でもいいです。大臣で結構です。

○国務大臣(坂口力君) 若い人たちにとりまして年金というのは、すぐ自分たちに影響すると申しますか、そうしたものでありませんだけに、やはり少し縁遠いと思しますか、関心が薄いといいますが、そうした存在ではないかというふうに思っております。我々も若いときにそれじゃ年金のこの十分に考えてきたかといえ、若いときを振り返つてみると年金のことをそんなに考えていたわけではやっぱりなかったように私も思います。

しかし、過去におきましては、若い世代の皆さん方は、高齢者の皆さん方の、自分の両親等に仕送りをして支えておみえになったわけでありまして。しかし、年金制度ができてからそうした仕送り、支えというものをしなくてもいいようになってきたというようにございまして、過去のことを知っている皆さん方は、そうした意味で年金の必要性というものに大変関心を寄せていただいているのではないかとこのように思っております。

また、現在、高齢者世帯の収入の七割を年金が占めておりますし、六割の高齢者世帯が年金収入のみで生活をしておみえになるというようにございまして。世論調査によりまして、国民の七割の人が公的年金を軸にして、そこを軸にしながら自助努力と申しますか、自己努力というものも重ねてやっていきたいというふうにお答えになつておられるわけでありまして、非常に重要な柱であることに間違いはないというふうに思っております。

それだけではありませんが、それぞれの地方におきまして、特に地方におきましてはやはり高齢者の皆さん方が多いということもございまして、家計消費の約二割ぐらゐは年金で支えてい

る。非常に地方経済の底支えと申しますか、そうした意味で年金が役割を果たしているということも事実でございます。最近のように非常に景気が低迷するときに続いてまいりますと、それでも四十二兆円という年金は全国にこれは毎年出るわけでございますから、大体皆さん方がお出しをいただきます税金に匹敵する年金額がそれぞれの地域に出るわけでございまして、そういう意味でも社会的にも大きな役割を果たしている。

やはりこの年金というものは、そもそも論に戻りますけれども、やはり高齢者のために自分たちが出し、そしてまた自分たちは後に続く世代にまた負担をしようという、その辺のところが理解というものは、なかなか若い皆さん方に興味があるかどうかということ、ございましてけれども、御理解をやはりいただいいていかなければならないことだというふうに思っております。

○伊達忠一君 そのとおりだと、こう思うんです。私も正直言つて若いとき年金というのは非常に関心がなかったと、今振り返るとそう思うんですが、やっぱり政治に参画をするようになって、また年金をもらって生活をしている人たちに接するようになってやはり関心が高まって、更にいい制度にしてあげようという実はこの自分自身もなつてきたんだなということを感じるわけでございまして、そんなことから、今の二十代、三十代の人たち、冒頭申し上げたように、六十五歳になつたときに、関心は余りないよ、制度も分からぬよと、さっきの私が大通で接した学生たちがこう言つて、ただし、おれたちが六十五になつたときにもらえるようにちゃんとしておいてよと、これはまあ偽らざる私は真実だと、こう思うんです。

ですから、そのためにもやっぱりしっかりと、老後を支え、生活の支えとなるような制度にしなきゃならないというふうにいつも思っております。そこで大臣が言つた給付と負担の問題に当然なつてくるわけでございまして、私も正直言つて中小企業の経営者の一人でございますが、

うちの職員、六百五十人くらいおります。これが将来一八・三％になるということは、企業を経営していくということは大変なことなんです、正直言つて。恐らく、この中でそういう肌で感じている人は私はいないと思うんです。私自身が感じる。だからよく役員会で、これ認める、賛成するの、会社、下手したらもたなくなるかもしれないと、こういう、役員会で、正直、意見も出ているのも事実なんです。（廃案にしなさい）と呼ぶ者あり）

〔理事藤井基之君退席、委員長着席〕

だけれども、だけれども、その人たちの、あなたたちとか子供さんたちが将来しつかりもらえるような制度にするためには、これはだれでも、我々だって、税金だって、払い、多いより少ない方がいい。この掛金だって、掛けるのは多い方がいいというの、だけれどももううのは多い方がいいということのは、みんななんです、これ。そんなことを言ったら成り立っていかないんです。

ですから、私もできるだけ会社で頑張つて、みんな、あなたたちの子供さんたちの時代になつてもしつかり受け取れるような、そういう制度を作るためにみんなで協力して努力していこうや、こういうことを私どもは、耐えながら、これに賛同して、いい制度を早く、一日でも早く作つてあげよう、こう思っているんです。

それには、やっぱりお互いに協力をしながら、お互いに助け合いながらいい制度をやつたり作つていくということが私は一番大事だろうと、こう思っているんです。何でもかんでも反対していい制度なんというのはいらないだろうと、こう思うんです。

それで、実は、年金、これはだれのためにあるのかというのを考えて、その基本的な考え方についてひとつ説明をしていただきたいと、こう思うんですけれども、大臣にお願いしたい。局長で結構です。

○政府参考人（吉武民樹君） 現状を申し上げますと、年金は現在の高齢者世帯の方々の収入の七割

を占めております。それから、世論調査におきましても、これは若い方々も含めてでございますが、お聞きをいたしますと、国民の七割の方は公的年金を軸に生活設計を考えておられるということでございますので、公的年金制度は高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして今申し上げましたような役割を果たしているということではないかというふうに思っています。

それで、もちろん年金は、高齢者あるいは障害者の方あるいは遺族の方々に支給するわけでございますので、この方々のためにあるということがまず基本でございますけれども、公的年金制度の意義はそれだけにどまりませんで、先ほど大臣からもお話がございましたように、公的年金制度が高齢者の生活の安定をもたらす、このことによりまして、現役の世代の方も親の経済的な心配を余りしないで生活することができるといふことがございます。

それから、現実には国民の四人に一人が年金を受給しておられますので、年金の給付が、これは地域によつてでございますが、高齢化率の非常に高い都道府県におきましては家計消費の二割の規模に上がつている地域もございます。年金は、特に高齢化率の高い地域、どちらかといいますと都市化されていない地域、その消費を支えしている側面も非常に強いだろうというふうに思っております。

こうしたことを考えますと、公的年金制度は、給付を受けられます高齢者の方々のためだけの仕組みではなくて、世代間扶養といえますか、親の扶養を通じて若い世代にも間接的にいい影響があるということだろうと思ひます。若い世代の方々にしても、そういう意味で、今の日本の現代社会といえますか、においては必要不可欠なものとなつていくということだろうというふうに思っております。

こういうことを若い世代の方々に十分御説明をし、言わばこれを支える連帯の輪の中に入つていただけるように御理解を求めていく必要があるだろうというふうに思っております。

ろうというふうに思っております。○伊達忠一君 確かに私もそうだと思うんです。ですから、苦しいけれども、事業主としてやっぱ協力しながらいい制度を将来的に残していきたいと、こう思つて我々もひとつ協力しながら頑張つていこうと思ひます。

それと、今、後半、局長が言われたように、若い人たちがやっぱ参加をして、やっぱ理解をしていくということも非常に大事なわけでございまして、例えば、厚生年金の保険料の負担額が将来受け取る金額との差というものが、格差というのが非常にございます。例えば、一九三五年生まれ、それから昭和十年の方、六十九歳ぐらいです、この方のお年の方は八・三倍になる一方で、一九八五年生まれ、いわゆる六十年生まれです、ね、昭和、十九歳の方の場合では二・三倍というふうな結果になつていましてございまして、世代によつて大きな差が生じている。

これは、いろいろと今までも議論されてきているところなんです、若者世代を始めとして現役世代の皆さん方が納得を得られるようなことが私はやっぱ極めて重要なことだと、こう考えておるわけでございまして、年金制度の中での議論にとどまらず、いわゆる、何というんですか、背景の社会的な問題も含めた中で、変化がいろいろと、何年先を見通せばいろいろ出てくると思うんですが、含めた中でどうなっていくのかということもちゃんと説明していただきたい、こう思っております。

○政府参考人（吉武民樹君） いわゆる年金の給付と負担の倍率あるいは世代間格差の問題というのは非常にいろいろなところで御議論がございまして、時々、これは特に若い方に少し誤解があるんじゃないかというふうに思っておりますのは、例えば、今から、六十五から受給をしてもらえるわけですから、その先輩の世代ほど年金の給付が非常に大きいんじゃないかという誤解があるんじゃないかと思ひます。

その点について申し上げますと、十三年度の厚

生年金の男子の平均年金月額、これは基礎年金部分も含んでおります、奥さんの分は含んでおりませんが、これで申し上げますと、八十歳の方が二十万六千円でございます。七十五歳の方が二十一万八千円、七十歳の方が二十万七千円、六十六歳の方が二十万五千円という形でございます。

御案内のとおり、六十一年改正で、全体の安定のために厚生年金の給付を徐々に徐々に少く抑制をしておりまして、そういう意味では先輩の方が給付は若干手厚いわけですが、そんなに大きな違いはない。

象徴的に申し上げますと、最大の違いは、厚生年金で申し上げますと、戦前から厚生年金が、昭和十七年に発足をいたしておりますが、昭和十九年の保険料率は一％でございます。これは戦争中でございます、この一％の保険料を御負担をいただいております。そして、戦争が終りまして、昭和二十三年から保険料率を三％にいたしております。これは、非常に厳しい経済状況の中でも、もちろん一％という保険料を御負担いただくということは無理でございました、日本自体が戦後の復興といひますか戦後の混乱の中から復興していこうというところで三％ということ、言わば保険料の凍結に近いような形の御負担をいたしまして、その後、昭和三十年代が三・五％、それから四十年代に入りまして五・五％という形でございます。ですから、そういう経済状況の中で、戦後、もう一度低い保険料率から設定をいたしまして、経済発展の中で保険料の負担をお願いするところがあるのがこの給付・負担倍率の問題に出ておるんじゃないかと。

私も、この御議論は、そういう歴史的な経緯でありますとか日本の社会あるいは経済の発展の中で御議論をしていただきませんと、どうも先輩の方々が非常に過大な給付を受けておられるとかが非常に得しておるんじゃないかという議論は、いかにかというふうに思っております。

なぜかというふうに申し上げますと、今申し上げたようなことのほかに、年金を受給して

れる、特に年齢が相当上の方は、その方の親が老後を過ごされたときは実は年金制度はなかったわけでございます。ですから、そういう意味では、お一人お一人が別にして、家族なりあるいは兄弟姉妹で何らかの意味で親の負担をやつてこられた。それから、先ほど大臣からお話がございましたように、現在、仕送りというのは〇・五％でございますので、基本的には、親に対する仕送りというのは数量的にはほとんど今の日本の社会ではウェイトが低くなつてきているということ、このことが一つあるのではないかと。

それから、先ほど、全体としてやはり少子化、長寿化が進んでおりますので、これは年金だけではございませんで、トータルの分野でやはり現役世代の経済社会を支える負担というのはやはり高まつてきているということはこれは否めないというところでございます。

それから、先ほどの保険料でちよつと申し上げましたけれども、日本がやはり、先ほど申し上げました経済復興、それから池田内閣のときの国民所得増進計画、その後の経済発展という形で、今申しました昭和二十年代あるいは三十年代の初めに比べますと所得水準が上昇していることは間違いないがございせんので、そういう意味で、当時に比へまして保険料負担を担つていただく余地は大きくなくなつてきているということだろうというふうに思ひます。こういうものを含めて検討していく必要があるだろうというふうに思ひます。

ただ、私も、今回のこの改正法案では、しかしそれはいいものの、やはり若い世代の方はこの問題について非常に敏感でございますので、給付・負担倍率のようなものができるだけ拡大しないようなものを検討する必要があるだろうというところで、今回御提案申し上げております保険料の上限、それから給付水準の下限、それから国庫負担割合、基礎年金の国庫負担割合の引上げの道筋をきちんと付ける、それから年金を支える力の変化に対応した給付水準調整を、これをこれから年金を受けられる方だけではなくて、今年金を受

ける方についても同じようにお願いをするというようなことで、給付と負担の関係の格差が広がらないように配慮をしてきているところでございます。

○伊達忠一君　そういつた、今局長言つたようなことは確かに現実に言葉として出ておりますし、率直な意見の中には、我々の時代になったら、若い人たちがよく言うのは、年金もろえる、本当に渡るんですかと言われる方までおられるので、その辺はやつぱりきちつと注意していかなきやならぬと、こう思つております。

そんなことから、未納の問題についてちよつとお聞きをしたいのですが、運営部長おいででございますが、いわゆる平成十四年度の結局納付率であるとか、そういうことについては私もよりも社会保険庁の方がよく知つていらっしゃるわけでございますが、この事務が十四年四月に市町村から国に移管されたわけでございますけれども、もちろん市町村の徴収のときの方が高いということは、国になつてから低くなるというものは、これは出てくるわけでございますが、私は、これは社会保険庁にしてみたら、国に市町村から移管された方がこれは徴収率が低くなるというものは、私はある程度予測していたことじやないかなという気がするんです。いろんな制度が働いていることは大体知つていますよ。

しかし、そういうことから見れば、いわゆる今の小泉改革の中で官から民という、国から地方というところに大きな私は逆行していつているんじゃないかという気がするんですが、その辺に關しては、そのことについてはどういふことがあつたのかということ、これからの徴収についてどういふふうにこれを高めていくために対応しようとしていふのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人 薄井康紀君　国民年金の保険料の収納事務でございますが、平成十四年度に市町村から国に移管されたということでございます。このことにつきましては、地方分権推進委員会の

議論におきまして、これは国民年金だけではなくて、ほかの社会保険もそうでございますけれども、これは国が保険者として経営責任を負う保険事業である、それから全国規模の事業体として効率的な事業運営を確保するためには一体的な事務処理が望ましいということで、保険料収納につきましても国の直接執行事務として地方分権の考え方の中で整理をされたところでございます。

御指摘ございましたように、確かに平成十四年度の国民年金保険料、これは現年度の納付率でございますけれども、六二・八％、非常に厳しい状況にあるのは事実でございますが、これにつきましては同じ十四年度に免除制度の改正がございまして、申請全額免除者が大体半分に減つたということ、あるいは昨今の厳しい経済情勢、こういった要素が大きいわけでございますが、それらの中でやはり保険料収納事務を国に移管した際の言わば事務対応におきます遅れ、あるいは市町村で保険料の収納事務を扱つていた段階で活用しておりました町内会なり婦人会なり、こういった納付組織を引き続き活用できなかった、こういった影響もあるものと考えているところでございます。

厚生労働省といたしましては、昨年の八月に対策本部を設けまして取組を進めているわけでございますけれども、まずは年金広報なり年金教育などを通じまして自主的な納付につなげていく。さらに、今年からはコンビニエンスストアでの収納というのを開始しましたけれども、より保険料を納めやすい環境を作つていく。それから、未納者につきましては、個々に催告状の送付なり、あるいは電話、戸別訪問によります納付督促、これを地道にやつていく、理解が得られない方については強制徴収も実施をするということで取り組んでおります。

そしてまた、こういった取組を進めるに当たりますては、先ほど事務の整理は行われましたけれども、市町村の理解と協力ということが重要であると考へておきまして、例えば口座振替の促進であるとか、あるいは保険料納付を呼び掛ける広

報、集合徴収の実施、こういったことにつきまして今後とも市町村との協力連携を積極的に進めてまいりたいと考えております。

さらに、それに加えて、先ほど申し上げましたように、従来活躍しておりました町内会等の納付組織があるわけでございますけれども、これを改めて再活用する、あるいは地域に根差した業界団体等に収納の業務を委託をする、それから啓発活動等のための国民年金の活用、こういったきめ細やかな対応も取り組んでいかなければいけないと考えているところでございます。

そしてまた、今回の制度改正の中でも多段階免除でありますとか、あるいは二十代の保険料納付の特例、こういったことも組み込まれているところでございますので、これらと併せまして納付率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○伊達忠一君　これからの取組についてもお話をいただいたわけでございますが、確かに、こういう制度は地方分権推進委員会というところで仕分したんだらうと、こう思ふんです。正直言つてすばらしい立派な方ばかりだけれども、このメンバー見ても、だけれども、こういう本場に詳細にわたつて私は分かつている方というのはこの中に一人かそこらしかいないと思ふんです。ですから、やつぱりそれについてはむしろ、あなたたちがプロなんだから、だからやつぱり主張するところは僕は主張していった方がいいと思ふんです。何でもかんでも何々任せということじやなくて、将来こういうことが起きる予想のそういうフアクターがあるのであれば、やつぱりそういうのを提言しながら、事前にやつぱり対応していけるような、こんなことになつちやつてから、これからまた何を活用してなんというふうなことで、なかなか、機関で決めている委員会ですから、それに物を申すというのは大変なことだろうと、こう思ふんですが、やはりこういう大事な問題はきちつとやつぱり主張するところは、これからのこういう改革の中で起きていくかもしれせん、

問題が出るかもしれませんが、それはやっぱりもう主張された方がいいと、こう思うんです。時間が参りましたので、最後の質問にさせていただきます。こう思うんですが、これまで言われているように、転職とか転業した場合に、年金制度が変わった場合の届出というものがうまくいったりしない制度になっているわけではございません。これについてはいろんな議論されているわけですが、やはりそういうふうな、何といいますが、変わった場合に、厚生年金から国民年金に変わったという場合に、仮に、ある程度社会保険庁の方で分かるわけですから、親切に逆はどうしたんですかというようにことをむしろ催促してあげると、通知を出してあげるといふようなこと、私は必要だろうと、こう思うんです。そんなことから、与党間でもそういう対応というものを今検討して、改善策を検討しているわけですが、今までも社会保険庁として全くやってないことじゃないんだろけれども、より未然に防ぐためには今後行政としてどうしたらいいかというように含めた中で今後の取組について大臣に最後に聞きまして、私の質問を終わりたいと、こう思っております。

○国務大臣(坂口力君) 企業や役所にお勤めの皆さん方がそこを辞めになりました場合、そして自営業その他にお就きになりました場合に、過去におきましてはそれは御自身で届出をしたらうということになっていたわけではございます。したがって、いわゆる届出忘れというのがかなり存在したことは事実でございます。また、一時、例えば、よく言われますように、生命保険などにお勤めになりました女性の皆さん方が、御本人はそんなに気付いていなかったけれども、その時期厚生年金に入っていたと、そしてそれを数か月で辞めたその後で、本当は届出をしなければならなかったけれども、届出をしてないがゆえにいわゆる三号被保険者にすなわけていないと、こういうケースが存在したりと、大変そういう意味があったわけではございますが、平成九年にわ

ゆる基礎年金番号というのが導入されて、これは平成十年からでございますけれども、企業やそれから役所をお辞めになりましたときには、その皆さん方に対して御通知を申し上げるということをしておりまして、一遍駄目なときには半年後にもう一度御通知を申し上げる、二回今御通知を申し上げております。しかし、二回御通知を申し上げて何らかの返事がないというときには、それはもうそのままになっているわけではございませんので、そのお辞めになった方が、例えば女性で三号被保険者になられるのであればそれはもう別途今お入りいただく必要はないわけではございますけれども、そうでない方はお入りをいただくかなきゃならないわけではございます。二回、二回で終わりとはいふことではなくて、それでこの状況が分からないときには、その後もう少し丁寧にそこは対応をするというシステムが必要ではないかということを今言っているわけではございます。是非、その辺のところを今検討をさせていただいてるところでございます。

皆年金制度でございますから、そうした制度を確立して、是非、忘れていたというようなこと、あるいはまた、職場が変わったがゆえにそこで途切れるということのないようなシステムというものを確立をしていかなければならないというふうに思っている次第でございます。

○伊達忠一君 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○南野知恵子君 自由民主党の南野でございます。先般、五月十八日には、私が本委員会で質問させていただきまして、その際には、生き方や働き方の多様化に対応する年金制度を作り上げていくという観点から、特に女性と年金の問題についてお尋ねいたしましたので、本日引き続き、この女性と年金の問題について掘り下げてみたいと思っております。

まず、次世代育成支援と年金という観点からで

ございますが、今回の年金制度改正では、育児休業期間中の保険料免除制度の拡充などが提案されております。その実効性を上げるためには、育児休業の取得やまた勤務時間帯の短縮など、子育てしながら仕事を続けられるための施策が充実していかなければならないと、これは当然でございます。

そこでお尋ねしたいのは、育児休業などの利用状況は現在どのようになっているのか質問したいわけでありまして、また、育児休業などの利用促進を含めまして、子育てしながら仕事を続けられるための支援策をどのように進めていったらいいのか、またその取組について質問させていただきます。

○政府参考人(佐藤忠春君) 育児休業についてのお尋ねでございますが、若干時点が古いんですが、十四年度育児休業の取得率がございまして、男性が〇・三三％、女性が六四％というふうになっております。

政府といたしましては、当面これを、男性につきましては一〇％程度に引き上げようということを目指して立っております。女性につきましては八〇％程度を目標にするという目標を掲げておるところでございます。

また、非常にこれと密接に関連をいたします小学校に上がるまでに、育児休業ではありませんが、勤務時間の短縮というのにも非常に効果的な政策でございますから、これが現在九・六％というような状況であります。こういったものについては、これを当面二五％を目標に拡充していこうということと今鋭意政策を進めておるところでございます。

当面の対策といたしましては、昨年成立をいたしました次世代育成支援対策推進法に基づきます企業の行動計画、これを今年度中に策定をしていただくことになっておりますので、こういう中で具体的に、それぞれの企業ごとに、できれば具体的な目標数値、年限等を明示して取り組んでいただきたいと思います。そういう環境作りにこれから取り

組んでまいりたいと思っておりますし、それから、今国会に育児休業をより利用しやすくするための改正案を今提出をさせていただいておりますので、こういったものを成立をさせていただきまして総合的に対策を進めていきたいというふうに考えております。

○南野知恵子君 年金制度の中での取組ということだけにどまらずに、広く世代育成ということへの支援体制が重要であると思っております。積極的な取組が必要であると思っておりますが、持続的な年金制度の構築に結び付けていただきたいと思います。男性が〇・三三％、もう子育てしないとおっしゃっているのか。また、女性は六四％、何となく任されているという背景を我々変えていかなければならないのではないかなと思っております。

そこでまず、昨年成立いたしました次世代育成支援対策推進法、これにつきましては大きく期待を寄せているところでございますけれども、その実施状況は現在どのようになっているのでしょうか。また、次世代育成支援全般につきまして今後どのように取り組んでいけるのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(坂口力君) 次世代育成支援対策の全体として非常に今大事な問題だというふうに思っております。

これは、一つは働き方、男性も含めた働き方を今後どうしていくかという問題がその中に含まれております。それから、地域におきます子育てをどう連帯の中で進めていくかという問題がございます。大きく分けましてその二つだということに思っております。これは、政府と地方公共団体、そして企業の皆さん方にもお入りをいただいて一体的に進めていく必要があるのではないかと、このように考えております。

地方におきましては、それぞれの市町村におきましていわゆる基本計画というのを作っていただくようお願いをしているところでございまして、各市町村におきましては、昨年度、住民に対

するニーズ調査等も実施をいたしていただいております。今後、どういふふうにしてその地域の実情に応じた育児支援をしていくかといったことを、それぞれの地域の特徴もあらうかと思ひますから、そうしたことも踏まえておまとめをいただくということになっているわけでございます。

また、企業におきましても計画をお作りをいただくことにそれなれるわけでございますが、現在のところ、その中でも七十か所の事業主団体、これを、計画策定に關します相談支援を現在行っております。代表的にそうしたところいろいろおやりをいただいて、そして、その中でいろいろ起こつてまいりましたような問題点等も検討させていただきます、また、そのことを、他の企業もそれをごらんをいただいてそしてそれぞれに生かしていただくといったようなことを今行っている最中でございます。

さらに、国会におきましては、児童手当の対象年齢の引き上げます法律でございますとか、児童虐待防止対策の充実強化ですね、そうしたことも盛り込んだもの、あるいは育児休業制度をより利用しやすい仕組みを考えたもの、こうしたものを法案としても出させていただいているところでございます。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

いろいろと計画を立てていただいておりますが、これまでの合計特殊出生率、その回復がない場合、また更にそれが低下する場合などには、やはりより厳しい状況になるという見通しが論議されてまいりました。私も同じように、一・三二のことについては質問してまいりましたけれども、欧米主要国の中でも最も低い水準であらうかというふうに思っておりますが、これらを悲観的なシナリオで論議するだけではなく、政策目標として次世代支援政策の積極的な展開ということを取り入れながら回復を目指すことが必要であらうかと思っております。

そこで、合計特殊出生率が、高位推計とまではいかないにしても、仮に中位推計又は高位推計の

間で推移したような場合には、世代交代率の見通し、これはどのように変化していくのでしようか。一定の仮定を置いた粗い試算であらうかと思ひますが、お示しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(吉武民樹君) 出生率一・五二ということで試算を行っております。この一・五二という数字は、仮に御夫婦が理想子供数まで子供を持たれるという、理想子供数と実際に出生される子供数は違ひますので、そこが仮に理想子供数まで持たれると、あるいは、現在の人口推計で、五年前、その前の人口推計で最大の違ひは、御案内のとおり、一九六五年生まれの世代、このコホートが、結婚をされても子供さんを作る数が約一割減つてきているという、k1と言われまうけれども、従来一というふうに想定していたものが〇・九に下がつてきているという形でございまして、これは今回の人口推計で初めて継続的な特徴がとらえることができたということでございまして、これが、従前のように夫婦の出生力の低下が復元をしたという場合を想定いたしましたもほぼ一・五二ということになる。

そういう意味で、一・五二で試算をいたしますと、基準ケースの場合で申し上げますと、二〇二〇年、平成三十二年でございまして、調整が完了いたしました、その時点の所得代替率の見通しは五〇・七％ということ、基準ケースから約一・五％程度上昇するということと見込まれます。

○南野知恵子君 ただいま御答弁にもございましたように、年金制度を取り巻く諸前提によつて給付水準の見通しというものは幅を持って動いていくというふうな思われまう。年金制度の中だけの議論ではなく、その他の施策、またそれらの効果と一体的に考えていかなければならない、そういうものを改めて指摘しておきたいというふうな思っておりますが、次は離婚時の年金分割について質問したいと思っております。

離婚に際しましては、婚姻期間中の第三号被保険者であつた期間については二分の一に分割、それ以外の期間については合意又は裁判所の判断に

より分割できる仕組みとなつていと思ひます。

質問させていただきたいのは、同じ婚姻期間中で、第三号被保険者の期間について制度として一律に二分の一に分割する、一方で、それ以外の期間は双方の合意や裁判所の判断に分割割合がゆだねられていという違ひがあるのはなぜなのでしょう。国民の方々にも分かりやすい御説明をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 第三号被保険者制度の在り方につきましては非常にいろいろの御意見がございまして、いろいろの御意見があります中で、現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位の制度に向けて見直していこうとするものでございまして。現在の世帯単位を個人単位にも早く直すべきだという御意見もございまして、それから現在の制度を存続する中で改革すべきところを改革すべきだという御意見、両方ございまして。調査等、アンケート調査等で見ますと、現状を維持する中で改革を行うべきだという御意見の方が多かつたりするものですから、現在のところそういう対応をさせていただきます。

この期間中に例へば御主人が、これは第二号被保険者になるわけでありますが、負担した保険料につきましては、法律上、夫婦が保険料を共同負担したものであることを基本的認識とした上で分割を認めるものでございまして。一方、第三号被保険者期間以外の期間、例へばお勤めになつていたとかそういうことだと思ふんですね。その期間、すなわち夫婦それぞれが働いてい期間について

の厚生年金の分割制度というのは、夫婦それぞれが自らの就労などによつて年金の権利をそれぞれが持ちになつてい期間でありますから、それに加えて、離婚時に夫婦間の協議若しくは裁判所の決定によつて厚生年金の分割を認めるという制度にしたものでございまして。

ですから、それぞれが働いておみえになりますときにはそれぞれの年金というものをやはり重視をする、第三号被保険者におなりになりましたとき

には夫婦間でそれは共同で保険料を出しているという考え方に整理をすると、そういうことでございまして、今回そういうことで整理をさせていただきます。離婚件数、残念なことでございますけれども非常に増加いたしております、夫婦の年金受給額には大きな違ひがございまして。離婚した場合に、女性の高齢期における所得水準が非常に低くなるという問題が生じております。

これは、年金以外の財産について民法上認められてい離婚時の財産分配というものもこれはあるだらうというふうな思ひますけれども、厚生年金につきましても分割を行える仕組みを創設したと、こういうことでございまして。

○南野知恵子君 よく分かりましたが、本当に離婚ということは避けていたきたいというふうには思ひます。

これは夫婦仲良きことが一番いいことではございますが、どうしてもそのようなことに至つた場合、今、大臣のお話は了解できましたが、当事者同士の合意が成立せず、裁判所の判断にゆだねられるような場合、司法手続における分割割合の判断基準というものはどのようになつていのか、こゝら辺も強い関心が国民にあると思ひますのでお尋ね申し上げます。

そして、第五の質問といたしましては、司法手続における基準、判断、これは平成十九年四月の制度実施に向けて調整、検討されるということになるだらうと思ひますが、現段階のところでお尋ね申し上げます。

○政府参考人(吉武民樹君) 今、大臣からお話ございましたように、第三号被保険者期間以外の期間を含めたいわゆる協議分割といひますが、これについては、離婚の際の、例へば共働きの方でありますとか、あるいはサラリーマンの夫と自営業の妻の方でありますとか、そういう非常に多様な世帯を対象といたしておりますので、それぞれの世帯の実情、あるいは年金以外の諸事情も併せて考慮していただくのが適当であるというふうな考えます。

したが、いまして、まずは夫婦の合意で適切な分割割合を決めていただくことが適当でございませうが、御夫婦双方の標準報酬の合計額、例えば奥様が二十万、それから夫が三十万ということになりますと合計して五十万になりますけれども、この二分の一の範囲内で定める仕組みをいたしております。つまり、二分の一を上限といたしまして、ことによつて、例えばどちらの方が年金がなくなるとか、そういう事態を避ける必要があるだろうというところで五〇％の限度を設けておりますが、その範囲内で御夫婦間の協議あるいは裁判所の決定により定める仕組みをいたしております。

それで、実際に御夫婦間の協議のときはそれで定まるわけですが、裁判所の決定によります場合にございましては、今回の改正法案の中にも、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度、それからその他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割割合を定めることができるということでございまして、まず基本は、保険料納付に對します御夫婦それぞれの寄与の程度に応じて分割割合を考えていただくというのが原則でございまして、これに、やむを得ない事情があります場合には、例えば補充的に慰謝的な要素あるいは扶養的要素を考慮することも否定しないという考えであります。

この考え方は、現在行われています財産分与の場合に基本的に取られる考え方に近いものでございまして、こういうことにつきまして、実際の施行までに、司法当局も含めまして、専門家の御意見も伺いながら更に検討を進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

○南野知恵子君 次に、実施時期についてお伺いいたします。

今の分割の問題についてもいろいろやこしいだろうと思いますが、避けたいものだなと思っておりますが、この施行時期が、第三号被保険者期間についての年金分割は平成二十年四月から実施、そしてそれ以外の期間についての年金分割は平成十九年四月から実施というふうになつてお

り、このことについても、前にも質問させていただきましたが、いずれもが離婚時に着目した年金分割であり、国民の関心が高い内容であるというところもこれあり、双方の実施時期が若干一年ずれるという形になっているのはなぜなのでしょう。お尋ねします。

○政府参考人(吉武民樹君) 離婚の際の協議を中心とします分割につきましては、当事者の合意あるいは裁判所の決定になりますので、過去の期間、法施行前の期間につきましてもこれは分割の対象となつてまいります。

第三号の分割は、これは法律によつて分割割合を確定的に決めますので、これは実は、過去の加入期間につきましてもさかのぼつて分割することは問題があるだろうということとございまして、これは将来について分割をするという仕組みを取っております。

そういう意味で申し上げますと、この両方はこちらも可能なわけでございまして、要するに、離婚、協議による離婚あるいは家庭裁判所の関与による分割の方が対象範囲としては広いわけでございまして。したがって、私どもはまずこれをできるだけ早く実施をしたいということとござい

ます。ただ、先ほども申しましたように、今後、その司法手続の詳細あるいは判断基準について、司法当局も含めまして専門家で検討していただく必要がございますので、その司法手続における実施体制、家庭裁判所における実施体制の整備の問題が出てまいります。

それから、これは額を分割をいたしませんので、期間を分割をいたしますので、額の分割ですと、例えば報酬比例年金、十万円年金をもらえた方が五万円分割されるわけですが、これは額の分割ですと、例えば夫が死亡しますとなくなつてしまふという問題がございます。ですから、そういう期間を分割をいたしまして、御自分の加入期間として補充をされますので、夫が死亡されても自分の部分はずっと続くという形になつていま

す。

そういう意味で、年金分割という新たな仕組みに対応して、これを処理するための記録のシステムの整備が必要でございまして。そういうことも考えまして、今のその協議分割の方を十九年四月というふうにいたしております。

それから二十年四月、一年後の第三号被保険者期間の分割制度につきましても、これは法律で一律に二分の一というふうに定めますので、そういう意味で、国民の方々に広くこういう仕組みがこれから適用になりますということをより周知する必要があります。一年後に実施するということにいたしております。

○南野知恵子君 大体、難しい問題であるということとは分かりました。

この離婚というものは一分四十九秒に一組が発生しているということにつきましては、今お話しになられましたいろいろな仕組み、その体制を確実に整えまして、そして国民にも十分周知徹底していただきたいというふうに思っております。

次に、年金と女性という観点からの続きでございますが、まず第三号被保険者としての届出がなされなかった結果として、老後に受け取る年金額が少なくなるなどの問題点がございまして。このような問題は主にどのようなケースについて生じており、現在のどの程度の方がおられるのか、分かる範囲で簡単に御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(薄井康紀君) 第三号被保険者につきましては、未届け、したがって保険料納付済期間に算入されない期間が生ずる理由といたしまして、いろいろなケースが考えられるわけでございまして、いろいろなケースが考えられるわけでございまして、届出が必要なこと、このことが認識されておらず届出が行われていないというケースが一つのタイプとしてあらうかと思ひます。

それから、これは生命保険会社などに短期間就

労されたケースなどで生じたこととございませうが、御本人が短期間就労して厚生年金の適用、第二号被保険者になつたと。そのことについての認識がないまま、再びそれを辞めまして第三号被保険者になつて、その段階で届出が要するわけですが、その届出が行われていなかったケースがございませう。

それから、これは今度、配偶者の方の状況でございませうけれども、第二号被保険者でございませう配偶者の方が退職をされまして、しばらくして、若干間が空いて再就職をするというケースがあるわけでございますけれども、その期間が非常に短かつたために、改めて第三号被保険者としての届出をする必要がないといひましようか、必要があるのかかわらずそれが行われていないと、こういうケースなどが考えられるわけでございませう。

そもそも、第三号被保険者としての届出を、一切されていない方はなかなかこれはつかまえていくわけでございますけれども、これまで第三号被保険者としての届出をされた方のうちで第三号被保険者につきましても未納期間、未届け期間と、こういったものがある方の人数、これ平成十三年の七月時点で調べてございませうけれども、約十八万八千人というふうに推計をいたしております。

○南野知恵子君 確かに全体数を把握するのは難しいんですが、十八万八千人と、これはやはり大きな数であらうかというふうに思っております。第三号被保険者の届出につきましても、それまでの手続面においてどのような改善策を講じてこられたのか、これも簡単にちよつと示してくださいませ。

○政府参考人(薄井康紀君) 先ほど申し上げましたように、御本人が届出をいただく必要があるわけでございますが、平成十四年の三月までは市町村の窓口の方に届出をいただくということになつておりました。

で、平成十年度からは、基礎年金番号を活用い

たしまして、第二号被保険者、会社を例えば退職されたケースなどで第一号被保険者になられるケース、あるいは第三号被保険者になられるケース、両方あるわけでございますけれども、どちらの届出も出てこない方につきましては、届出用紙を同封いたしました通知を送付して届出を促してきたところでございます。

そしてさらに、平成十四年の四月からでございますけれども、この第三号被保険者の届出、従来市町村経由であったわけですが、これを事業所経由に改めると、配偶者の方の勤め先の事業所経由で届出をしていただくということでございまして、健康保険の被扶養者の届出を提出される際に同時に第三号被保険者の届出もしていただく、こういうことによりまして、これによりまして届出漏れというのは極力防止できる形になったと考えているところでございます。

○南野知恵子君 だいたいその答弁をお伺いしますと、基本的には新たに発生していく性格のものではなく、これまでの過去の未届けであったというようなところで、これに対する救済措置を取ることで、助かる人も大分増えてくるのかなというふうには思います。

次は、第三号被保険者の届出がなされていない方々に今後どのような特別措置を講ずるのか、その内容と実施時期について簡単にお触れいただきたいと思います。

○政府参考人(吉武民樹君) 今お話ししましたように、平成十四年四月以降、第三号被保険者の届出は、従来市町村を経由して行っておりまして、事業所を経由して健康保険の被扶養者届出と一体として届け出るということでございますので、基本的には漏れがない状態が実現できるだろうということがあります。

こういうことが実現をいたしましたので、これまで届出漏れによりまして未納期間扱いとなった期間につきましては特例的に届出を認めることにいたしましたので、その未納期間について保険料納付

済期間とするという、年金給付がその期間出るという形の改正を今回の法案に盛り込んでございます。

それから、非常にまれなケースでございますが、今後、事業所を経由して、通常ですと健康保険の被保険者証が必要でございますので届出漏れが起きることはまずないだろうというふうには思いますが、しかし、例えば家庭の中で非常に、人間関係が非常にうまくいかなければ故意に第二号被保険者の方がその手続をされないというようなことも考えられますので、今後は、二年以上遅れて第三号被保険者の届出をされた場合に、御本人の責によらないやむを得ない事由がある場合には二年以前の期間についても保険料納付済期間に算入するという、こういう内容を今回の法案の中に盛り込ませていただいております。これは平成十七年四月から施行することにしたしております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。今の御答弁聞くと、家庭内の人間関係にまで配慮した、優しいというか、そのような法律の改正というふうにも思っておりますので、一日も早い実現、それを願っているところでございますので、よろしく願います。年金制度改正に向けて頑張っていたきたいというふうにも思っているところでございます。

次は、ちよつとニュアンスを変えた質問でございます。

性同一性障害の問題についてでございますが、この制度とは若干懸け離れていると思えますが、女性と年金の問題と、その関連として取り上げさせていただきます。

昨年の七月十六日に成立いたしました性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律では、老齢基礎年金などの支給要件などの特例が定められておりますが、その内容につきましては、男性から女性に性別を変更された場合について、またその逆の場合についても御説明をいただけたというふう

に思っておりますので、お願いします。

○政府参考人(吉武民樹君) 年金法におきまして、昭和二十六年四月一日以前に生まれた方、六十一年の、昭和六十一年の基礎年金制度が実施されましたときに三十五歳以上の方につきましては、男子の場合には四十歳以後、女子にありましては三十歳以後の厚生年金の被保険者期間が十五年から十九年、これ生年によって異なりますが、以上を有する場合には、二十五年の受給資格期間を満たさなくても老齢基礎年金等が支給されることになっております。

これは、従前の厚生年金で中高齢の特例というのがございまして、中高齢の後サラリーマンになられた方については、本来二十年の期間でござい

ますが、これを短縮して受給に結び付けるという措置がございまして、その言わば経過措置としてでございます。将来的にはこれはすべて二十五年に統一をされるということでございます。

この特別措置につきまして、性同一性障害者特例法で年金独自の手当てを行わないというふうになりますと、男性から女性への性別変更を行われますと、女性とみなされることとなりますので、今申し上げました三十五歳という形で要件が緩和されることとなりますし、逆に、女性から男性へ変更した場合には、男性の四十歳以降という厳しい要件になるということがございまして、このよう

な結果につきましては、性別変更前に生じております身分関係等は基本的に尊重するという性同一性障害者特例法の原則に反するというところでございまして、性別変更者に想定していない利益、不利益を生じさせることになるということ

で、皆様の窓口におかれましては、いろいろな課題があると思いますが、優しく取り扱っていただきたいというふうに思っております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。性同一性障害の方々もこの問題については関心を持っておられるというふうに思っておりますし、本件を質問させていただきましたのは、法律

公布後一年を経た今年の夏から施行されますので、皆様方の窓口におかれましては、いろいろな課題があると思いますが、優しく取り扱っていただきたいというふうに思っております。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農林年金についてのお尋ねでございます。今、委員の御質問の中でございましたとおり、平成十四年四月に厚生年金と統合いたしましたので、その際の取扱いといたしまして、統合前の職域年金相当部分、いわゆる三階部分でございますが、これは特例年金として給付していくということが措置されたわけでございます。

今回、この特例年金制度の今後の安定的運営を確保するというところで三ポイント制度改正を盛り込ませていただいております。一つは、特例年金額の改定ということでござい

ます。平成十五年度に他の公的年金がマイナス物

価スライドする中、特例年金はマイナス物価スライドしなかつたわけでございますが、今般、この厚生年金におきます年金額の改定の状況なり、あるいは特例年金の財政状況を踏まえまして、特例年金につきまして過去五年間の物価スライド分の二・九分を引き下げると、これが一点目でございます。

それから二点目といたしまして、物価上昇時の措置ということで、これも、今回の厚生年金制度改革におきましてマクロ経済スライドが導入されたわけでございまして、この厚生年金額の減額調整分を特例年金の従前額保障により補てんするということになりますと、新たな事態でございまして、これを回避するという措置を盛り込んだのが二点目でございます。

それから、物価下落時の措置ということで、物価の下落によりまして厚生年金が減額される場合、当該減額分を特例年金の従前額保障によりまして保障するということを回避すると、以上三点でございます。

この特例年金におきます女性の方の受給者数というのは約十五万三千人おられます。御質問の中でもございまして厚生連の看護師の女性の方々もいらつしやるわけでございまして、今後ともこの特例年金の安定的な運営が図られるように十分指導してまいりたいと思っておりますのでござい

ます。また、二点目といたしまして、この特例年金の費用の負担をどうしてきたのか、また、今回変わるのかということでございます。

この特例年金の財源につきましては、統合時の際に厚生年金への移換金ということでの措置がございまして、これを除いた残余積立金、これが一つの財源になります。それから、農林漁業団体から統合後徴収いたします特例業務負担金、こういうものの二本で財源としておるところでござい

ます。この団体が負担をいたします特例業務負担金でございまして、統合時に段階的に負担率を

引き上げていくということにしております。具体的には、標準報酬額に對しまして、平成十六年九月までは〇・四、平成二十年九月までは一・五四、平成二十四年三月までは一・九六四、というところでの徴収を決めているところでござい

ます。今回の改正におきましてはこの負担率の変更は行わないということでございますが、今後とも、将来にわたつて給付と負担の均衡を図るということでの運営ができるように指導してまいりたいと、こう思っております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。ただいまの御答弁を伺いまして、今回の改正案が特例年金制度の安定的な運営に資するものであり、特例年金を確実に支給するということにもつながるものというふうに思いました。これで、働いておられる方々も安心されるというふうに思っております。

今まで御質問させていただきました時間の中でできる限り女性と年金の問題を中心に議論させていただきましたが、女性という立場からもいろいろな課題があります。改めて今回の改正の早期成立が強く望まれるものであるということを実感いたしました。

このことを申し上げまして、是非、今も、それから将来に向かって、いい年金である、価値ある、年金を納めて価値あるものであるということに仕向けていただきたい。安心、安全の生活をみんな希望いたしております。そのような観点からも、日本の年金いいねと言われる方向に向かって進んでいただきたいというふうに思っております。

これをもちまして、質問終わります。ありがとうございます。

○若林秀樹君 民主党の若林秀樹と申します。

厚生労働委員会では初めて質問させていただくことになると思います。坂口大臣の顔を見ていると余り違和感はないんですが、それもそのはずで、昔から一緒にまた仕事をさせていただいたと

きもありましたけれども、今日は胸をかりて質問をさせていただきたいというふうに思っております。

一言で言つて、この法案は、私は命名したんですけれども、年金独り善がり、独善法案だというふうに思っております。自分さえ良ければ、要は日本経済や国民の生活なんか知ったこっちゃない法案ではないかというふうに思っております。なぜかといえば、この年金制度も広く言えば日本の経済のサブシステムでありまして、年金制度そのものが独立して動くわけではないわけです。経済が動けば年金制度の仕組みも変わらざるを得ない、年金制度の今回の提案されていること自体が経済への影響を与えているという、こういうある意味での従属変数の中で動いているから、これ決めたらこれで行くんだということはほとんどあり得ないにもかかわらず、そういう錯覚を私は与えている法案ではないかというふうに思っております。

そういう意味で、まず、年金不信の要因についての基本認識についてお伺いしたいというふうに思っております。

一昨日の朝日委員の質問にもありましたけれども、所得代替率約五〇％を達成できない場合の措置として調整期間の調整その他の措置を講ずるということが附則に書いてあるわけで、坂口大臣の答弁によれば、税投入もあれば支給年齢の引上げもあれば、あるいは保険料の値上げする可能性もあるということをお答弁されたわけであります。

改めてお伺いしたいと思いますが、年金一〇〇年安心プランと示されている百年を経過する前にこの保険料の引上げも今回の法案の中には十分可能性あるということではないかというふうに思いますが、そのことを国民は想定しておくべきか、まず大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 若林議員には今までもいろいろお世話になってまいりました。若林議員の今の御質問でございまして、先日、朝日議員から御質問をいただきましたので、そして現

在のこの私たちが掲げております年金制度、この一八・三〇％という保険料の上限、そして給付の方は五〇・二％という下限、この両方を掲げていて、それが守れないときというのがあったときにどうするかという御質問であつたというふうに思

います。我々としては、これを守るような運営というのがまず大事というふうに思っております。で、経済的な運営あるいはまた少子化に対する運営、そうしたことが大事だというふうに思っておりますが、それを行うということを言っておりますけれども、未来永劫それじゃそういうことは一切起こらないかということになれば、それは論理的な話としてはそれは起こることもあり得るだろうということとは否定できないと思っております。

そのときに一体どうするかということでございましょう。そのときにどちらを選ぶかと、保険料の方を選ぶのか、あるいは給付の方を選ぶのかということとがそこにかかるわけでございまして、五〇・二％の給付というのは守つていきたいということになりますと、その足りない分は何によつてこれは負担をするかということになつてくるわけでござい

ます。負担の選択肢といたしましては、それが非常に短な期間でありましたら、調整期間をどうするといったようなことも必要かというふうに思いますが、二〇二三年にかかまして調整していくわけでありまして、そうしたことの調整を行うということもありませんけれども、それだけではなくて、更に困難な時代が続くというようないふことがあり

ました場合に、そのときには税でそれを賄うか、あるいは保険料で賄うか、あるいは積立金を使うかというのを選択肢としてあり得るということを示し上げたわけでござい

まして、そういったしますと、ほかの選択肢を選ぶを得ないということは起こり得るということだというふうに思っている次第でございます。

○若林秀樹君 正直に答えていただきましてありがとうございます。

いづれにせよ、環境が変わったときには、その際の措置には保険料の引上げも入るということではないかなというふうに思います。

ただ、坂口大臣の話を聞いていて、どういう思想でそれを、措置を講ずるかという話が、最初は給付のかなと、給付を中心に考えて、それを守るために財源をどこかで確保するのか、保険料を固定して給付で調整するのかということ自体が、最後でちよつとこけたような形になりましたけれども、その辺に関する思想というか、考え方についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) これも先日、朝日議員からお聞きをしたところでございまして、正式には朝日議員にもう一度お答えを申し上げなければいけないことだというふうに思っております。

ここは、負担と給付をこれからどうしていくかということでございますが、私たちの考え方としては、負担の方を引き上げていくことなしに最終的に五〇％の給付を確保することはできないと思っております。したがって、保険料のほかに税を導入するということになれば、それはまた話は別でございますけれども、五〇％を確保するための必要な額を保険料で確保していくということになりますと、一八・三〇％まで引き上げていかなければ、将来五〇％を超える年金というものは確保できないというふうに思っております。

しかし、そういうふうに思っておりますが、それができ上がった将来におきましてどちらを、何らかの非常に困難な事態に日本の国が直面をするといったときにまずどちらを優先して考えていくかということにつきましては、先ほども申しましたとおり、五〇％の年金額を維持してい

くということを先に考えて、そしてそれに対する負担をどうするかというのを考えていく手順が大事だということを申し上げた次第でございます。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

要は、どちらかといえば給付水準を中心に大事にしていくと、結果としてそれを、給付水準を守るためにその財源として保険料の引上げはあるというのを明言されたわけですから、私は、そういう意味では今回のこの改正法案は条件付保険料固定方式ではないか、この条件付保険料固定方式というのをもうちよつとやっぱり前面に言わなきやいけないのではないかなというふうに思いますが、そのことについてきちつとやっぱり国民に、今回の法案はそんなんだということをやっぱり言うべきではないかと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 先ほど申し上げましたように、選択肢として幾つかの選択肢があることは事実でございますから、率直に私は申し上げたわけでございます。選択肢としてあるということを示し上げたわけでございます。

しかし、その中で、我々は一八・三〇ということとをこの法律の中でこれはうたっているわけでありまして、そこを動かすことはできない、将来また法律改正があつて、新しい法律をまた作るといふ将来の皆さん方がお考えになりますときにはそれはあり得るだろう、しかし、この法律を、この法律を維持をしていく、これが通していただく仮定をして、この法律が維持をしていく以上は一八・三〇を維持していくことだということふうに思っています。

しかし、将来それを、もしもそういう事態になりましたときに、これは税でしていくとかあるいは保険料でいくとか、様々な御意見、将来それは出るだろうと思ひます。だから、将来のことまで、将来の皆さん方がお決めになることまで、それを現在、未来永劫変えるなということとは、それは言えませんが、現在の私たちの考え方は、一

八・三〇％までは是非お願いをしたいと。それで、しかしそれでもなかなか、これ一八・三〇でも厳しいという御意見あるわけでありまして、それ以上にするのは、選択肢をすることはでき得ない。さすれば、その分は税で行うか、あるいは積立金を使用するかというような事態は起こり得るということをお願いしております。

○若林秀樹君 聞いているとますます分からないんですが、その他の措置を講ずる中に保険料の引上げも入るとこの間答弁されているわけですから、今回の法律そのものは一八・三〇というふうな書いてありますけれども、この五〇％を維持できない場合にはその他の措置というところに様々な手段があるということでありまして、やっぱりこの事態が、やはり一〇〇年安心プランと言っている以上、やっぱりそういうことはきちつと国民に説明すべきではないかなというふうに思ひます。その上で、広報物へ、仮にこの法案が通つたらそういう、今回の法案は一八・三〇です、これ条件付なんですときちつと明示しないと、これ偽りの表示に仮になりますので、そういうところも含めてやっぱり考えなきやいけない。

そういう意味では、この法案そのものがもう根本的にやっぱり欠陥法案ではないかなという、あるいは暫定法案ではないかなというふうに思ひざるを得ないと思ひます。もしそういうことであれば、はつきりそういうふうに言わないと、結局国民をだますことになります。

長期的な経済の見通しなんというのは当たらないですね、これは。例えばこの十年間、政府見通しと実績見ただけの平均、お幾つぐらい、幾つぐらい差があると思ひますでしょうか。何と一・九％。十年で割つても毎回予想とは当たらないですね。それだけやっぱり経済というのは生き物ですから、それを全部固定した上で、こうだからこれできるなというのを言うこと自体が、私はこの法案が問題があるのではないかなというふうに思ひますので、もう一回だけきちつとその辺について国民に分かりやすく答弁していただ

きたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 経済、生き物でありますし、これからどういふ事態が起こってくるかということは、将来の問題として予測し難いことがありますが、それはもう御指摘のとおりでございます。

現在、我々が想定いたしております実質経済、実質賃金の上昇率、あるいはまた少子高齢化の進み方、そうしたものが大きく影響をしてくること事実でございますし、とりわけ、我々は合計特殊出生率のことを取り上げておりますけれども、それだけではなくて、高齢化がこれから更に進んでいくというふうなことになるならば、それも一つの要因になつてくると思つたようなことはあり得るだろうというふうに思つている次第でございます。

そうした中で、いろいろなことが起こつてまいりましたときに、我々は、まず、現在出しておりますこの法律の中でやっておりますという政策を行うというところが大前提でございますけれども、もしそこが不可能だというようなことが起こりましたときに一体どうするかという御質問でございます。幾つかの選択肢があり得る、しかし、その選択肢があり得ることと、そしてそこでどういう政策を選ぶかということとはこれは別なことだということとを私は申し上げていくわけでございます。どれを選ぶかということにつきましては、この法律の中で、保険料につきましては一八・三〇を上限としますということをおっしゃるんですから、他の選択肢を選ぶ以外にないだろうということを示し上げていくわけでございます。

○若林秀樹君 またちよつと答弁の中身そのものが変質しているのではないかなというふうに思ひますが、(「ちよつと止めましょうか」と呼ぶ者あり) はい、じゃ、止めて。(発言する者あり)

○委員長(国井正幸君) いや、発言者ですから、待つてください。若林秀樹君、質問続けてください。質問を続けてください。

○若林秀樹君 今の答弁じゃ納得できませんので。(発言する者あり)

○委員長(国井正幸君) どこがあれですか。(発言する者あり)

じゃ、速記止めて。速記止めて。

(速記中止)

○委員長(国井正幸君) じゃ、速記を起こして。

○若林秀樹君 この間の答弁では、朝日議員も質問したんですけれども、選択肢は三つあるということですから、保険料の引上げは排除してないわけですね。でも、今日の答弁は、最後になって保険料は引き上げないことをまた質的に変えていますので、それはやっぱり答弁の食い違いがあるというふうにここで申し上げておきたいと思ひますので、改めてもう一回これは同僚議員の……(発言する者あり)じゃ、もし、じゃ、その辺で再答弁してください。

○国務大臣(坂口力君) この前、朝日議員に御質問いただきましてお答えを申し上げましたものごにござります。先日……(発言する者あり)

○委員長(国井正幸君) じゃ、速記止めて。

(速記中止)

○委員長(国井正幸君) 速記を起こして。

○国務大臣(坂口力君) 朝日議員の御質問に対しては、これは改めてお答えをさせていただきますというふうな思ひしております。

先ほどから何度か申し上げておりますように、朝日議員から、万が一、起こり得る、起こらないとは言えないと、そういう両方を維持していくことが、そのときにどうするかという御質問がございまして、それに対して、それは五〇%の方を重要だというふうに考えていきますということをお願いして、そうすると、そのときに足らない財源をどうするかというお話がございまして、私の方から、それは一般財源から、あるいは積立金からといったようなことがございますということをお願いして、それに対して朝日議員の、これはもう一つ忘れてやしませんかという御意見がありまして、それは、選択肢としては保険料という選択肢もそれは客観的な問題としてあり得るということをお願いしてあります。しかし、その

中でどれを選択するかということは、それは政策の問題でございますから、客観的な幾つかの選択肢があることとどれを選ぶかということとは別の問題だということを申し上げておきます。

○若林秀樹君 要は、三つの選択肢の中に保険料の引上げはあり得るということを今、再答弁で確認をさせていただきましたので、それを受けてまた同僚議員の朝日さんの方から質問を続けさせていただきたいと思ひますので、時間がありませんので次の質問に移りたいというふうに思ひます。次に、谷畑副大臣の年金の未納問題についてお伺いしたいと思ひます。

これまでは、どちらかというと厚生担当の森副大臣の年金未納のものについていろいろ指摘されていた点がありますけれども、今日は谷畑副大臣の方の未納問題についてお伺いしたいと思ひます。

やはり信頼と安心の年金制度を実現するためには、政府側の信頼というものが非常に重要になります。そして、一方、一政治家と見たときに、何よりも大事なものは信頼であります。その信頼を裏切るようなこの年金未納問題、これは中身だけ見ますと森副大臣よりもっと罪が重いんですよ、これは。確信犯として長期にわたって未納されていると。

これは、初当選のときに、平成元年八月から七年六月まで未納されておりましたけれども、私が問題としたいのは、これ自体はもう問題なんです、会見の中で、正直な話、いわゆる多少未納期間があつたと認識していたと答えられているわけですよ。つまり、五月の七日ですかね、発表されたのは。その前にもう認識していたということをお願いしているにもかかわらず、衆議院を通過するまでこれを言わなかったというこの道義的責任、うそは、やっぱり私はちょっと許せないと思ひます。

これについて御答弁願ひます。知っています言わなかったのか。

○副大臣(谷畑孝君) 知っていたということじゃ

ないと思ひます。

私自身、五月の七日の安倍幹事長の発言ということの中で、五月の十日に社会保険庁から回答をいただいて、そして五月十三日に森副大臣と一緒に記者会見ということであつたわけですから、どうして公務で欠席ということの中で秘書に立ち会つてもらつて、そして五月の十七日に記者会見をさせていただいたということでありまして、私自身、この委員会でも何回もお話をしておりますように、平成元年、いわゆる参議院議員に初当選をさせていただいて、五年十一か月未加入期間があつたと、こういうことを記者会見に発表させていただいたわけでありまして。

もちろん、厚生労働副大臣として、今お話がありましたように森先生よりもっと問題だということ、私自身も、期間も長ございますし、正直な話、非常に責任も感じておりますし、毎日毎日この問題について自分自身に自問自答責任を感じておるところでございます。

いざにしましても、厚生労働副大臣としてしっかり仕事をしたいかなきゃならないと、こういう状況でございます。

○若林秀樹君 もうそのことは分かっているんですが、要は、記者会見の中で、正直な話、いわゆる多少未納期間があつたと少し認識していたと思ひますと、でも五月になって改めて調べたら、そういう発表をしたというふうにおっしゃっているんですよ、これは。ということは、五月の七日以前の間に未納だつたということを認識しているということをお願いしているわけですか、これはもう厳然として記録に残っている。そういう意味で私は許せないと言っているんです。ですから、そのことについて言つたのか言わなかったのかということがあります。これ、厳然と言つていますので、そのことに対して政治家としてどうけじめを付けるのかということを伺っているんです。

○副大臣(谷畑孝君) 今、当時の記者会見のことにお話ししているわけでありまして、今、

私何回も申しましたように、しっかりと自分自身が未加入であつたという認識をしたのは、社会保険庁から回答を受けてしっかりと認識したわけでございます。(発言する者あり)

○委員長(国井正幸君) 若林君、質問続けてください。

もう一度意味を、意味をもう一度言ってください。

○若林秀樹君 未納期間、未加入期間があつたということは認識されていたんですかと聞いたときに、いや、実は、正直な話、いわゆる多少未納期間はあつたと認識してはいたんですよ。このことについて、うそをついていたということを認めた方がいいんじゃないですかということを言っているんですよ。

だから、このことに対してイエスカノーかで答えていただきたい。

○副大臣(谷畑孝君) 今、資料を少し今いただきましたのでお話をしますと……(発言する者あり)いやそれは、人間そんな、記憶、全部記憶しているわけじゃありませんので、正直な話、いわゆる多少未納期間はあつたと少しは認識していたと思ひますけれども、しかし、もっとしっかりと、この間、安倍幹事長、五月七日に、それぞれの議員がそれぞれのことを自分自身の責任でちゃんとすべきだということ、これで、私自身、しっかりと調べようと思ひ、そして、まあ調べた結果こうであつたと、こういう発言をしているわけでありまして。

だから、正直な話、やっぱりそういうことをしっかりと分かつておればそういう未加入期間がないわけでございますので、その辺りは、やっぱりしっかりと認識したのは、今、私、記者会見でもそう言っているわけでありまして。その間はいろいろと、ひよっとすればと、そういうことはもちろんあつたかも知れませんが、この認識したのはそういうことであります。(発言する者あり)

○委員長(国井正幸君) 若林秀樹君。(発言する者あり)

谷畑厚生労働副大臣。

○副大臣(谷畑孝君) この五月十日の社会保険庁からの回答をいただきました。私自身、五年十一か月未加入があったというところをしっかりと認識をして、そういうことに基いて記者会見をさせていただいたと、こういうことです。(若林委員の質問に答えていませんと呼ぶ者あり)

○委員長(国井正幸君) 答えています。

若林秀樹君、質問を続行してください。若林秀樹君、質問続行してください。(発言する者あり) 続行してください。続行、続行してください。続行してください。

谷畑副大臣、答弁をしていますから、さらに、不十分だ、不十分だということがあれば、さらに御質問続けてください。

○若林秀樹君 じゃ、これ、最後ですからね。

だから、こういうことを、私は、未納期間はあったと少し認識をしていたと思いますと言っているんですよ。これがイエスカノーなのかということをお伺いしています。

○副大臣(谷畑孝君) 今、言いましたように、五月十七日に、いや、五月十七日の記者会見をさしていただきましたように、五月十日の社会保険庁の回答に基づいて、五年十一か月未加入があったということをしつかりと私は認識したと、こう記者会見でもちゃんと最後はそう言っているわけですから、そういうことでございます。(発言する者あり)

○委員長(国井正幸君) 質問者が、質問者が質問をするのであります……(発言する者あり) ちゃんと御本人の口から言っているわけだから。(発言する者あり)

○副大臣(谷畑孝君) 記者会見でありますので、その中で最後にしつかりと言っていますように、未加入期間を認識したということは、先ほど言いましたように五月の十日であります。それ

での間はすべて加入したとの確信がなかったというのであって、それは認識するということは別だと思ふんです。

そうじゃなければ、そうでなければ社会保険庁に回答を求めないんです。確信を持っておれば求めないんです。だから、すべて加入したことの確信がなかったということ、認識したと私は違ふと思ふんです。

以上です。

○若林秀樹君 もう委員長も私の日本語の理解をしていただきたいと思います。このテキストと言っているんですから、答えているか答えていないか。要は、記者会見で、正直な話、いわゆる多少未納期間はあったと少しは認識しておると思ふます、これを言ったのか言わないのか。もうこれ以上言いません。

○副大臣(谷畑孝君) 言ったのか言っていないのかということじゃなくて、私自身の、本人でありまうので、すべて加入したとの確信がなかったというのと、そして回答をもらって、ちゃんと五年十一か月やはり未加入であったというその回答によつて私はしつかり認識をして記者会見をさせていただいたということです。(発言する者あり)

○委員長(国井正幸君) 谷畑副大臣。

○副大臣(谷畑孝君) 私自身も五年十一か月の未加入のことについて、私……(発言する者あり) いいですね、十六年前の参議院初当選したときの年金のことでありまして、やはり今までもずつと厚生年金は天引きをされておつたわけでありまして、それが参議院に初当選をした中で、そこで私自身がしつかりと認識しておれば、もちろん加入と支払をするわけでありすけれども、そういう瑕疵の中で来てしまったわけでありすけれども、その記者会見の中で、私自身、やはり一定程度加入をしているかしてないかという、グレーゾーンと言つたらおかしいですけども、そういう気持ちの中で保険庁に問い合わせをして、そして回答をもらった中で五年十一か月私が未加入だったんだと、こういうふうにしつかりと

認識をさせていただいたと、こういうことの趣旨を記者会見の中で私自身発言をしたと思ひます。

○委員長(国井正幸君) 谷畑副大臣に申し上げますが、質問者の趣旨に即したなるべく簡潔な御答弁をお願いいたします。

○副大臣(谷畑孝君) 記者会見の中で、私自身の保険の未加入状況についての状況の認識について、いわゆる全行程における加入をしたのかどうかということに対する若干のグレーゾーンといひましようか、いわゆる確信というものが持てない中における問い合わせということで、五年十一か月、いわゆる未加入であったと、こういうふう

に認識をしたと、こういうことであります。

○委員長(国井正幸君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十分再開いたします。

午後零時六分休憩

午後一時十分開会

○委員長(国井正幸君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案外二案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

冒頭、谷畑副大臣より発言を求められておりますので、これを許します。谷畑厚生労働副大臣。

○副大臣(谷畑孝君) 午前中の若林委員の質問に對しまして、整理をしてお答えをさせていただきますと思ひます。

五月十七日の私の記者会見についてですが、その記者会見において、今回の加入状況確認の経緯を説明する中で、正直な話、いわゆる多少未納期間があったとは少しは認識していたと思ひますけれどもその発言があったことは事実であります。

しかしながら、その趣旨は、午前中も申し上げましたが、すべての期間について加入していたかどうかについては自分として多少の懸念を持っていたという趣旨で話をさせていただいたものであります。

ます。

五月七日の安倍幹事長の発言を受けて社会保険庁に確認し、五月十日に未納期間があったことを認識したものであります。

以上です。

○若林秀樹君 最初にそういうふう

に答えていただければもうちょっと時間節約できたんで、要は法案が衆議院を通過する前に未納期間があつたんでないかと認識をしていたということでありまして、これは極めて重大な責任があるというふうに私は感じております。

さらに、安倍幹事長が、今おっしゃいましたけれども、自分の責任ではつきりせよと言われて初めて公表したということですから、言われなかりやもう公表さしなかつた可能性が非常にあるわけですね。これだけ見ても、私は、政治家あるいは副大臣としての資質が私は疑われても仕方がないというふう

に思つております。

この記者会見の最後、締めくくりに、進退については小泉総理に一任しますとおっしゃっています。小泉総理は日ごろから進退は自らが判断すべきものだと言っているわけですから、改めてここで谷畑副大臣の進退問題について明らかにしていただきたいと思ひます。

私は、谷畑副大臣というのは非常に誠実な方だというふう

に思つております。年金のホームペー

ジ見ても、信頼ある年金制度の確立ということを言っているわけですね。是非とも、今国民の前で、谷畑副大臣の本当に信頼ある政治家かどうか、それが問われるその責任の在り方について、進退も含めて明らかにしていただきたいと思ひます。

○副大臣(谷畑孝君) 若林委員の指摘されましたように、五年十一か月の未加入があつたことについて、しかも厚生労働の副大臣として強く責任を感じておるわけでございます。

その責任の取り方につきましては、やはりしつかりと、この法案等を含めて私自身もしつかりとかかわりながら副大臣としての責務を誠実に務めていくことが私の責任じゃないかと、このように実

は思っております。

○若林秀樹君 その責任の取り方が本当の意味で副大臣自らおっしゃっていらつしやいます年金の信頼回復になるのかどうか、それは国民の判断ではないかというふうに思っております。

続きまして、社会保険庁長官に来ていただいておりますところでありまして、

今回の審議を通じて、社会保険庁のいわゆる保険料積立金の流用問題が明らかになりました。これは、グリーンピア三木等、グリーンピアを併せまして一つのやっぱり無駄遣いの象徴的な社会保険庁の実態がこれであつたんだではないかと思ひますし、今回の年金不信を招いたその責任は重大だというふうに思っております。

例えば、その年金積立費で長官の交際費を使つたとか果人会への参加費を自ら払つたとか、あるいは健康診断費をそれで払つた、あるいは公用車、社宅、牧草にいとまがありません。さらには交通事故の賠償費まで保険料を使つていふこととありますので、私は、その積立金、保険料の中から事務費を賄ふということ、それは政策判断としてあり得ることだというふうに思ひます。それは税金でやるのか保険料でやるかという問題がありますけれども、これは明らかに事務費の範囲を超えております。

そういう意味じゃ、今回の一連のこの年金不信を増幅させた長官の今の現時点の認識について伺ひたいと思ひます。

○政府参考人(眞野章君) 御指摘をいただきました事務費の問題につきましては、財確法以来の対応ということでございまして、事務に必要な執行に必要な経費を一般財源で見ると保険料で見るとかということでございます。

ただ、今御指摘をいただきましたように、そういう状況ではございましてけれども、貴重な保険料財源を大切に効率的に使うという観点から反省すべきところは多々あつたというふうに思ひます。そういう意味では心からおわびを申し上げたいと思ひますし、今年度も、同じ状況でござ

いますけれども、今年度の執行に当たりましては、そういう観点から厳しく精査をした執行をしたいというふうに考えております。

大臣から保険庁の大改革ということをお指示を受けております。大臣と十分御相談をいたしまして、その方向性を示し、職員の意識改革を進めまして、信頼される社会保険庁に変えていきたいというふうに思っております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。そういう意味で、もう果人会への参加費は保険料で払わないうことを断言されたということで、次の質問に移りたいというふうに思ひます。

同じく社会保険庁にかかわる問題であります、基礎年金番号の問題点について伺ひたいと思ひます。

これは「知つて安心国民年金」という冊子であります、厚生労働省の管轄だというふうに思ひますが、ここにも書いてあるんですね。(資料提示)転職など繰り返す人は国民年金の加入者の種類も変わるけれども、これ漫画入りで書いてありまして、加入記録はちゃんとつていふのか。そうしたら、大丈夫だよ、年金の加入記録は基礎年金番号を基にして電算システムで厳重に管理されている、決められた手続や届出をきちんとすれば間違いは起こらないんだ。ああ、それなら安心だということと締めくくつていふわけであり

ます。そこでまず、私自身のケースをお伺ひしたいと思ひますが、私の場合は、厚生年金、共済年金、厚生年金、そして国民年金で替わつております。

この間、社会保険庁に問い合わせたところ、ある三年一か月が払つていない、記録に残つていないということが判明しました。それで向こうから言われたんです、若林さん、これ保険料払つていませんよ。いや、違いますよ、ちゃんと払つていますよということで、ベテランの方が出てきて、実は共済年金の保険料の支払部分は社会保険庁の記録に反映されていらないんです。えつ、だって、これ基礎年金番号で一緒でしょうと。いや、そう

なんです、なぜならそれは基礎年金が番号が付与される前ですから反映されていらないですという回答がありまして、私はびつくり仰天いたしました。さらに続いたことに、じゃ年金を給付されるときにその保険料は反映されるんですか。自動的にには反映されません、若林さんがそのときに申請しない限りは自動的に記録は上がつてきません。これは事実ですか。

○政府参考人(薄井康紀君) 社会保険庁におきましては、御指摘いただきましたように国民年金と厚生年金保険の加入者に係る被保険者記録の管理というのをやっております、これらの年金の裁定もやっております。一方で、共済年金の方でございすけれども、共済組合の組合員記録の管理、それから共済年金の決定というのはそれぞれの共済組合が実施をしているということとございす。

実際に、共済年金の加入期間を有される方の年金の裁定をするに当たりましては、裁定請求書に各共済組合が組合員記録を確認した書類、年金加入期間確認通知書といふ書類、これを添付していただまして、その書類に基づきまして共済組合の組合員記録を基礎年金に反映させるという取扱ひにいたしております。

平成九年の一月に基礎年金番号を導入したところでございますが、その際に、現に共済年金に加入しておられた方あるいはその後共済年金に加入していただいた方の加入記録につきましては、これは私どもと共済組合との方で定期的な情報交換、情報提供といふことを受けておりまして、加入の記録というのは基礎年金番号にきつとリンクをされております。

ただ、基礎年金番号導入の段階で既に共済年金から外れておられた方につきましては、こういう情報の提供を受ける仕組みに現在なつておりませんので、そういうことで問い合わせに應じられなかつたものと、かように考えているところでございす。

いずれにいたしましても、基礎年金を裁定する

に当たりましては、共済年金の加入期間もきつと反映させ、裁定することになるわけでございす。共済加入期間というふうなものも含めて被保険者サービスという観点から情報提供できないかという御指摘もございすので、そこら辺は関係省庁とも相談をして検討してまいりたいと思ひます。

○若林秀樹君 やっぱりそうだったという事実の確認ですけれども。

要は、私はこれから六十五歳で裁定を受けるときに、その記録がなければ自動的にその給付が反映されないんですよ。私の手元には共済年金に入つていたという記録は何も残つてないんですよ。だから、こんな欠陥システムを平気で基礎年金番号を付ながら置いておくということ自体が私はやっぱり怠慢だというふうに思ひますよ、これは。じゃこれを改善するということとよろしいですね。こういうのも全部照らし合わせて、私が六十五歳になったとき基礎年金番号があれば全部出てくるということとよろしいでしょうか。

○政府参考人(薄井康紀君) 私どもで管理しております厚生年金の記録に基づきまして裁定を行います際にも、職歴等できちつと確認をして裁定をさせていただいております。そういう意味では、今後とも職歴の確認、そういったことは必要になるかと思ひますが、その前段階といたしまして、できるだけ共済関係の情報もきちつと入れる格好で整理をしていただまして考えております。

○若林秀樹君 今のちよつと回答がよく分かるないんですけれども、いつまでにシステムで直しますと言つてくだされ。

○政府参考人(薄井康紀君) これは共済関係省庁との情報交換の仕組みを作つていくということとございすので、いつまでというのを今明言はできませんけれども、できるだけ早くそういった形でできるように努力してまいりたいと思ひます。

○若林秀樹君 長官、ちよつとお伺ひしますが、今の問題でどうですか、こういうことをいつまで

ば、自動的にこれは一・一五に落ちます。さらに、国庫負担金が計算されていまいせんので、それを含めずと、これ自動的に、これは国庫負担金といえども自分の払った税金で入るわけですから、それとの関係でいえよう軽く一を切るわけですね。

さらに、これは国庫負担金を入れていませんけれども、高山氏の給付倍率で見ると〇・八ということですから、私は、これが事前に分かつて、自分の払った保険料、税金も戻ってこないという、こういうシステムであれば、非常に私は非効率だというふうに思います。

そこで、坂口大臣に最後お伺いしたいんですが、この世代間の不公平という問題に対してどう対応すべきなのか。私は、ある部分しつかりした理念、考え方があってそれをやるんだっただけでいいんですけれども、取りあえずこうなつちやうた、あとは仕方ないですねという話じゃないと思うんです。やっぱりこれは哲学、理念があつてこの年金制度の信頼感がある。そして、今回のこの法案を通じてどういう格差の縮小の対策を打ったのか、そのことについて決意も含めてお伺いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(坂口力君) 御指摘いただきましたように、少子高齢社会と申しますか、支えていただきます皆さん方の減少してまいります社会が、現在も既に訪れておりますし、今後更に一層それが大きくなっていくという状況の中での今回の年金問題でございます。したがって、過去におきます問題と将来におきます問題と含めて、これは皆さん方に御理解をいただかなければならぬ問題だというふうに思っております。

いわゆる世代別の人口に格差が出てくるわけでございますから、今もお話をいただきましたように、将来においてある程度若い皆さん方に御理解をいただかなければならぬ部分が出てくる。そして、今度は年金をお受けをいただきます皆さん方におきましてもある程度それは御理解をいただいて、この年金額の縮小が、小さくなりますこ

とを御理解をいただかなければならない。その接点をどこに求めていくかということになるだろうというふうに思っております。これは、いろいろの年金制度ありますけれども、いかなる年金制度にいたしまして、これは避けることのできないことではないかというふうに思っている次第でございます。

そうした中で、特に過去の場合におきまして、例えば昭和二十年代、三十年代といったいわゆる年金がスタートいたしました時期、その時期におきましては保険料というのはずが三割であつたわけでありまして、大変今から考えますと低いわけでございますが、そのときには経済の動向も非常に悪いときでございまして、そこで働く皆さん方からすれば、それは三割でありまして非常に厳しい保険料であつたといったようなこともあるわけでございます。

そうしたこともございまして一概に申し上げることはできませんけれども、そうした年代年代の中で今後考えていかなければならない問題でございますので、多くの皆さん方に御理解のいただける数字というものは明確に示して、そして御理解をいただくということではなければならないというふうに思っている次第でございます。

○若林秀樹君 質問を終わります。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

まず、先ほど若林委員の質問に関連して、順序ちよつと変わりますが、一問だけ、基礎年金番号で聞いておきたいと思ひます。

私も、三月三十日、本委員会におきまして、基礎年金番号がせつかく導入されながら厚生年金、国民年金と共済との連動がされていまいないというところで、大臣にも早くしつかりと連動させて把握できるようにすべしというふうに申し上げたときに、私も今この話初めて聞くわけですが、こういう御答弁でございました。先ほど、若林さんに對しても、そんなことになっているのかと聞いたんですが、ということ、何かいつも初めてみたい

なような感じがするわけでございます。ネタはずつとそろっているわけでございますので、是非この点については、ある意味では一元化やる以前にこのことによつてかなりのことが前進する部分もあるかと思ひますので、しつかりとお取り組みいただきますように、以後はこんな話とは言うことがないように、しつかりとお取り組みいただきますように、一言お願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 特に、厚生年金と国民年金の問題は論じられておりますけれども、共済年金との問題はややもいたしますと別な話になつてしまつております。これは、今後の一元化の中で、まず厚生年金と共済年金の問題の方が先行するであらうというふうに思ひますので、そうした意味で、是非ともこの一元化の問題は過去の問題も含めて明確にしなければなりません。

そうした過去の問題も含めまして、その履歴を明らかにして一元化をしていく、その手順をしつかりと踏まえてやっていかなければならないというふうに決意を新たにしたところでございまして。

○辻泰弘君 一元化もさることながら、基礎年金番号でしつかりとやれというその部分についてですけれども、決意を一言お願いします。

○国務大臣(坂口力君) もちろん、基礎年金の部分につきましては言うに及ばず、そこはもうしつかりとやっていかなければいけないというふうに思ひます。

○辻泰弘君 ところで、今国会における年金法案の審議は、法案の審議と同時に、ある意味で未納未加入の問題が付きまといつたわけでございますけれども、その過程で政治的な責任という問題もございましてけれども、やはり制度的な不備、法的な不備、行政面での対応の不備、こういったものも現実のものとして国民にもかなり浸透したというところにおいてはそれなりに理解を深めた部分もあつたかと思ひます。

それで、一つ、私はこの場でやはりはつきりとしていただければと思うことを最初にしておいて、後は質問に、法案の中身に入つていききたい

思うんですけれども、まず厚生労働大臣にお伺いしたいんです。

記者会見におきまして、昭和四十年八月以降の平成六年二月までの厚生、国年に対する加入状況について御発言があつて、その後、保険料はすべてお納めになつていまいという質問に對して、はいそうですね、こういう答えになつていまいわけでございます。このことにつきまして、大臣御自身の年金の加入状況について、これに即して御説明をいただきたいと思います。このものは、このものでなくても結構でございますから、何も、何年から何年、どこどこということは別に問ひませんので。

○国務大臣(坂口力君) 記者会見におきまして、それからインターネット上にもお示しを申し上げていまいとおりでございまして、平成九年以降につきましては、これはもう全額お支払をいたしております。

私の一番最初、スタートいたしましたのが昭和四十年の八月からでございまして、それから、それ以降につきましてはお支払をずっと続けてまいりました。昭和五十五年に落選をいたしました、そして三年間ほど地元でおりまして、この間、国民年金に入つております。こちらへ戻りました後、五十八年末であつたというふうに記憶をいたしておりますが、五十九年、六十年はいわゆる任意期間でございまして、この間の加入はいいたしております。六十年から加入をいたしまして今日を迎えているというのが私の今までの経緯でございます。

○辻泰弘君 念のためにお聞きしますけれども、加入しておられる制度については概要御説明いただいたわけですが、そのことについて未納はないという理解でいいんですか。

○国務大臣(坂口力君) この間、厚生年金と国民年金と交互に入つております。交互に入つておると申しますか、一番最初は赤十字でございまして、この、厚生年金に入つておりました。そして、この赤十字を辞めまして、政治の世界に入りまして

きに国民年金に入っております。落選をいたしましたときに一度企業を立ち上げておりますので、そのときには厚生年金に加入をしているところでございます。後は国民年金でございます。

○辻泰弘君 未納がないということですね、その部分について。ちよつとそれだけ。

○国務大臣(坂口力君) その期間は未納はございません。

○辻泰弘君 昔のことでプライベートなことなどで恐縮なんですけれども、総理自身は大学卒業後全部クローズアップされて、全部明らかになった形になっているわけですね、その未加入の期間もあったことも含めてですね。大変恐縮ですが、昭和四十年以前の加入ということは何か御説明いただけるでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 四十年の三月、四十年三月でございますけれども、これは大学院卒業をいたしておりまして、その間は加入をいたしておりません。この間、一部、家内の方が昇職をやっておりますので勤めていまして、いささか恥づかしい話でございますが、家内の扶養家族になっていた時期もあったわけでございますけれども、先ほどからお話もございまして、その間の記録は全然ございません。抜け落ちております。

したがしまして、私のスタートは四十年の八月からということになっております。

○辻泰弘君 もう一つ、実は衆議院の厚生労働委員会は今パンク状態になっているわけでございます。それは何ゆえかという、委員の方は皆御存じだと思っております、衆議院厚生労働委員長が四月の二十七日段階では、マスコミ等への答弁について、未納は全然ないと、このように衛藤委員長はおっしゃっていた。それにもかかわらず、五月十四日には、十一年間の未加入があったと、こういうことが判明をして、それが余りにもひどいじゃないかということで、衆議院の厚生労働委員の皆さん方もかなり御立腹をされたということも一つの大きな要因となって衆議院の委員会は止まっているやに伺っているようなことでござ

います。

それで実は、その衛藤さんが未納は当然ないとおっしゃっている某新聞の記事の下に、実は国井当委員長が出ておられまして、地元の納税組合に入っているの納税組合を通じてずっと払っている、このようにおっしゃっているわけでございます。私は素直に信じたいと思っております。すけれども、衛藤さんの場合は、未納は当然ないと言っている、実は十一年あったということの下欄にちよつと出てるものですか、どうしてもちよつとそこを聞かないわけにはいかないような気がしております。お隣におられて恐縮でございますけれども、委員長からもこの点について御説明いただければ幸いです。

○委員長(国井正幸君) この問題は極めてプライベートのことでございまして、この場での発言は差し控えたいと存じます。

しかし、今、辻理事の御指摘のとおり、私も情報公開をしているつもりでございますので、是非そちらを御参照いただきたいと存じます。

○辻泰弘君 ここで御開示という御説明いただけなかったことは残念でございますけれども、それはそれでやむを得ないと思っておりますが、いずれにいたしまして、私も、自民党以外の党は全部党としての公表をしているという状況があるわけでございます。私も、厚生労働委員会の理事におきまして、この構成メンバーそれぞれが納付状況について開示しよう、その姿勢から出発しようと、このように申し上げてきたわけでございますけれども、今日に至るも自民党サイドにその姿勢が見られていないことは私どもとしては大変残念に思っているわけでございます。今後とも、是非その納付状況を、それぞれ自主的な形で結構でございますから、つまびらかにしていただければ、このように改めて申し上げます。おきたいと思ひます。

それで、今度、副大臣のお二人にお聞かせいた

だきたいと思ひます。

今朝も議論があったわけでございますけれども、

も、正に大臣を補佐すべきお立場のお二人と思う

わけでございます。ただ、この委員会の審議に入る趣旨説明を求めたその日に、お二人の未加入、未納が判明したと、こういうことがあったわけ

でございます。その後、この委員会におきましては、お二人にはその問題についての質疑が集中的にあつたということになっているわけでございます

して、果たして補佐されるお立場が務まっているのかと、私もちよつと疑問に思つたりするわけ

でございます。お二人におかれましては、補佐をされているというお気持ちになつておられるかどうか、一言ずつ教えていただきたいと思ひます。

○副大臣(森英介君) もとより非力非才な者でございます。十分に補佐ができていないという自信はございませんけれども、私なりにベストを尽くして大臣を補佐させていただいているつもりで

ございます。

○副大臣(谷畑孝君) 恥づかしながら、この未加入問題におきまして、委員会にもあるいは国民の皆さんにも多大なる御迷惑と、そしてまた年金に対する信頼を損なわされている点から見れば、大臣を補佐する立場にもかかわらず、十分補佐をしていないところに対して非常に心苦しく思っています。今後とも更に補佐がしつかりできますようしつかりと頑張つてまいりたいと、このように思つております。

○辻泰弘君 今回の法案は、言うまでもなく二〇一七年度まで毎年国民年金の保険料を引き上げていくという法案であり、また収納対策の強化ということを求めている、しつかり払えということを国民に求める法案でもある。また、新たに若年者に対する国民年金の保険料の納付猶予制度を設けたり、あるいは多段階免除制度、こういったものを創設するというものになつていくわけでございます。その趣旨は、軽減したりはしつつかも、しつかり払ってくださいということをお願いしている法案を提示しているということになるわけ

でございます。そういう意味におきまして、提出者の責任あるお二人の方がその趣旨に沿わないこ

とがあつたということであるならば、そのことにつ

いての責任を明確にして、今言われている法案

が先になればそれが終わつてからということもある

かもしれないけれども、その法律が今ないわけ

でございますから、そういう意味においては、

私は、自ら自主的に辞職をされて、その体制の下

に国民に負担を求めていくというのが厚生労働省

のあるべき姿、任命権者は総理といえども、その

ことは自主的に御判断があつてしかるべきだと私

は思つておるところでございます。その点につ

いては先般来御答弁になつていくわけ、その域

は出ないかもしれませんが、この点についても強

く今後ともの対処を求めておきたいと、このよう

に御指摘申し上げておきたいと思ひます。

さて、それで、年金の情報管理のことでちよつ

とお聞きしておきたいと思ひます。

私、五月十一日に当委員会が質問をさせていた

だきました折に、福田官房長官をめぐる年金情報

の絡みでお聞きしたことがございまして、そのこ

とについて社会保険庁からは、中央の業務セン

ター、本庁等については調べて、漏れたことはなかつたけれども、地方は調べているところだと、こういう答弁になつていくわけですが、その後、確認どうされたでしょう。

○政府参考人(薄井康紀君) 五月十一日の当委員会におきまして、いわゆる某週刊誌から取材を受けた事実があるかどうかということにつきましては、本庁なり社会保険業務センターについては、確認したところそういう事実はなかつたということをお答えをいたしましたところでございますが、地方社会保険事務局なり社会保険事務所の関係職員に對しまして、やはり同様にこの週刊誌の記者から取材を受けたかどうかという確認をいたしましたけれども、取材を受けたことはいない、こういう報告を受けているところでございます。

○辻泰弘君 五月の二十一日に社会保険庁は内部規定を改正されて、職員が業務目的以外で年金の加入記録の個人情報データを閲覧することを禁じる規定を明確化したと、そして各事務所に通知し

たということですが、そういう経緯でしようか。

○政府参考人 薄井康紀君 私ども社会保険庁では様々な個人データを扱っているところがございます。そういう中で、職員が業務目的以外の目的で個人情報を見たり、あるいはこれを閲覧することが禁止されていることをこのデータ保護管理規定の上でも明確にし、その旨を全職員に対し周知徹底を図ったところでございます。

○辻泰弘君 そのこと自体は本来あるべき姿でもあり、また時宜に得たということにもなるんですが、週刊誌的なことが言われているところがございます。実は総理のデータに対するアクセスが、今までいい加減だったということなのか、改ざんがあったからじゃないかなと言われているようなことがあるわけでございます。よもやそんなことがあつてはならないわけでございますけれども、大臣に一言お聞きしますけれども、よもやそのような改ざんというようなことは当然あり得ないと思ひますけれども、そのことはそういう理解でよろしいですか。

○国務大臣(坂口力君) それはもう絶対にあつてはならないことでありますし、そういうことはないと確信いたしております。

○辻泰弘君 社会保険庁サイドもそういうことには全く接していないという理解でいいですね。

○政府参考人 薄井康紀君 今御質問にございまして、某週刊誌にございまして、アクセスを禁止をしたというふうな記述もあるわけでございますけれども、私どもの社会保険オンラインシステムにおきましては、被保険者を特定をいたさないわけにございまして、先ほど申し上げましたように、一般的に閲覧は業務目的の外でやっちゃいけない、こういうことは明確化したところがございますけれども、システム上アクセスを禁止するような措置を講じた事実はないと申し、まして客観的事実に反して記録の訂正を行うといったことはあり得ないわけにございまして。

○辻泰弘君 国民年金の保険料の納付のさかのぼって払える、イコール時効につながるわけですが、これが二年であるというこのことについて、かねてより私も大臣に質問をさせていただいてまいりました。三月には、私も二年というのは短過ぎるなというふうなこともおっしゃってたり、この間の記者会見でも五年くらいは何か方法がないかと、こんなことをおっしゃっているわけですが、その認識は現在もお持ちでございますか。

○国務大臣(坂口力君) 現在も変わっておりません。

○辻泰弘君 ということは、そのことが今日の課題であり問題であるという認識だということですね。

○国務大臣(坂口力君) そのように思っております。

○辻泰弘君 そうであれば、今法律をこの場で審議しているわけですが、当然そのことがその中に含まれるべきじゃないでしょうか。法律を作るまでに、まだその過程にあるわけですから、その今大臣が問題だと思つて、課題だと思つて、そのように認識されていることが現実にある中で、この法律を作っている今の過程で問題があると言ひながら、その部分を変えないでそのまま行こうということは無理があるんじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) この問題につきましては、現在、各党間で議員立法の形で何とかお願いをするというところで話が進んでいるようにござい

ますから、そうした形をお願いできればと思ひます。

○辻泰弘君 私は、そのことは、一見理屈になるのですけれども、私は、やはり本当の責任を、責任逃れというか、責任回避といひますか、やはり政府として大臣自ら問題だと認識されていることが現実にあるならば、党が考えているとしても、そして、最近の状況では、ひよつとしたらそれは何にもならない、今国会で終わるかもしれないというふうな状況があるわけですから、政府自らがそのことについてしっかりと修正する、そのことについて必要であればこの法案自体を自ら修正する、政府自ら修正するということがあるべきだと思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 諸般の事情、そうした状況もございまして、国会の方でもいろいろの御議論がございまして、そうしたことも併せて考えていかなければいけないというふうに思ひます。次第でございます。

○辻泰弘君 今回の法律の附則、改正附則の二十一条には、いわゆる第三号被保険者の届出の特例というものが設定されているわけなんです。ですから、第三号被保険者の届出の特例があるわけ、第一号の特例ということも当然セットであり得るわけにございまして、そういう意味では、今回の法案を作っているこの過程において、大臣自ら問題があるんだと、こういう認識を持たれていて、その部分がありながらこの法案をそのままやっていくというのはおかしいんじゃないですか、大臣。

○国務大臣(坂口力君) そういう問題もございまして、いろいろの御議論をいただいているわけにございまして。したがって、そうした御議論の中でお願ひを申し上げるものはお願ひを申し上げていきたいというふうに思ひます。

○辻泰弘君 政府として改革をせにやいかぬからというところで年金法案を出して今やっていらつしやるわけですね、政府の責任において、そして、

政府の立場で、大臣のお立場で、ここに今まだそれでカバーできていない問題が現実に目の前にあるというときに、それが通った後に出発するかもしれない議員立法を待つんだという姿勢は極めて無責任だと思ひますけれども、そうじゃないですか。

○国務大臣(坂口力君) 同じ国会の中でそれが成立できればそれにこしたことはないというふうに思ひます。そういうことでございまして、そうした問題もあり、あるいはまた、今回の過去の未納問題等もあり、そうした問題も含めて御議論をいただいておりますから、そうした中で各党で合意をさせていただける形が一番望ましいというふうに思ひます。次第でございます。

○辻泰弘君 ということは、今国会通らなかつたとしてもいいんだということをおっしゃっていることになりまして、今、問題だと、そういう認識をお持ちになりながら、そして今法案があつて現に改正をするチャンスがありながらそのことに手を染められないかと思ひます。その点については、やはりこの法案のある意味ではもうこの時点における欠陥だ、瑕疵ある法案だということに言わざるを得ないし、大臣御自身の姿勢が、そのことに向けてのより良い制度を今の時点で最大限追求してやろうというその姿勢がないということについては、私は、強く御指摘申し上げなければならぬ、このように思ひます。

一言、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 問題意識を持つておりますことは事実でございますが、幾多の問題点もありますので、それらの問題をやはり政党内で合意をしていただければ有り難いというふうに思ひます。

○辻泰弘君 この問題はこれで終わりますけれども、問題点として指摘させていただきます。それから、三月三十日でございまして、私、この委員会に質問させていただいたときに、これ

は厚生年金、国民年金が中心の議論でございまして、それに向けての財政の見直しを出しておられるわけですが、国共済、地共済についても、やはりそういうものがあつて、そしてそれぞれ審議すべきだと、こういうふうに申し上げてきたわけですが、私の承知するところ、国共済、地共済の見直しが出ていないように思うんですが、厚生労働大臣は現時点においても公的年金制度全体を担当する、所管する年金担当大臣だということと三月の質問のときにもお聞かせいただいたわけですが、やはり共済についても、料率引上げが定款で済むということもありますから、秋になつてから見直しを出して、もうみんなが分らなくなつて来ているわけですね。ですから、そのこと自体問題だというふうに私は思っております。

その意味において、共済についてもそういう基礎的な資料をしっかりと出すべしというふうに私は今日まで思っており、また主張してきたわけですが、ですから、そういう基礎的な国共済、地共済の情報提供というものを含めたそういうことについて、本日はそのことを全体で議論せないかぬ、一元化の議論もあるわけですから。そうならないそのことについて、大臣としてやっぱりしっかりと、年金全体を見渡せる立場におられるわけですから、国共済、地共済にも物申していただいて、本来であればこの国会にその見直しを出すということがあつてしかるべきだと。それぞれの共済が主計局長とか自治財政局長から指示を受けて、それを受けて十月からやるとか、そういうことの理屈になっているわけではございまして、そういうことは、本当にある意味で隠れてやっていると、少くも、少し表で議論しないという、その体質が私はどうも鼻持ちならないと思つていますけれども、その点について、やっぱりしっかりと、共済も国民の議論の前にしっかりと示すんだという姿勢を貫いていただきたいと思います。

そういう意味において、共済についても財政の見直しなどを早急に出すという方向で、年金担当大臣という意味合いにおいても是非御指導いただきたいと思つておられますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 国共済や地共済につきましては、それぞれの省庁の担当にはなつておりまして、これは厚生年金なり国民年金と深いかわりのある問題でございまして、各省庁に對しましても、省に對しましても提出をお願いをしなればいけませんし、そして、今回も、統合した場合の資産を含めまして、去る五月の十二日に衆議院の財政金融委員会の理事會に財務省が提出されているということをお聞きをいたしてあります。

こうしたこともございまして、早急にその内容につきましてもお示しをいただきたいというふうに思つております。

○辻泰弘君 共済についてもしっかりとそういった基礎的なデータを示し、また、保険料引上げも定款でやるという制度の仕組み自体もまた議論をしたいと思つても、しっかりと取り組みたいと思つておられますけれども、かえりより出ておりますけれども、

それから、実は、所得代替率五〇％が、新規裁定の場合は確保されるけれども、その後、マクロ経済スライドもあつて落ちていくんだと、この議論でございまして、かねてより出ておりますけれども、

そのことについてですけれども、実は、大臣がこの点について認識を持たれたのは五月七日というふうな思つておられます。すなわち、その点について新聞報道が出て、五割給付、最初だけという新聞報道が出たんですけれども、その後、大臣は、「私も新聞を拝見して初めて知つたわけでございますが、新聞の方の御要請にこたえて出したそうでございます。」と、こういう御答弁をされているわけですね。

ですから、その五〇％も、最初五〇％、つまり、新規裁定は五〇％だけでも、その後は低下して

いくということですね。これについて大臣が知られたのは五月七日だと、こういうふうに出ているわけですね。出ていたし、答弁がそうあるわけですが、これは、やはり大臣自身も十分御理解いただけない今度の年金改革案だというふうに思わざるを得ないんですけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) これは、今回の制度におきまして、賃金ベースとそれから物価ベースで、両方進んでいくわけでありまして、スタートの時点におきましては……

○辻泰弘君 それは分かつているんです。——

○国務大臣(坂口力君) それは分かつている——そういうことで、そういうことが行われるということは十分承知をいたしております。

それで、私がそう発言をいたしましたのは、それは何年先にはどれだけの具体的な数字というものにつきては、それは私も存じませんでしたが、何年先になれば何%になるという、そういうより具体的なものは私も知りませんでした。

ただ、衆議院におきましても、二〇二五年、その時点になつて、そして、この年金制度の中に盛り込まれております賃金の上昇率、それから物価の上昇率等が進んでいくとすれば四二%程度になるではないかという御指摘がございました。そういう目折りの数字と申しますか、そういう折り目した。ただ、より具体的、この前、新聞に出ましたような何年何年というのは、私はそのときまで知らなかったと、こういうことを申し上げた。

○辻泰弘君 これは四月三十日に厚生労働省が発表されたというふうな何つておられます。これは、五月七日、大臣が、私も新聞を拝見して初めて知つたわけではございまして、こういうことになつておられます。その辺がどうなつておられるのかというふうな私は大変疑問に思つておられます。その体制自体どうなつておられるかと、大臣に伝えないで発表するのかわつておられます。大事なポイントになるわけですね。この辺はどうなつておられますか。やっぱりこの、何といひますかね、

大臣御自身にそういうふうな認識を持っていたかどうかのような状況になつてないんじゃないかと思つておられます。もうそういう意味においても、もつともつとじっくり時間を掛けて、大臣の御認識も深めていただきつつ審議も深めていかないと、大臣には伝わってなかつたということですね。

○国務大臣(坂口力君) 残念ながら、いろいろのことあるものでございまして、すべてのことが私のところを通過するというわけではございまして、まあ、マスコミの何か要請にこたえて出したということだそうではございまして、私も、私に一度も見せずに出すとは何事かといつて私も怒つたところではございまして、今後そういうことが余りないように、内部の方もやはりしっかりと締めていかなければいけないと思つております。

○辻泰弘君 重大な副大臣の未納の情報も十分伝わらなかつたぐらいでございまして、そういう意味においては、まあこれぐらいはいいとかという理屈があるのかどうか分りませんけれども、いづれにいたしましても、やっぱりこういう問題についてしっかりと伝えた上で対応しなければならぬ。重大なポイントでございまして、ですから、その点についてはしっかりと、少なくとも、新聞を拝見して初めて知つたというのが委員会のその議事録に残つておられること自体、私は大変情けない思いをしたというところでございまして、

さて、それで、それに関連して、要は、新規裁定のとき五〇％、その後、マクロ経済スライド等があつて低下していくことになつておられるわけですが、それに関連してですけれども、私が承知しておられるところ、それはそうではあるけれども、いわゆる八割ルールなるものがあつて、それは四〇％までが下限として設定されていると、

○国務大臣(坂口力君) その御指摘をいただき

ましたとおりでありまして、既裁定者の物価スライドにかかります八割ルールというのは採用をいたしております。前回、平成十一年のときにこのことをお約束を申し上げて、そして今日に及んでいるというふうに思っております。

したがって、今回もこのルールに従って今後やっていきたいというふうに思っているところでございます。

○辻泰弘君　しかし、この八割ルール、実は国会の答弁だけが根拠になっているというふうに聞いているわけですね。まあ、これは将来のことではあるという部分もあるわけですが、しかし、やはりこれは将来の国民の生活に極めて重要なかわりを持つ、五割がほとんど低下していくとはいえず、四割では止まるんだということの、そのことが何らその法案にも書かれていないし、何ら今までの説明もなかったということは極めて問題じゃないですか。大臣、いかがです。

○国務大臣(坂口力君)　確かにそうでございますが、前回のときにもこれは法案の中に書き込まれておりまして今日を迎えているわけでございます。今回もその法案の中には書かれておりませんが、今こうして委員が御質問をいたしまして、私がお答えを申し上げているわけでございます。この八割ルールというのは、これは守っていくというところから堅持していくというふうにさせていただきます。

○辻泰弘君　百年安心の年金設計ということで言っておかれながら、私が今質問したから初めて国会の審議において出てきたのではないかと、思うくらいですけれども、そういうことで五割が低下するということであるけれども四割では止まるんだということは極めて重要なことであつて、五割が低下していくんだということを初めて知ったということもさることながら、そういうことが認識されて、それで、そうだけれどもここまで行くんだということ、当然示されてしかるべきことであつたんじゃないかと思うんですね。

たんですね。

○国務大臣(坂口力君)　様々な年金には問題があるわけでありまして、そして、国会におきます質疑におきましては、御質問いただくことを中心にして私もお答えを申し上げているわけでございます。すなわち、すべてのことをここで御議論をさせていただいているとは言いがたい問題もあるわけでございます。

したがって、ただいま御議論をいただきましてこの問題は重要な問題であるというふうにして思っております。今後、堅持をするというところをお答えを申し上げているところでございます。

○辻泰弘君　この事柄の性質は、質問に答えて済む問題ではないと私は思います。やはり将来のことになるとはいえども、国民の生活がどうなるのかということにかかわること、百年先のことで考えているというふうには銘打ったこの年金改革法案において、新規規定のときは五割だけれども、その後、マクロ経済スライドに掛かって落ちていくと、しかし四割で止まるんだということは極めて重要な情報じゃございませんか。そういう意味において、やはり法案に明記されてしかるべきだと僕は思います。その意味では欠陥がある法案だと言わざるを得ないんですけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君)　各年代別、そして各年齢別に年金生活に入られた皆さんの今後の年金額等につきまして試算を出しております。それらはすべて最終四〇・二％でございます。それ以上になっておりまして、これは下らないように設計をいたしております。それは既に設計をいたしているところでございます。

したがって、そこは、八割ルールというものを明確にここは守ってやっていくということを明示をしております。でございます。

○辻泰弘君　おっしゃったペーパーは私も見て、私も計算して、四割を超えていること確認しておりますけれども、しかしそんなことをやるのはほ

とんどないわけ、このメンバー、この中にいらっしゃる方だつてほとんどそんなことは承知してないわけですね。しかも、質問に答えて出すということではなくて、これは政府自ら、こういう設計なんだと、五割のこともある意味ではマクロ経済スライドに掛ければ下がっていくというのは、ある意味ではそれは、実際問題それはそういうふうな作り方になつていくわけですからそういうことになるわけで、我々はいいと言わなければならないけれども、制度としてはそこはそうすけれども、しかし少なくとも四割は下限であるということを内輪では持つておられながら、法案には明記してないというのは極めて問題じゃありませんか。

この点については法案にしっかりと明記すべきじゃありませんか。大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(坂口力君)　先ほども申しましたとおり、大事な点だということは私も認識をいたしております。ここは守つていかなければならぬ。それで、先ほども申しましたように、こちらの資料も作りまして、それはお示しをしてきたところでございます。そういう点におきまして、四〇％、四〇・二％を守つていく、いわゆる八割を守つていくという数字をお示しをしているところでございます。

是非、そうしたその数字を厳守していくということ、我々もやっていきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君　これは、質問に答えて初めて出てくるというのは私、本当に情けないと思うんですね。政府の姿勢としてやはり根本的に問題だと思ひます。やはり少なくとも明文化したものがあべきだと思ひますけれども、その方針をお持ちいただけませんか。

○国務大臣(坂口力君)　先ほども申しましたように、そうした試算は既に出しておりますし、そうした試算を皆さん方にお示しをして、御理解をいただくようにしていきたいと思っております。

○辻泰弘君　試算というのは私、持っていますけれども、その計算すればそれは、だけれども、そ

の四〇％になるといっても、自分で計算して初めて出るようになっていて、四〇％つて書いてないんですよ。こんなものをだれも、正直言つて追っ掛けて見ないですよ。それをもつて、このことを、四割以下、下限である八割ルールが利いているというのを皆さんにはお示ししましたんで、みんなのは全く話にならないじゃないですか。もつとしっかりと国民に明示するように文章化して法律に私は書くべきだと思いますけれども、しかしもし法律に書かないとしても、何らかの明文をして、こういう場合にこうなんだということを明示して、そんな内輪の内部規定の八割ルールなんて言わないで、それが実際に国民生活にかかわってくるわけですから、百年先まで見通していると言わなければならない、そのことについてはしっかりと文章化して国民に明らかにすべきだと思いますけれども、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(坂口力君)　年金制度が通過しない前にいろいろなものを作りますと、なぜそういうのを作つたか、またおしかりを受けるわけでございます。この年金制度が成立しました後に、おきましては、国民の皆さん方にそれが十分に御理解をいただけるような文章にしたいと思っております。

○辻泰弘君　この法案が通る前に作つたら何だと言われるって、それはおかしいんじゃないですか。だって、そんなの、この法律が持つている中身を示すためにここで国会審議をしているわけじゃありませんか。法案に本来、私は書くべき、書いていくべきだと思ひますけれども、それがないならば、違う形で文章化して国民に示すべしというふうに言っているわけですよ。通つてからなんだというのは、それはおかしいじゃないですか。おかしいですよ。しっかりと文章化して出してください。

○国務大臣(坂口力君)　皆さんにお示しをするものと国民の皆さん方にお示しをするものとはそれは違つたというふうに思ひます。国民の皆さん方にお示しをしますときには、それは法案が通りまし

てからお示しをするというのが順序だというふう
に思っております。

皆さん方にお示しをするのと国民の皆さん方
にお示しをするのは、それは少し時期が、時期も
違いますし、そしてまた内容も考えなければなら
ない。余り難しいものをお示しをしてもなかなか
理解をしていただけないわけでごいますから、そ
れをお示しをするというにしなければいけない
というふうに思っております。

○辻泰弘君 それはちよつとばかにした話じゃ
ないですかね。国民に分らないって、それは確
かに所得代替率と言ったって分らないですよ、五
〇％と言ったって、普通分らないですよ。だけ
れども、分らないけれども、しかしそのことを
法律で示して、そのことの意味合いをみんな理解
するようにし、また、一般の庶民的に見れば、分
からないけれども雰囲気がかかるぐらいのことか
もしれませんけれどもね。しかしそれがあつて初
めて伝わってくるのであつて、四割のそういう下
限があるということを内輪に持つていながら、そ
のことを全然伝えていないということは極めて問
題だし、瑕疵がある法案と言わざるを得ないと思
うんですけれども、大臣、しっかりとやっぱり文
章化して出すべきじゃないですか。

○国務大臣(坂口力君) ですから、文章化して出
すということをお願いしているわけで、しかしそ
れは、国民の皆さん方にお示しをするには時期
がありますということをお願いしている。議員の
皆さん方に申し上げますと国民一般の皆さん
方に申し上げるものとは、それは若干違うとい
うことを申し上げているわけです。

○辻泰弘君 ですから、もちろん国民の皆さんに
は分かりやすいもので、こつちには分かりにくい
ものを出すわけじゃないけれども、しかし、硬い
もので、硬いものでしつかりしたものを出すとい
う意味でしょう。そうしたら、そういうものを出
していただきたい、この委員会です。

○国務大臣(坂口力君) そこは出すようにいたし

ます。

○辻泰弘君 これは難しい問題じゃなくて、元々
内部に持つていらつしやるものを出すことですか
ら、今回の委員会に出していただくということ
で、それで冒頭にそのことについて御報告いた
だくということでお取り扱いいただき、まずは大
臣、早急に取り扱いするように、説明できるように
していただきたい。これは内部規定ですけれど
も、八割ルールですから、はっきりしていること
ですから、いいですね。

○国務大臣(坂口力君) こちらの方はそのように
手配をいたします。

○辻泰弘君 じゃ、委員長、これは資料提出とい
う形で、しっかりと明文化したものを提出して
いただいて御説明いただくということで是非お取
扱いいただくようお願いいたします。

○委員長(国井正幸君) この扱いにつきまして
は、後刻、理事会で協議をいたします。

○辻泰弘君 これは非常に重要な問題でして、大
臣の今までの、どうも最後は出していただくよ
うになりましたけれども、そのプロセス自体は、私
は率直に言ったら不本意に思います。これ極め
て、将来のことではあるけれども、国民にとつて
非常に大きな部分であつて、五割がだんだん下
がつていくということが明らかになつた時点で、
そうではあるがというふうに言っているべきだ
し、少なくともその点、法案にしっかりと入つて
いるのが本来の姿だと思います。その意味にお
いても、今回の年金法案は瑕疵ある法律だと、法案
だと、このように強く御指摘申し上げておきたい
と思うわけでございます。

それで、次のポイント、時間がございませ
んで移らせていただきますけれども、今回の法案
で、厚生年金と国民年金の保険料率、保険料が引
き上げられると、こういうことになつてい
るわけですが、厚生年金の方は平成十六年、今年
十月から〇・三五四引き上げられる、一方、国
民年金は来年の四月から毎年二百八十円引き上
げられると、こういうことになつてい

ね。この差は何ゆゑあるんでしょうか。

○政府参考人(吉武民樹君) 保険料の引上げは、
できるだけ早く着手させていただいた方がい
わゆる最終保険料の引上げを抑制する効果があるわけ
でございまして、そういう意味で、厚生年金の保
険料率の引上げにつきましては、改正法案の最も
早い施行時期であります平成十六年十月からお願
いすることといたしております。

それから、国民年金保険料につきましても、御
案内のとおり、基本的には年度単位の保険料を設
定をいたしておりますし、前納というような手続
も取っておりますし、それから、被保険者の方々
に実際に送付をいたしますのは、保険料の納入の
告知といひますか、これを一年分まとめて送付す
るという形を取っておりますので、そういう意味
で年度単位で引上げをさせていただくということ
で、平成十七年四月からの引上げといたしてあり
ます。それから、その後のサイクルにつきましても、
国民年金は年度単位で実施をさせていただく
ということにいたしております。

○辻泰弘君 私は、行政の事務の発想からすれば
それが合理的であるかもしれないけれども、し
かしやはり国民の公平性ということから見たら、
これはやはり格差、差別といひますか、不公平を
もたらしているといひますか、不公平なことだ
と思うわけでございます。

厚生年金の方のいわゆるサラリーマン的な方は
今年十月から保険料を引き上げられると。自営業
者等の国民年金の方は来年四月からだと。なぜ同
じときから始めないのかと。もし来年四月から片
方はそれしか事務的に対応できないならば、それ
に合せて厚生の方でも四月からするということ
が本来あるべき姿であつて、百年やるんだとい
う、そういう年金制度を作っていくというとき
に、国民にとつて負担がある業種の方は今年秋
からだけれども、ある業種の方は来年春からなん
だ。ここにもやはりある意味で格差を認めて
いる発想がぬぐい切れないというか、公平性の
貫徹ができていない、その考え方を大事にするとい

う思いが全くこの中に入っていない。その意味に
おいても欠陥が多いと、欠陥があると、問題で
あつて瑕疵ある法案と言わざるを得ない。

大臣はこの点について、この差があることに
ついてどう御説明になりますか。

○国務大臣(坂口力君) 厚生年金のように毎月々
皆さん方からようだいをいただいておりますもの
と、それから国民年金のように何か月間かまと
めて徴収をさせていただくものと、そこに若干の違
いはあるというふうに思います。

しかし、そのスタートの期間が若干違つたから
といって、双方の制度の間に格差が生じないよ
うにするということが大事でございまして、そ
して、半年ぐらゐれました分につきましては、最
終的に、国民年金が最終にそれを終わるのは半
年ぐらゐれることになるんでしょうか、いわゆ
る四月の切りということになるんでしょうか、い
ふうに思つておまして、御指摘をいただきました
のは、その両方に差を付けない、格差があつては
いけないという御趣旨だというふうに思います。
それは御趣旨を尊重するように私たちもきちん
としなければいけないというふうに思つておま
す。

○辻泰弘君 かつてからクロヨン、トーゴーサン
と言われた、サラリーマンについての所得捕捉は
かなり一〇〇％近いんじゃないかと言われ
る中で、必ずしもそうでない事業形態があると、こ
ういう指摘があつて、今もそれを引きずつてい
るわけですが、ある意味では、そのことは、今
回の保険料の負担の求め方についてもそのことを
実は投影していると言わざるを得ないわけ
ですね。これはでも立法の方針としてあり得たこと
なから、そういう意味においては私は公平に同
じ時期に始められるべきであつた、このことを
強く申し上げたい。その意味においても、この法
案、瑕疵ある法案と言わざるを得ない、この点を
申し上げておきたい。

時間もないので、最後に一点聞きますけれど
も、いわゆる年金担保融資についてお伺いして

きたいと思います。

今、年金を担保にはできないという、例えば厚生年金法、年度の改正で分かりませんけれども、今までは四十一条でしたけれども、「保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない」ということになっているわけで、独立行政法人の福祉医療機構以外は年金を担保にした融資はできないと、こういうふうになっているわけですが、現実には民間の消費者ローンといいますが、サラ金ではそういうことが、年金担保にしてお年寄りの年金を手帳ごと、口座ごと全部押さえて、年金を結局その一部を渡すような、そういうことになっていて、集団訴訟も最近行われたわけでございます。

かねてより言われていることですが、これについて罰則規定がないからそれが非常に野放しになっている、抜本的な改善につながらないんだと、こういうことになっているわけですが、そういう意味において、本来、これは厚年法や、国民年金法や厚生年金法に罰則規定が、このことを担保するものがあつてしかるべきだと思ふんですけれども、今回それはなされてはいないわけです。

そのことについても私は問題が多いと思つていますが、この点についてどう認識され、何ゆえ入れようと思ふのか、御説明を簡単にいただきたい。

○政府参考人(吉武民樹君 御指摘のような貸金業者が実際に従事しておりますのは、年金受給者から例えば預金通帳等を預かりまして、年金受給者の預金口座に振り込まれたものを年金受給者から受け取るという形で返済に充てるという事例でございます。したがって、これは、このこと自身は担保に供していませんで、社会保険庁の方からは年金受給者そのものにお金が振り込まれるという形でございます。したがって、ここに罰則を付けても、現実に行われている形態といえますか、形態に対して多分罰則の適用が非常に難しいだろうという問題がございます。

それで、この問題、もちろん好ましい問題ではないわけですが、私どもは金融庁なんかとも連絡を取り合っておりますが、例えば一月に施行された貸金業規制法の改正によりまして、貸金業者は、貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理又は取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いてはならないということが規定をされております。そして、こういうふうなことに違反した貸金業者に対しては業務の停止を命ずることができるといふ形でございます。金融庁の事務ガイドラインにおきましては、貸金業者が年金受給証あるいは預金通帳といいますが、こういうものを徴求することについてはこの規定に該当するおそれが大きいということを示しております。

そういう意味で、両方からのアプローチがございまして、私どもの方からのアプローチで申し上げまして、現実には担保に供されていないという状態でございまして、直ちにこのような罰則の適用によってこの事態を解消できるといふ可能性は非常に少ないだろうと思つております。

○辻弘君 もう時間があれですけれども、今の責任持ちは厚年省のパターンで、年金までは私責任持ちはするけれども、それが預金になった段階で私の手を離れるんです、そういう発想があるわけですね。だけれども、元々厚生労働省の目指すべきは、老後の生活が安定して国民の幸せを追求しようというのが厚生労働省のあるべき姿であつて、年金までは責任持たせたいけれども、預金になった後は私には知りませんということではなくて、預金も、なった後も、もし厚生労働省の所管でなければ関係省庁と連携を取つて、もし厚生年金法に罰則規定が、それがふさわしくないのあれば別の形での罰則規定強化はあるかもしれませんが、そのことについて私は何年も取り組んでいますが、それでも、全然それに前向きに取り組んできたことはいないわけですね。そういう意味においても、今回の年金法案、このことがこの法律で改正かということはありません。

るかもしれませんが、いずれにいたしましても、そのことについての抜本的な改革に向けての姿勢も持つていられたいと、こういうふうに見ざるを得ないわけでございます。今年年金法案については、法案の立て方自体、また取組の姿勢自体、極めて大きな問題があつて、瑕疵ある法案と断ぜざるを得ない、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。年金三法案について質問をいたします。

(委員長退席、理事藤井基之君着席)

今回の年金法案が抜本的改正であることは、五月十二日の参議院の本会議での趣旨説明、質疑における小泉総理の答弁で明らかであります。総理についてでございますが、少子高齢化が急速に進行し、今後も予想を上回る進行が見込まれる中で、給付と負担の長期的な均衡を図るための見直しは、先送りのできない課題であります。今回の改正案は、将来の負担が過大とならないよう極力抑制して、その上限を国民に明らかにするとともに、標準的な年金で見て、少なくとも現役世代の平均的収入の五〇％の給付水準を維持しつつ、年金を支える力と給付の均衡を図っていく仕組みに転換するものであり、急速な少子高齢化が進行する中においても、持続可能な制度の構築に向けた抜本的な改正であると考えております。

このように述べておられるわけですが、私も、骨格において抜本的改正であると、そのように考えておられるわけでございます。本改正では、世代間格差の是正や女性の年金の改善、先ほども委員の質問にございました。さらには、障害者、いわゆるチャレンジに対する支援策も盛り込まれております。さきの年金法案に關しての本会議質問でも取り上げましたが、まず、障害年金の改善に關して質問をさせていただきます。

今回の改正案では、障害年金の受給権者が六十五歳以降、老齢年金又は遺族厚生年金を併給することを可能にしております。これは、障害を有し

ながら働いたことが評価される仕組みが導入されたことを意味し、画期的なことと評価いたします。参議院の国民生活・経済に関する調査会では、本年度、ユニバーサル社会の形成促進のテーマで調査を行つておりますが、参考人としておいでいただいた特定非営利活動法人プロップ・ステーション理事長の竹中ナミ氏は、故米大統領ケネディ氏の、すべての障害者を納税者という言葉に共感し、「チャレンジドを納税者にできる日本」をキャッチフレーズに障害者の就業支援に取り組んでおります。

チャレンジドとは障害者を表しておりますけれども、チャレンジドが働いて給与を支給され、納税者になると。社会を形成する人々が、その能力をそれぞれが最大限に発揮し、ともに社会を支え合う、そして自己実現、自己の幸福をつかむことができる、そのような社会を形成することがユニバーサル社会の形成につながるわけでありまして、今回の年金法案の改正を評価するわけでございます。今回の法改正では、障害年金を受給されている方が厚生年金に入り、厚生年金に關しても年金受給権が得られれば併給を選択できる道が開かれたわけです。そのような意味で、チャレンジドにとつて大きな励みになるものと期待をしております。

さて、内閣府の障害者施策推進本部は、平成十四年十二月二十四日閣議決定の障害者基本計画に沿つて、前期五年の重点施策実施五か年計画を定めておりますけれども、その中の「雇用・就業の確保」に關して、「平成二十年度の障害者雇用実態調査に關して雇用障害者数を六十万にすることを目標とする」と、そのように述べております。

そこで、内閣府の障害者対策本部と連携して障害者対策を推進している厚生労働省に伺います。直近のデータでの雇用障害者数について伺いたい。また、その中で厚生年金あるいは共済年金加入者の数及び本改正により将来併給受給となる可能性のある障害年金受給者の数についてももしデータがあれば伺いたいと思ひます。

○政府参考人(薄井康紀君) 平成十年度の障害者雇用実態調査によりますと、五人以上の常用労働者を雇用しております民間事業所におきまして常用労働者として雇用されている障害者、これ、身体障害者が三十九万六千人、それから知的障害者が六万九千人、精神障害者が五万一千人、合計で五十一万六千人となっており、承知をいたしております。

雇用の実態の方はそういうことでございますけれども、私も、厚生年金等の被保険者につきましては、障害者であることの報告は制度上必要がないことから、そのような報告は求めておりませんし、また、私も被保険者に対する実態調査というのを定期的に実施をいたしておりますけれども、そこにおきまして特に障害に着目した質問項目は設けておりません。したがって、厚生年金なりあるいは共済年金の被保険者、組合員の中に障害者が何人いるかという数字は持ち合わせておりません。

○渡辺孝男君 調査データがないということ、あれですね、今後法改正が行われた後の併給の可能性がある障害者のデータがないということですので、本改正案にもこのような制度改正が盛り込まれているわけでありまして、このようなデータをきちんと取っておくことがその後の成果を評価する上で大切であると、そのように考えますので、是非とも調査を、そのような調査も行っていたきたいと提案申し上げたいと思います。

○政府参考人(吉武民樹君) 私の方から補足的に御説明申し上げますが、障害基礎年金の受給権者の方は十四年度末で約百四十万人おられます。それで、六十五歳以上の障害基礎年金の受給権者の方は約三十三万三千人おられまして、この方のうち、同時に老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権を有する方、つまり働いてこられた方でございますが、約四万八千人おられます。この四万八千人の中には老齢基礎年金のみの受給権を有する方もおられますので、そういう意味で、対象となり得る方の最大数はこの四万八千人という状況だろ

うと思います。

それで、先生がおっしゃいますとおり、これから、例えば福祉工場でありますような、あるいは事業所で正に雇用契約を交わしているいわゆる被用者として働かれる障害者が増えてくるんだらうというふうに思います。それが社会参加ということだろうと思いますが、そういうことになればこの制度は、そういう働く障害者の方にとって老後の安定を進めるといいますか、そういう意味で、そういう障害者の方の社会進出が進めば進むほどこの制度を活用する方が増えていくという関係であります。

今現時点で申し上げますと、そんなにたくさんの方はおられないという状態です。

○渡辺孝男君 障害者基本計画では、障害者の雇用の場の拡大に関し、障害者雇用率制度を柱とした雇用の促進あるいは障害者の働きやすい多様な雇用・就業形態の促進などを掲げております。フルタイムでの雇用、それが直ちに難しい場合には、短時間雇用等、その能力や特性に応じて働くための機会の増大に取り組むと、そのようにしております。

そこで厚生労働省に伺います。障害者の雇用形態で、フルタイムとパートタイムの比率について直近のデータがあれば示していただきたいと思っております。また、近年のフルタイムの障害者雇用が増えているのか否か、その動向についても伺いをしたいと思っております。

○政府参考人(太田俊明君) お尋ねの雇用障害者におけるフルタイムとパートタイムの比率でございますけれども、身体障害者につきましては平成十三年の調査がございまして、臨時雇用のような形態で雇用されている身体障害者の割合が一九・一%、約二割という状況でございます。それから常用雇用が、ですから八割というふうな状況でございます。

それから、近年の動向でございますけれども、ハローワークによる障害者の就職件数でございます。これは身体だけではなくて知的あるいは精神

障害者も全部入った数字でございますけれども、パートタイムという形態で就職した者の割合が全体の三分の一強の割合でございまして、パートタイムが増加するという社会全体の流れの中で、障害者の方がパートタイムで働く割合というのも増加する傾向にあるところでございます。

○渡辺孝男君 障害者の雇用の現状は、パートタイムがたまたまの答弁で一九・一%程度あるというところでありますが、これであると今回の法改正のメリットが生かされないことになってしまいます。

これを生かすためには、第一にはフルタイム雇用率の向上を図る必要があります。厚生労働省の取組の現状について伺いをしたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 今お尋ねの障害者雇用対策でございますけれども、これは障害者の雇用の能力、特性に応じまして、フルタイムで働く方はできる限りフルタイムで、また状況によって短時間でしか働けない方もおりますので、その方には短時間雇用ということ、それぞれのニーズ、あるいは障害の程度に応じた雇用の場の確保によりまして就職者数の増加を図ることが必要であると考えております。

具体的に、例えば雇用率未達成企業に対する法定雇用率の達成指導というのが大きな柱になっておりますけれども、これは例えば、改善の見られない企業につきましては、毎年六月に定期的に公表を行うなど厳正な指導を実施しているところでありますけれども、この指導の中では具体的な職業紹介を行っていきまして、できる限りフルタイムで障害者の方を雇っていただくように指導を行っているところでございます。

それから、先ほどお話ございましたように、私も平成二十年度の雇用障害者数を六十万人にするという目標を指しまして各種の施策を総合的に講じているところでございまして、そういう中でも、一人でも多くの方がフルタイムで働けるように支援を行ってまいりたいというふうな考えを述べているところでございます。

○渡辺孝男君 法改正案の趣旨を生かすために

は、第二の方法としましては、今後の年金制度の検討の課題となっております短時間労働者への厚生年金の適用があるわけでございます。障害者の短時間労働に対しては、一般の場合と区別して、厚生年金適用を特例として早期に実現するとすればそれが可能なわけであります。ユニバーサル社会の構築が進めばこのような特別扱いはいらないなるかもしれないけれども、現状ではこのような対応も必要になるのではないかと考えております。

この点に関して、坂口厚生労働大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 短時間労働者への厚生年金の適用拡大の問題はかなり緊急を要する問題だというふうに思っています。今回の年金改正に先立ちまして、その点につきまして厚生省案の中ではお示しをしながら皆さんの御意見を伺ったところでございます。不幸にしてなかなか意見の一致を見ることができ得ませんでした。その背景にありますものは、現在の三号被保険制度、すなわち現在の三号被保険者の制度の存続ということ、現在、女性のパート労働者の皆さん方の年金へのかわり方に対する意見をかなり左右しているというふうに思っている次第でございます。

そうしたございまして、今回見送りにさせていただきますけれども、できるだけ早くこの御議論は更に詰めていただきまして、早くパート労働者の皆様方に対しまして適用できるような体制を作らなければいけないというふうに思っております。

○渡辺孝男君 パート労働者の厚生年金適用が現場の声、あるいは状況が許されないということであれば、あるいはそれは困るというような声がまだまだあるとすればなかなか実現が難しいと、そのようになるとは思うんですが、そういう場合に、障害者だけは取りあえずそういう方向で早期導入を図っていただければという思いで質問をさせていただきます。

次に、次世代育成支援に配慮した年金制度改正

について質問をさせていただきます。

今回の法改正では、先ほどの質問にもございましたように、次世代育成支援の配慮がなされております。育児休業期間の厚生年金保険料の免除期間が一年から三年へ延長されると。またそのほかにも標準報酬に關しての配慮がなされているわけです。

そこでお伺いをしたいんですが、先進諸国においても同様に年金制度における次世代支援がなされているのかどうか、そういう代表的な国があれば紹介をしていただきたいと思ひます。

○副大臣(谷畑孝君) 児童手当の制度につきましては、三つの点から分類ができるんじゃないかと思ひます。一つは支給対象年齢、それから支給額、それから所得制限ということでありまして、けれども、おおむね支給対象年齢は、海外の場合、いろいろな主要国ということの中で調べますと、ゼロ歳から十六歳ないしは二十歳までということになっております。それと、支給額は月額一万円から二万円、そして所得制限はなしと、こうなっております。具体的な例を二つだけ挙げますと、イギリスでは、支給対象年齢は十六歳未満、それから支給額は、第一子が月額一・三万円、第二子以降は月額一万円、所得制限は設けられていないと。スウェーデンにおきましては、支給対象年齢は十六歳未満、支給額は、第一子及び第二子は月額一・三万円、第三子は月額一・七万円、四子は月額約二・四万円、第五子以降は月額一・七万円、もちろん所得制限は設けられていないと、こういう状況であります。

○渡辺孝男君 次世代育成支援には様々な施策があるわけですが、ただいまの児童手当についての先進諸国の代表例についてお伺いをいたしました。かなり充実をしているということでございます。

年金制度における次世代育成支援のほかの国の代表的な支援策というものについてはいかがでしょうか。

○政府参考人(吉武民樹君) 考え方が非常に明確

なっておりますのはドイツでございます。ドイツ憲法の中に、家庭あるいは家族といふか、そういうものに対する配慮事項みたいなのが憲法上ございまして、この条項とそれから平等条項、両方を併せまして、ドイツの憲法裁判所は、介護保険でございますけれども、子供さんがいる場合に通常、稼働能力が減少することが多い、それから子育てでコストが掛かると。そういう意味で、子供さんがいる被保険者と子供さんがいない被保険者については何らかの対応措置を、特に子供さんがいる被保険者に対して取るべきだということを取っております。

それで、年金につきましてもそういう考えが反映されているんだらうというふうに思ひますが、育児期間、子供さん一人について、出生後の三年間は、実際に働いていなくても、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付しているというふうにみなしまして年金額の計算するというところで、特別の評価を行っております。

それからイギリスでは、十六歳未満の子供の養育のために、最低稼得収入額以上の収入がない、収入が非常に減つた方につきましては、基礎年金の額の算定に当たりまして、加入すべき期間、日本で申しますと二十五年の期間でございすけれども、加入すべき期間から実際に養育された期間を控除しまして、より短い期間で満額の給付を受けることができるという、そういうことを行っております。

それからフランスでございますけれども、フランスはもう非常に家族政策あるいは人口政策というのを政策として戦後ずっと実施をしている国でございまして、女性の被保険者で、子供さんが十六歳になるまでの間に少なくとも九年間養育をされた場合には、年金額の算定に当たりまして、子供一人につき加入期間が二年間加算されるという、御自分の加入期間が二年間増えるということでございます。それからさらに、男女少なくとも三人の子を養育されたら、これも十六歳になるまでの間に少なくとも九年間、御本人又は配偶者が

養育したことが要件でございますが、その被保険者には年金額を一〇%加算するという仕組みを取っております。こういう加算まで講じているのはフランスでございます。

それからスウェーデンでございますが、やはり子が四歳に達するまでの育児期間につきまして所得の喪失あるいは減少がありました場合に、子供さんが生まれる前の前年の所得、ですから多分所得が多い時期、それから十六歳以上六十五歳未満のその方の全加入期間の平均所得の七五%、それから現実の所得に、年金で使います基礎額という概念がございまして、これを上乗せした額、この三つのうちの最も有利な額を年金制度上の所得として扱うというような政策が行われております。アメリカは特段の措置は講じられておりません。

○渡辺孝男君 ただいま、先進諸国でも次世代育成支援という観点で年金制度に様々な配慮がなされているということが分かりました。

それと比較しまして日本の現状はどうなのか。そしてまた、それを基礎にして今回の改正というのがなされるわけですが、その点について坂口厚生労働大臣に見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 次世代育成支援の問題は、質、量ともに問題になるというふうに思っております。量的な問題も、いわゆる財政的な額の問題もございしますが、何を優先にしてこれを行うべきかということも非常に大事だということふうに思っております。

スウェーデンでいろいろ勉強しましたときに、スウェーデンの担当研究者が申しますのは、それぞれの国によって何が一番効率的かということ、これをやはり明確にして、それに対する政策決定をしなければならぬ。政策決定をして、そこで予想した次世代育成効果あるいは合計特殊出生率の回復が得られないといったようなときには、なぜそれができなかったかということの分析をやらなければならない。そうした科学的な手法

を導入して行うということを行ってれば、それは必ず効果が上がるものであるといったことを言っております。そうした趣旨で今後日本の国の中も取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

様々なそうした検討の結果、何を優先をしていくかということを中心にしてその立案をしていくべきだということに思っている次第でございます。

○渡辺孝男君 日本の少子化は各国に例を見ないように進んでいるところがございますけれども、様々な対策を講じて少子化対策を進めていく必要があると、そのように考えております。

先ほど御答弁がございましたけれども、先進諸国でも児童手当という形で少子化対策も進んでいるということでありまして、我が国もそれを採用しているわけでありまして、現在の児童手当は、私が考えるにはまだまだ不十分ではないかと、そのように考えるわけです。もう少し拡充すべきであると、そのように考えておるわけですが、この点に關して坂口厚生労働大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今、法案を出させていたでいてるところでございますから、小学校三年生まで引き上げるといふことでございますが、まずここが実現できるかどうかということでございます。是非実現をしていただきたいというふうに思っております。

その後のことにつきましてまだ今言える段階ではございませんけれども、とにかくそこまでは一日も早く実現をしたいというふうに思っております。その後どういふふうにしてやっていくか、先ほど申しましたように、どういふ優先順位を付けて進めていくかといったことを、限られた財政の中でございまして、しっかりとやっていかなければいけないというふうに思っている次第でございます。

○渡辺孝男君 児童手当に關しましては、小学校三年生まで支給されるというふうな情報を国民の

皆さんも知っておられまして、その法案の成立を期待しているところでありまして、なかなか子育て支援大変だと、やはり教育費というのが家計の負担が大きいということが現実でございまして、私も子どもとしても、この児童手当の拡充については一生懸命取り組んでいきたいと、そのように考えております。

次に、年金財政について伺いをしたいと思っております。

年金財政は、受給者の増加、それから支え手の減少でかなり逼迫をしております。そういうことで年金法案の改正ということになったわけでございます。

今回の改正案が仮に成立せず、現制度のままとなると、年金財政は明年度、二〇〇五年度一年間ほどの程度悪化すると推測されるのか、この点について年金局長にお伺いをいたします。

○政府参考人(吉武民樹君) 仮に、現行の保険料水準それから給付水準を据え置きまして、国庫負担割合につきましても現行の三分の一のままとしうふうに仮定をして計算をいたしますと、その場合、厚生年金基金の代行部分がございまして、これは企業年金、厚生年金でやっておりますが、これを含めて財政見通し上の平成十七年度の収支を申し上げますと、厚生年金で四兆四千億の財政赤字といいますが、収支赤字でございまして、改正案によりまして、この四兆四千億の収支赤字といいますが約八千億改善をいたしまして、三兆六千億に軽減になります。それから、国民年金につきまして同様に行うのままで申し上げますと、三千億の単年度赤字でございしますが、これが二千億ということで一兆億改善をされまして、トータルで申し上げますと一兆円弱、一兆円程度の財政改善がされるという形になっております。こういうふうになっております最大の理由は、平成十一年改正以来、保険料凍結をいたしております。したがって、既に五年間凍結の状態にございまして、更にこれを進めるということにな

りますと、財政収支の中でも特に保険料収入が給付との関係で相対的に少ないという状態でございします。この状況は私どもの財政見通しでもお示しを申し上げておりますけれども、二〇〇〇年代の最初の方はどちらかといいますと積立金の取り崩しでしばらく進んでいくという状態でございまして、その後、再度安定の方向に変わっていくという状態。そういう意味では、足下の状態は非常に厳しい状況でございまして、今先生がおっしゃいました仮定で申し上げますと、元々厳しい状態のところ更に約一兆円程度の財政悪化が生じるということでございます。

○渡辺孝男君 もしその財政悪化、約一兆円弱ということでありましても、これはその場合だれがどのように負担をするという形になるのか、現制度のままで仮定した場合ですね。その点について年金局長にお伺いをいたします。

○政府参考人(吉武民樹君) 仮に、今お話がございましたように、現行の保険料水準あるいは給付水準に据え置きまして、国庫負担も三分の一のままとしうふうで、今申しました平成十七年度で約一兆円程度の悪化を見込まれますが、これは毎年毎年生ずる事態でございまして、その状態が続きますとこの一兆円が累積をしていくという状態になります。それは、端的に申し上げますと、当面の状況で申し上げますと、制度改正を行いましてもしばらく積立金の取崩しが進むわけですから、それが更に大きくなっていくという形でございします。

したがって、私どもの今回の有限均衡方式で一番眼目に置いておりますのは、百年間、特に二〇五〇年以降ぐらいを中心に積立金を活用しまして、今の団塊の世代あるいは団塊世代のジュニアの世代の給付費が非常に増える時期を乗り切りまして、その次の世代の負担を軽減しようというところでございしますが、その部分をむしろ早めに積立金を使うということになりますので、今私が申し上げましたような世代のところに負担を更に高めるか、あるいはやむを得ず給付を更に抑制

をするかという、そういう選択を考えざるを得ないということになってくるんだろうと思っております。

○渡辺孝男君 私の考えでは、単年度で一兆円ぐらい赤字が更に拡大するということであれば、それは国民が何らかの形で負担をせざるを得ないと。保険料が上がるのか、あるいは税という形で補うのか、積立金を取り崩すのか、あるいは給付を下げるのかというふうなお話かなと思うんで、やはり今回の法改正をそのままだと時間がかかってしまうということには国民にとって大きなマイナスになるというふうに私は考えますので、是非ともこの法案は通すべきであるというふうに主張をしたいと思います。

次に、五月六日の自民、民主、公明の三党合意では、今後、年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行うことになり、衆議院本会議での修正で、国民年金法等の一部を改正する法律案の附則第三条に、政府は、社会保障制度の全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的に見直しを行うこと、これとの整合性を図り、公的年金制度について必要な見直しを行う、その見直しに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方についての検討を行うと、そのような旨の修正が盛り込まれたわけであります。

そこで、まず私は、社会保障の給付と負担の今後の見直しについて質問をしたいと思います。直近のデータで、二〇一〇年度あるいは二〇二五年度の給付と保険料負担、公費負担の見直しについてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(吉武民樹君) 五月十四日に公表をいたしました社会保障の給付と負担の将来見通し、平成十六年五月推計におきましては、二〇一〇年度の年金給付費は五十三兆円、うち公費負担額は十二兆円、それから、二〇二五年度の年金給付費は六十四兆円、うち公費負担額は十四兆円と見込んでおります。それから、この際に資料でもお示しをいたしておりますが、従前の推計で

申し上げますと、二〇二五年度に年金に係ります社会保障負担、これ保険料負担と公費負担両方ございしますが、これが、従前申し上げますと、国民所得比、二〇二五年一六％というふうに推計をいたしておりましたけれども、この一六％の国民負担が、今回の推計で申し上げますと二二か二分の一という程度になるという推計でございします。

○渡辺孝男君 年金の給付あるいは公的負担というものが大きくなってくるということでありまして、社会保障は年金だけでございせんので、次に、同じ二〇一〇年度あるいは二〇二五年度の時点での介護保険の給付と公費負担の推測値についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(中村秀一君) ただいま年金局長が申し上げました同じ推計でございしますが、介護保険に係ります給付でございしますが、二〇一〇年度で九兆円、それに係ります公費負担、国、県、市町村が負担しておりますが、五兆円でございます。それから、二〇二五年度は介護保険に係る給付は十九兆円と見込んでおりますが、公費負担はそのうち十一兆円でございます。

○渡辺孝男君 同じく医療保険の方も給付が増大をしていく見込みになるわけでありまして、医療保険の給付、やはり二〇一〇年度及び二〇二五年度時点での医療保険給付の状況と、それから公費負担の推測値についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(吉武民樹君) 年金、介護と同様の十六年五月推計におきまして、二〇一〇年度の医療給付費は三十四兆円、そのうち公費負担額は十四兆円と見込んでおります。それから、二〇二五年度の医療給付費は五十九兆円、そのうち公費負担額は二十八兆円と見込んでおります。

○渡辺孝男君 いずれも増大をしていくわけでありまして、そういう意味では、できるだけ自助努力があるいは共助でその負担の軽減を図っていく必要があるというふうな考えでおります。

そういう意味で、疾病予防や治療、あるいは介護予防や要介護度の重症化防止に、重度化防止に

○政府参考人(中村秀一君) 今、先生の方から、高齢者が要介護状態になることや、あるいは要介護状態の重度化の防止と栄養改善との関係についてということでございますが、ただいま健康局長の方から御答弁がありましたけれども、高齢者の場合は、私ども最近、いろいろ介護保険の關係で考えておりますけれども、どうも高齢者の場合

用いて評価することができず、その値が低いほど日常生活の機能低下が見られるということは様々な研究でエビデンスが得られつつあります。私も厚生労働省の調査研究でもそのような結果が出ておりますので、結論から申し上げますと、高齢者に対してはなるべく食ということからも自立支援を行うと。

きな意味を持つているというふうに思っております。そういう意味で、大変ことは大事だということに思っておりますが。

今、もう一つ、食育基本法が議員立法でございますけれども提案されるということでございまして、食を通じて健康づくりというものをしていくということは非常に大事でございます。今までど

品の頻回摂取により約一二％のがんの予防が可能であると、そのような研究成果もあるわけです。

与党としまして、先日、健康フロンティア戦略という十か年計画を提案しております。本戦略では、十年間、二〇〇五年から二〇一五年までで健康寿命を二程度延ばすことを目標としておるわけですが、この健康寿命を延ばすためのア

プローチとして生活習慣病対策の推進と介護予防の推進を展開すると、そのようなアプローチになつていくわけです。

生活習慣病対策推進の目標としては、がんの五年生存率を二〇％改善する、心疾患並びに脳卒中の各死亡率を二五％改善する、そして糖尿病の発生率を二〇％改善すると、そのような具体的な目標が掲げられております。そのほかに、要介護になることを防ぐ介護予防の推進では、現在要介護者は高齢者の七人に一人でありますけれども、これを十人に一人まで減らすと、そのような具体的な目標を掲げているわけです。

そこで、厚生労働省にお伺いをしますが、生活習慣病対策推進の対象疾患として、がん、心疾患、脳卒中、糖尿病を挙げているわけですが、直近のデータでこれらの医療費はどれくらい掛かっているのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫) 御指摘の四つの疾患に掛かっている医療費を、これを主傷病とする形での統計、直近の実績等に基づいて推計いたしますと、平成十三年で合計約七兆円ということでございます。これは十三年度の国民医療費約三十一兆円のうちの二二％ということでございます。

○渡辺孝男君 その細分といいますか、がんではどの程度、脳卒中ではどの程度、糖尿病ではどの程度、心疾患ではどの程度というのがもし分かっているとすれば、その点についてもお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫) この対策を進めますことによりまして、相当良い影響というものが、私ども医療保険サイドからも、医療費が正しく適正化されることを……(発言する者あり)

失礼いたしました。

内訳でございますが、医療費で申しますと、がんが二・六兆円、それから脳卒中は二・一兆円、糖尿病が一・四兆円、心疾患が〇・九兆円でございます。

誠に失礼いたしました。

○渡辺孝男君 私が前に言っていたのか、ちよつ

と聞き違えたのか、ちよつと忘れてしまいました。が、重ねて言っていたのだいじょうきもありませんが、がんが二・六兆円と、そして脳卒中が二・一兆円、糖尿病が一・四兆円、そして心疾患が〇・九兆円ということで、大変な医療費が掛かっているわけです。

そういうことも背景にありまして、与党としては、先ほどお話ししましたように、健康フロンティア戦略ということで十年間対策をしっかりとやって、医療費の面でも負担を軽減していくべきだということでも提案をさせていただいております。仮にこのような目標、例えば先ほど挙げました、がんの五年生存率が二〇％改善した場合、さらに、心疾患並びに脳卒中の各死亡率が二五％改善した場合、そして糖尿病の発生率が二〇％改善した、このようなことが十年間で達成されれば、医療費とか介護、介護費用とかそういうものでどの程度軽減がされるのか、もし見通し、推計等がされていけば、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫) 私ども、なかなかこれ大胆な前提を置かねばなりませんので難しいわけでございますが、恐らく兆円に達するような、というようなオーダーでの効果を私どもは期待しております。

○渡辺孝男君 先日、糖尿病の現場の医療者の方々からいろいろなお話を聞いたんですが、糖尿病治療の現場からは、近年の糖尿病患者の増加傾向からすれば、このままの今の現状が続けば、二〇〇二年度に比べて二〇一〇年度、八年後ですかね、八年後には糖尿病の医療費だけで一兆七千五百億円の増加が見込まれると、そのような試算もなされているわけです。

そういう意味では、生活習慣病対策の推進によりこのような増加分が減らされるということになれば、これだけでも一兆七千五百億円という数値が出ていますので、公費負担ばかりではないわけですけれども、大きな医療費の軽減になると。その分、ほかの社会保障制度の充実にそういう資金を回すことができるということで、大変大きな効

果があるのではないかと、そのように期待をしているわけです。そういう意味で、公明党としてもこの健康フロンティア戦略というものを大変重要視しておりまして、厚生労働省にも推進をしていただきたいと、そのように考えているところで

そういう意味で、私どもはこれからも、元気な方が多くなる、高齢になっても元気である、という意味では、健康寿命を延ばすことが大事だと、そういう思いであります。単に高齢で、平均余命が長くなるということだけではなくて、高齢であつても元気な社会、安心はつらつ社会というものも築くことが大事だと。それに、今回の年金制度も長期間、百年安心の骨格を作る制度を提案しているということでもありますので、私どもは、今回の年金法案の改正も、安心はつらつ社会を築くための重要な法案であると、そのように確信を

しているわけでありまして、そういう意味で、健康寿命も延び、そして多くの国民の皆さんが自己実現をしながら幸せな年齢を重ねていく、そういう意味では幸齢社会、高い年齢ではなくて、幸せに、で、よわいという字を書いて幸せな年齢を重ねる社会と、そういう社会を築いていければと、そのように考えているところでございます。

厚生労働省としてもしっかりとそのための対策を進めていただきたいと、これを申し上げて、私の質問を終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

五割保障という話をこの間何度かしてまいりました。現役世代の五割の給付を保障するというのは、これは新規裁定時のみで、給付が始まれば下がっていくと。先ほど議論ありましたように、下がっていくと、最終的には八割ルールがあつて、そこから先は下げないと、それは先ほど答弁で、今回もそれをやるんだということはござい

ました。しかし、これは前回の改定の際に委員会質疑で問題になって、当時の丹羽厚生大臣が答弁をさ

れて、それが根拠となつて今回まで来ている。だったらば、今回は、それから五年あつたわけですから、私はこの重要な八割ルールについては当然法案に盛り込むべき非常に重要な中身だったというふうに思うんですね。

大臣、お聞きしますが、なぜこの重要なものを今回、法律に盛り込まなかったんですか、これお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 先ほど御答弁を申し上げたとおりでございますが、この五〇％台を堅持をしていく、しかしそれはスタート時点でございますので、現役の皆さん方の賃金との格差というのはできていく。それにつきましては、八割ルールというのを作つてそれを守っていくということ、これはもう、今もお話しございましたが、平成十一年のときに約約束を申し上げて今日を迎えている。

今回におきまして、これはお約束を守っていくということでございますが、法律には記入してございませうけれども、こはしっかりと守っていくというふうな思ひついでいるところでござい

ます。

○小池晃君 いや、ですから、私が聞いているのは、それほど大事なものをなぜ法律にできなかったのかと。なぜ法律にできなかったんですか、そこを聞いているんです。

○国務大臣(坂口力君) 大事なことでござい

ますが、しかし、こはそういうふうな守っていくという今までのルールを私たちも今回のこの改正で継承するということを言っているわけでありまして、中身、その改正案の中には含まれませんでしたが、こはしっかりと守っていくというふうな思ひついでいます。

○小池晃君 いや、これ根拠に再計算しているわけですから、それが法律に盛り込まれていないというの、私はこの法律の一つの欠陥であるという

ことを指摘しておきたいと思ひます。

その上で、その八割ルールあるわけですから、年金支給開始後、受給開始後、最も下がっても現

役世代の収入の四〇・二％になると、先ほど大臣、答弁ございましたので、これはあえてもう一度確認しません。そうすると、これから先、給付が下がっていくと五割切つて更に四〇・二％までは下がり得る仕組みになっているというわけですから、その最低になった段階で、例えば厚生年金モデル世帯で、手取り賃金に対して四〇・二％というところまで下がった場合、この受け取る年金の額はどうかと。これを将来のその時点の賃金額が今の賃金額と同じとして計算すると、二十三万三千円のモデル年金額は一体幾らというふうに計算できるのか、政府参考人にお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(吉武民樹君) 既裁定者の方の年金につきましては、マクロ経済スライドによる調整を除きますと、基本的には物価スライドでございまして、購買力を維持することを基本とした設計となっております。

これは、十一年改正でそういう考え方を取るというところでございますので、したがって、現在価値に換算する際に、基本的には物価上昇率を用いて割り戻すのが適当ではないかと私も考えております。それで、現時点でどのような購買力があるかと。

と申しますのは、先日の委員会でも申し上げましたけれども、裁定後、賃金によってスライドをいたしておりますのはドイツの年金だけでございまして、主要国で、それで、アメリカ、それから日本、それからイギリス、それからフランス、いずれの国も裁定後は物価スライドという形でやっております。

そういう点で、十一年改正で日本の年金についても裁定後は物価スライドという基本的な考えになつておりますので、その評価は、本来は物価上昇率で割り引いた購買力でやるべきだというのが私の考えでございますが、先生のおっしゃる前提といひますか、御説明申し上げますと、八割ルールが適用されて、平成十六年度に六十五歳となられる方、一九三九年生まれの方について

は、標準的な前提の下に八割ルールが適用されるであろうと想定される時点が二〇三一年、九十二歳の、その方が九十二歳のときでございまして、その時点の名目の年金額は、モデル年金で二十六万五千円でございまして、これを要するに賃金上昇率で現時点まで割り引きますと、十六万という形でございまして。

四万六千円の年金が名目額では五・二万円でございます、これを機械的に賃金上昇率で現時点で割り引きますと三万二千元という形になります。○小池晃君 賃金代替率というとなかなかイメージがつかないんですけれども、やはりこういう形で値打ちで示すと、本当に三一・三％のカットということになるわけで、これは憲法二十五条の生存権が本当に脅かされるような水準になつていくということだと私は思ひます。

○小池晃君 その二十三万三千円が十六万円まで、賃金との比較でいけばそれだけ値打ちが下がるということですね。

さらに、世帯別別に、この間、現役世代の手取り賃金に対する比率が示されてまいりましたけれども、これも新規裁定時までの比率が示されてまいりました。

それから、国民年金の四十年加入の満額支給だと今六万六千円なわけですが、これを同じような考え方でも示していただくという価値に、値打ちになつていくのか。

そこでお伺ひしたいのは、受給開始十年後、二十年後で、それぞれの世帯別別に手取り賃金に対する比率というのはどう変化していくのか、お示し願ひたいと思ひます。

○政府参考人(吉武民樹君) ですから、その前提なり考え方については私もちよつと違った考え方をいたしておりますが、欧米諸国の大部分の国は、これはもちろん各国とも、財政の状況あるいは高齢化の状況を踏まえて、年金の裁定後は基本的に物価で考えていくというのが大宗でございまして、それを賃金で評価するということが果たしているかという問題はございまして、先生がおっしゃるような計算を機械的に実施をいたしますと、同じケースでございまして、二〇三一年、九十二歳になられた方につきましては、基礎年金の満額、いわゆるフルペンションでございまして、名目額は七万五千円でございまして、これを、今申し上げましたとおり、機械的に賃金上昇率で割り引きますと、四万五千円でございまして。

これは往々にして誤解がございましてけれども、世帯別別に、例えば共働きの方の場合に所得代替率がもろもろ下がります。下がりますけれども、共働きの方の所得は高いわけでございまして、その年金額は高くなります。ですから、私も私どもは全体の設定のときにはモデル年金で水準を設定いたしておりますけれども、所得代替率と年金の実際の額の問題というのは、両方をよく見ていただく必要があるだろうというふうに思ひます。

○小池晃君 さらに、国民年金の平均受給額というのは、これは四十年間一月も欠かさず保険料を払つた場合で六万六千円でありまして、実態は平均四万六千円なわけですが、この国民年金平均受給四万六千円の方が八割ルール適用となる場合に受け取る年金の現在価格というのは幾らになるんでしょうか。

例えば、共働きの方で申し上げますと、二〇二五年に六十五歳の方、三九・三％でございまして、これだけをあらういただきますと低そうに見えますけれども、お二人で受け取られる年金額は高いわけでございまして、それをお二人ずつに割るとモデル世帯より高い状態になつてまいります。そこを私も資料でもお出しいたしておりますので、それを前提に置いてということでございますが、四十年間共働きの方の場合に、二〇二五年が三九・三％でございまして、それから、その先の十年後、二十年後につきましては、先ほど来申し上げますと、年金の裁定後の状態を物価で考

えるのか後輩の賃金の伸びを年金にすべて反映するので考へるかという、そういう基本的な考え方がございまして、仮に後輩の賃金の伸びどおり伸びていくというようなことを考へましたときには、十年後は三五・三％、二十年後は三一・七％ということでございます。

それから、通常女性を考へておりますが、子育てのときに一時離職された場合、これは二〇二五年が四二・〇％でございまして、これは、高くなりますのは、お二人の合わせた給与が低いからで、低いから高くなります。これが、十年後に三七・七％、二十年後に三三・八％でございまして、それから、子育て後離職の場合、これは二〇二五年、四七・五％。これは、更に高くなりますのは、子育て後離職をしておられますので奥様の給与が低いという形でございまして、したがって、所得代替率は上がつてまいります。四七・五が十年後は四二・七、二十年後は三八・三％でございまして。

それから、男子単身の場合は、二〇二五年で三六・〇％。この方の場合には、お独りでございまして、基礎年金がお一人分という形でございまして、したがって、給与に対する所得代替率は低くなるという、これは年金の給付設計からきた、その結果でございまして。それが十年後には三二・三％、二十年後には二九・〇％。

それから、女子の単身の場合には、二〇二五年で四四・七％でございまして、これは男性の単身より高い状態にございまして、これは女性の平均給与が低いからでございまして、平均給与が低いほど代替率が高まるという状態にございまして。それが、十年後は四〇・一％、二十年後は三六・〇％というところでございまして、何度も申し上げておりますが、十一年度の年金制度改正で、年金が支給された後は基本的には物価スライド、ですから物価の購買力で考へていくという、その考え方とは今申し上げた数字は合つておりません。

○小池晃君 いや、厚生労働省の考え方についているかどうかじゃなくて、国民の暮らしから見て

どうかということなんです。

五割保障だと言いがら、結局、もうい始めると四割。しかも、最初から、スタート時点から共働き世帯あるいは単身者はもうとうに五割を切って三割台だったのが、実際これ受給をしていくと、ついに三割を切るわけですね。男子単身者は二九%です。それから、四十年間共働きの場合には三一・七%、もう三〇%切りそうになっているわけですね。これが今回の改悪の実態なんだと。それから、この問題議論してまいりますと、総理の答弁にもありました、高齢者の中でも、その中でも、わけて高齢になっていくと消費水準が下がっていくという答弁がこの間されております。

しかし、そのデータ、基になるデータを見てみますと、これ九九年の全国消費実態調査なんです、六十代後半の基礎的消費支出を一〇〇とする、これだんだんだんだん調査を重ねるにつれ、その格差は縮まってきてまいります。九九年の数字では、六十代後半が一〇〇とすると、七十代前半は一〇一、七十五歳以上は九三。これ、九四年調査では、七十代前半は九八、七十五歳以上は八八。八九年調査では、七十代前半は九五、七十五歳以上は八四ですから、五年ごと、さかのぼるにつれ、だんだん格差開いている。

厚生労働省としても、もちろん、高齢者の中でも前期高齢者と後期高齢者の間の消費水準というのは格差が縮まってきていると、そういう認識はもちろなお持ちだと思っておりますが、いかがですか。

○政府参考人(吉武民樹君) 平成元年、平成六年、平成十一年という形で、大分違いはございます。元年で申し上げますと、六十五から六十九歳は一〇〇、七十五から七十九歳は八四でございます。それから、平成六年は、六十五から六十九歳が一〇〇、七十五から七十九歳は八八でございます。平成十一年は一〇〇対九三でございます。

ただ、逆に、最近のちよつと状況をあらわにいたしますと、この非常に経済が厳しい中で、例

えば現役の方と高齢者の方を比較をしていただきますと、現役の方の消費支出の減り方が非常に大きいわけでございます。高齢者の方の消費支出は現役の方に比べて少ない状態でございます。これは多分いろいろな要素があつて、例えば現役の方の場合で申し上げますと、例えば雇用の問題でありますとか全体の家計の所得の問題でありますとか、そういうことがある可能性がございますし、高齢者の方の場合には年金自身が三年間特例スライドで下げなかつたということも影響が出てくるというふうに思います。そういう点を総合的に分析をしますと、この平成十一年だけのデータで今後はこうなるという予測はなかなかできないのではないかと思います。

私も、この全体の元年調査、六年調査、十一年調査を見ますと、傾向としてはやはり、だんだん年齢が上に行かれると基礎的消費支出は減少する傾向にあるということは間違いなところだと思ひます。

○小池晃君 いや、ちゃんと答えてほしいんですけれども。

高齢者の中でも格差が縮まってきているでしょうと。それは当然、今数字がそうなんです。しかも、九九年が最新のデータでありまして、その翌年から介護保険制度が始まっているわけですから、社会保険料は消費支出には含まれない、それから基礎的消費支出には保険医療費含まれない。しかし、医療費は、この間、高齢者はほとんど上がってきているわけです。そういうことを考えると、私は、やはり高齢者の中でも前期高齢者と後期高齢者の所得格差というのは、これは実際はもつと小さくなっていることは間違いないというふうに思ひます。

こういう中で、高齢になればなるほどこういう年金の水準がどんどん下がっていくという仕組みは、正に私は高齢者の生存権の破壊であるというふうに思ひます。

そこで、大臣に私お伺いしたいのは、これ五月二十日の審議でこの問題をさんざん議論した最後

に、大臣は、要するに、受給開始の時点では五割保障するけれども、そこから先は下がる仕組みになつていくということについて、私は、衆議院ではそういう説明は大臣はしてないのではないかと再三再四指摘をいたしました。大臣の方は説明したというふうな答弁をされています。五月二十日の審議で最後に私もよく一遍調べてみますと大臣はおっしゃった。そのことについてお答えいただきたいんですが、もちろん、大臣おっしゃっていたように、ちよつと大臣、よく聞いてください、野党の議員からそういう指摘があつて、そういう議論があつたというのは私も議事録を見てそれは確認をしておりますが、大臣の方から、五割保障というのは新規裁定時だけで、その後五割を切るということになつていくことを国会で説明したことは私は一度もないというふうに思ひます。大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 先日もしましたとおり、これは古川議員の御質問に對したものでございます。

そのときに、古川議員がパネルを示しておっしゃっている。お互いにパネルを見ながら言っているわけでございますので、私の方からそのときに申し上げましたのをちよつと読みますと、それに幾つかの前提を置いての計算だということに思ひますが、今朝からも御議論がありましたように、名目額は決して減らない、これからこのままいきますというのを申し上げているわけでありまして、そしてその中で、これからの物価の状況、あるいは経済の状況によつてそこは違つてくるといふふうに思つております云々、そこからずつとこう続いているわけです。

おっしゃる通りに、五〇%という言葉は口にはいたしておりませんけれども、古川議員のお示しになつたそのデータを拝見しながらそこで私もお答えを申し上げている、こういうことでございます。

○小池晃君 だから、今大臣が読まれたところに一切その説明がないじゃないですか。要する

に、古川議員はこれ減るかもしれないよという指摘をしたのに対して、大臣がおっしゃっているのは名目額は減らしませんと、これをおっしゃっているだけなんですよ。

だから、五割を切るんだということは大臣の口からはこれは説明してない。どう読んだって、今大臣が読まれたところをどう解釈しても、これは五割を切る可能性があるんだと、そういう仕組みになつておりますという説明に私はなつていないと思ひます。大臣が説明したことは一点です。そうはいつても名目額は下がらなかつた、それだけじゃないですか。

○国務大臣(坂口力君) ですから、私がそこで申し上げておりますことは、年金を受け取り始める際に、それまでの賃金上昇を反映をして年金額が算定される、その後は物価スライドにより購買力を維持するという趣旨のことを私は申し上げているわけでありまして、御指摘の趣旨の問題について私は議論をしていふに思つております。

ですから、年金の給付水準を示す所得代替率につきまして、六十五歳となつて年金を受け取り始める時点における割合を示したことを申し上げているわけでございます。

○小池晃君 いや、受け取り始めるときに五割保障するというのは説明しても、その後五割を割り込むということについては説明してないと、これは事実ですから、これははっきりお認めいただきたい。その後五割を切るということは大臣は国会では説明されていませんね。

○国務大臣(坂口力君) ですから、そこは名目額は減らないということを私は申し上げておるわけで、そこは、名目額を減らないというのは古川議員の御質問に對して私はそこをお答えをしているということでございます。

○小池晃君 大臣ね、ちよつとまともに答えていただきたいんですが、名目額減らないというのは五割切ることの説明とは全然違うじゃないですか。大臣が言っていることは全く違うことを

言っているんですよ。五割を切るではないかと言われて、それに対して名目額は減りませんと反論しただけであって、五割を切るということについて説明してないことは事実で明らかだと、はっきり認めていただきたい。

○国務大臣(坂口力君) そこになぜこだわられるのかよく分かりませんが、五〇%を切りますねと、四〇・二%でございましたか、二〇二五年にはこう下がっていきますねというパネルを指示しなす、それに対して私はそのパネルを見ながら申し上げているわけで、しかし受取額は減りませんというのを申し上げているわけで、私も見せてもらったのをそれ拝見しながら言っているわけでありまして、そこは御理解をいただきたいと思ひます。

○小池晃君 何でこんな問題にこだわられるのか分からないという神経が私には分からない。だって、年度の年金の改定の一割の看板が、五割を切りませんと。これから削るけれども、現役世代の手取り収入の五割を保障しますと、それから保険料を上げるけれども固定しますと、これがたまたま二つの看板だったわけですから、それが違うじゃないかと言われたことについて説明してないというのは、これは重大な問題なんです。

大臣がもし、あの議論の中で、いや確かにそこ下がつてまいりますけれども、名目額は下がりますと。それと説明したと言えりませんか。もしない。しかし、下がるということについて大臣は一言も言っていないですから、これはどう見たってこれを説明したということにならないんです。

こういう大事な、今回の年金改定の言わば二つの看板文句の一つについてきちと説明してなかった、これは全く説明してなかったというの、これは本当にけしからぬことで、私はこの一点だけでも撤回、廃案に値する中身だというふうおきたいというふうに思ひます。

それから、副大臣の未納問題について引き続き

お伺ひしたいんですが、谷畑副大臣の問題です。谷畑副大臣は、御自身の未納の問題について、先ほどの答弁では五月七日に安倍幹事長から言われて調査を始めて、五月十日に社会保険庁の報告で認識をして、五月十三日に記者会見で発表しただと、この事実経過、間違いありませんか。

○副大臣(谷畑孝君) はい、そのとおりです。

○小池晃君 ところが、五月二十五日の質疑で森副大臣は何とおっしゃったかという、大臣から調査せよと指示を受けたのは四月十四日以前のことだと、森副大臣はそう答えたんです。坂口大臣は森副大臣には四月十四日以前に調査しなさいと言っていたのであれば、当然私は、同じ副大臣である谷畑大臣にも同時期に調べるように大臣から指示があつてしかるべきだと。しかるに、五月の連休明けまで何もなかったと。何でこんな半月以上も放置したんですか。

○副大臣(谷畑孝君) 先ほど申し上げましたように、五月七日の安倍幹事長発言を契機にして、五月十日に社会保険庁から回答をいただいて、そして、連休を挟んでおりますので、どうしても公務でブルネイに参加したり、いろいろした中で、五月十七日に会見になったと、こういうことなんです。

○小池晃君 私の言ったことに全然答えてないです。五月の話じゃないんです。四月の話なんです。森副大臣には四月に調査しろという指示があつたんです。当然谷畑さんだってそういう指示を受けたんでしょ。それなのに何で半月以上ほつておいたんですか。おかしいじゃないですか。何で森副大臣にだけは指示があつて、谷畑副大臣には指示がない。おかしいじゃないですか。森大臣に聞いているんじゃない、谷畑副大臣に聞いているんだ。

○副大臣(谷畑孝君) 私は、坂口大臣から事前にこの指示を受けたという認識がないんです、済みませんけれども。

○小池晃君 坂口大臣、森副大臣には四月十四日以前に調査するように指示をされたんですね。何

で谷畑副大臣には、調査したという指示を受けてないと言つていますけれども、おかしいんじゃないんですか。

○国務大臣(坂口力君) 先日もお答えを申し上げましたとおり、森大臣は常に厚生担当大臣として一緒に出席をさせていただいておまして、今調査をしておりますというお話もあつて、そして是非そこは明らかにしてくださいというのを森副大臣に申し上げたわけでございます。

本来は谷畑大臣にも同じように申し上げるべきであつたかも知れませんが、常に御一緒でないということもございまして、私の代わりに様々な地域に谷畑大臣は行つていただいたりしていただくございますから、その機会がなかったということでございます。

○小池晃君 そんな説明で納得すると思ひますか。副大臣、二人の副大臣でしょう。片方には四月十四日以前にちゃんと調べるように言つておいて、谷畑副大臣には何も言わなかったんですか、四月中。どう考えたって不自然じゃないですか。

これだけ重大な年金未納問題というのが毎日毎日マスコミを騒がせているときに、谷畑副大臣には五月まで放置したと。これ本当だったら極めてその責任重大だと思ひますが、更にちよつと聞きた

い。しかも、谷畑大臣は、自分の納入については確信がなかったんだと。確かに、記者会見のあなたの発言を見ていると、そのとき気が付いたんですよ、当時自分が未納だということに。それで納入したわけですから、これ明らかに未納だということ事実をあなたは知つていたはずなんです。間違ひありませんね。

○副大臣(谷畑孝君) もう私自身、何回もこの委員会を話しておりますように、参議院で初当選をしまして、平成元年の、本来そこで国民年金に切り替えなければならぬところを、私の瑕疵で、そのまま全く知らずの中で五年十一か月来たわけですから、それはずっとそういう関係で来たことは事実なんです。

しかし、私の事務所を含めていろいろと人も替わつていきましたし、その中で、衆議院におきましては私自身浪人しておりますし、もう一度社会人に戻つた。そういう関係の中からスタートをして、後半は掛けておると、こういうことです。

○小池晃君 しかし、未納の可能性があると、そういう可能性があると、そういう思いはあつたわけでしょう。ところが、これも本当に未納だったら重大な問題になるはずなんです、大問題になるはずなんです。

ところが、あなたは、未納かもしれない、そういう時期がもしあつたらあつたかもしれないというふうに思ひながら、一方で、森副大臣はずっと調査していたと言ひながら、あなたは五月の連休明けまで調べようとしなかったと。これ、どう考えたつておかしいじゃないですか。

○副大臣(谷畑孝君) 今指摘されておりますように、もっと早い時期に調べて公表をするべきであつたということは、私自身真摯にそう思つております。

○小池晃君 答えになつてないんですが、社会保険庁に私お伺ひしたいんですが、谷畑副大臣から谷畑副大臣の納入状況についての問い合わせは社会保険庁に対してはいつあつたんでしょうか。

○政府参考人(薄井康紀君) 五月上旬に御依頼があり、今副大臣から御答弁ございましたように、五月七日、金曜日に依頼を受けてまして、週明け五月十日、月曜日に回答しているというふうに承知をいたしております。

○小池晃君 四月二十八日に衆議院の厚生労働委員会で行なわれた強行採決が行われました。その強行採決行われた後の委員会室でこういう文書を入手したという方から私どもに提供がございました。(資料提示)

この文書を読ませていただきますが、国民年金及び厚生年金への加入記録について、氏名、生年月日、氏名谷畑孝、生年月日も書いてある。六十歳到達年月日を書いてある。厚生年金加入、昭和四十六年五月一日から平成元年八月一日まで、そ

してその間空白があつて、厚生年金加入が平成七年七月二十三日からとなつておりまして、留意事項として、各種共済組合の加入期間につきましては未確認です。基礎年金番号まで書いてある。

谷畑副大臣はこれ衆議院の委員会採決の時点でこういう報告を受けていたんじゃないでしょうか。

○副大臣(谷畑孝君) 私は、先ほど申し上げましたように、五月の七日に社会保険庁への照会をし、私自身、五月十日に回答を受けて、そして十七日に大臣への報告をして記者会見をしたと、こういうことです。

○小池晃君 いや、私どもそんなに加減なことでもないところで発言したりしません。この文書は四月二十八日の強行採決が行われた委員会室で入手したということで提供があつたんです。はっきりあなたの未加入期間が書かれているじゃないですか。これ厚生労働省が作った文書だと思いませんか。こういうのがあつたわけですよ。これどう考えたって、この時点で既に、さつきから言つたって不自然なんですよ、どう考えたって、四月からこれだけ問題になつていて、それで一切調査もしませんでした。五月の連休明けになつてようやく調査したら未納でした。ところが、自分は前から未納じゃないかと思ひながらそれまでやらなかったと。どう考えたって不自然だ。どう考えたって、分かつていて、ちゃんと調べていて、しかし、把握していたが、衆議院の採決まではこれは黙つていようと。これどう考えたってそういう経過にしか私には思えない。谷畑大臣、この文書、覚えありませんか。

○副大臣(谷畑孝君) いや、今何回も言つていますが、私もこれ入手しているんです。厚生労働省として谷畑副大臣の未加入問題についてこれ調査すべきじゃないですか。どの段階で厚生労働省としてつかんでいたか、これを調査して報告をしていた

だきたい。

大臣、これ重大な問題だと思ふんですよ。四月二十八日の強行採決の時点で厚生労働省が副大臣の未加入期間があるということを把握していたとすれば、これ国民に対する重大な背信行為でしよう。これ大臣、これ厚生労働省として徹底調査すべきじゃありませんか。

○国務大臣(坂口力君) 本人が知らないのにそういうペーパーが出回つておるといふこと自体問題です。それが調べて、だれがそれを手渡したのかというのを、それは大変なことだと私は思います。個人のことでありますから、御本人が言われて御本人が調べられるというなら分かりますけれども、一体、それじゃ、それはどこでどこからいいただかれたんでしょうか。それはやはり、そこまでおつしやる以上、明確にしたらわなければ我々もいけないと思う。

○小池晃君 そんな、入手方法について説明する義務はありません。私どもには様々な不正を憎む方から提供あるんですよ。

こういう中で、はつきりこれ厚生労働省の書式の文書だと思ひますから、私はこれ徹底的に調査していただきたい。こういうことが明らかになつていたにもかかわらず、国民に対して覆い隠して強行採決したとすれば、これは極めて重大だと思ひます。

それから、森副大臣の未納問題についてお聞きをしたんですが、これまでの森副大臣の答弁、それから坂口大臣の答弁を整理すると、極めて奇妙な話になるんですよ。

森副大臣は、先ほど言つたように、四月十四日以前に大臣からちゃんと調べてちゃんとしなさいと指示を受けているんですよ。で、四月十四日に衆議院の厚生労働委員会が質問を受けたときには未納の事実を本人は把握していたというわけですよ。ところが、その後の四月のある日、委員会の席上で森副大臣は坂口大臣に未納期間があるよと報告をした、それに対して大臣は、ちゃんと調べてくださいよ、発表してくださいよというふうに答

えたと、そう答弁した。さらに、森副大臣の方は、大臣からはちゃんと調べて報告するように御指示いただいたと答弁しているわけですよ。そして、五月の連休明けに未納期間があることを大臣に報告したと。これ、すべて今まで答弁に基づくものでございませう。間違ひございませう。皆さんそうだと思います。

そうすると、これ、三つの重大な疑問がわき起

一つは、坂口大臣の対応でありますけれども、大臣は四月十四日以前に調査の指示をしていたわけですよ。調査の指示をしていたなら、四月のある日ですよ、四月十四日以降の。委員会の席上で耳打ちされた、森副大臣から話があつたと。これは当然調査結果だろうと、調査した結果だろうというふうには思はずなんだ。ところが、大臣は調査せよというふうには返答した。これ調査しろつて言つておきながら、森副大臣から言われて調査しなさいというふうに言つたといふことは、大臣はこの四月のある日の委員会での森副大臣の話を一体どのように受け止めたのか、これをお答えいただきたい。

二つ目、森副大臣の対応であります。

森副大臣は、四月のある日に未納期間があるというふうには報告したのに、これは大臣の方の答えは調査せよというふうには答えた。要するに、これが真実だとすれば、大臣は重大な誤解したといふことなんですよ。自分は未納期間があると言つたのに大臣は調査しろと言つたんですから、自分の言つたことが分かつていただけなかったといふことですから、何でもこれをそのまま受け流したのかと、どうしてそのときに誤解を解かなかつたのかという疑問がわき上がる。

それから三つ目、坂口大臣は森副大臣に対して四月十四日以前に調査の指示をしたが、なぜ五月連休明けまで何の督促もしなかつたんですか。四月十四日以前に調査しなさいと言つておきながら、衆議院の通過待つて、五月の連休明けまで何の督促もしようとしなかつた。

以上三点は、私どう考えても納得できないと思ふんですが、森副大臣、坂口大臣、それぞれ答弁していただきたい。

○副大臣(森英介君) 一昨日も大門委員から御質問があつたところでございまして、私の未加入問題に関する大臣への報告について、大臣ともその後確認いたしました結果につきまして、今整理して御報告を申し上げます。

まず、私が自分の未加入の事実を認識したのは四月十四日の午後の委員会答弁の前でございます。それに先立つて、その日の午前中の与党質問の合間に、私は坂口大臣に自分の年金納付状況について調査中である旨報告いたしました。で、大臣から、それはきちんと調査していただくべき時期に公表するようにという御指示をいただきました。

その後、私はずっとその日まで自分自身が完納しているというふうには思ひ込んでいたのですから、その調査結果を聞いてちよつと腑に落ちませんでした、その日、すぐ大臣にその結果を御報告することなく、家人にも確かめまして、結局、今まで御説明申し上げておりますように、労働政務次官になりましたときに、医療保険が共済になつていたものですから、それと同様に年金も共済になつていたものだと思ひ込んで、その期間が抜けてしまつたといふことが判明いたしました。結果的に、それ全くそのときは抜けているなんて思ひ込んでいないものですから、政務次官を退任した直後に国民健康保険と国民年金に加入をしているところでございます。

そういったことが分かりまして、これは大臣にも御報告しなきゃならないというふうにもちろん私も思つておりましたけれども、大変、当時いろんな、日本歯科医師会の問題ですとかいろいろなことが起こつていまして、その四月二十三日の日に、閣僚の未納の問題なんかが発覚いたしましたときに、私としては自分の未加入の問題について大臣に御報告をいたしました。

というのが実はその当時の認識でございます

れども、どうも、大臣とその後お話をいたしましたところ、誠に面目ない次第でございますけれども、今までも申し上げておりますように、私の説明の仕方がひとえに悪かったためだと思ひますけれども、大臣はその私の話を、閣僚の問題とか、その日いろんなことが起こつていたものですから、私の問題というふうには認識をなさつていなかったということが分かりました。そういうことで、きちんと大臣に御報告を申し上げましたのは五月の十日の週になつてからのことでございます。

いづれにしても、最初の報告において結果的に大臣に御認識いただかなかつた点については私の説明の仕方の拙劣さでございます。こういったお互いのコミュニケーションが不十分な点につきましては真摯に反省をいたしまして、心からこの場で陳謝を申し上げたいと思ひます。

今後、こうしたことが二度と起こらないように、大臣とも、また周りのそれぞれの立場の方とも意思疎通を密にしまひたいというふうにか考へていこうとさせていただきます。

○小池晃君 ちよつと疑問が更にわき起こるような答弁をされたんで困惑しておるんですけれども、大臣は四月二十三日の副大臣の報告をどう受け止めたんですか。

○国務大臣(坂口力君) その前に、二十日過ぎではなかつたかというふうに思つておりましたけれども、正式にカレンダー等で見直してみましたときに、お受けいたしましたのは十四日の日に一番最初、森大臣から調べておりますというお話を聞きをしたと、それは事実のようでございます。分かりました。

その後、その二十三日の日にですか、これは三大臣が出席をされた日でございますけれども、この日に森大臣からそのお話があつたというんですけれども、私は、そのときに森大臣が正式に自分に未納期間があつたということをおっしゃつたというふうには私は思ひなかつたわけでありまして、お聞きいたしましたので、私はしかるべきとき

に発表をしてくださいというのを申し上げたのではないかとこのように思つております。

正式に、いわゆる政務次官のときに未納であつたといつたようなことにつきましては、この五月に入りまして、連休明けて十日過ぎであつたというふうに思つております。

○小池晃君 四月十四日と四月二十三日、二回森副大臣からは話があつたということですね。

四月十四日の、まず、ことを聞きたいんですが、森副大臣は四月十四日の時点では未納の事実把握していたというふうなこれまで答弁していただんです。今は違うじゃないですか。その時点でもあいまいだつたということなんですか。これは今までの答弁とちよつと私食ひ違ひと思ひますが、ちよつともう一回説明していただきたい。

○副大臣(森英介君) いえいえ、もちろん、社会保険庁の納付状況の調査結果はその時点で、その日の昼過ぎに、午後私にそのところに届きましたから、そういった意味においては、今までの経過については私自身把握しておりました。

ただ、それについて、自分自身はこれまで完納していただつたと思ひ込んでいたもので、それから、やつぱり確認するということは当然必要であつたわけでございます。

○小池晃君 ということは、要するに、四月十四日に森副大臣が大臣に言つたときには、まだこれは正に調べている最中だつたので、調べておりますというふうに言つたということ、大臣もそう受け止めたということなわけですね。

じゃ、そうすると、その四月二十三日は、先ほど大臣は、森副大臣はこの時点で私に未納期間がありまふというふうにはつきりおっしゃつたんですね。もう一度確認します。四月二十三日には自分の未納期間について大臣に言つたということですね。

○副大臣(森英介君) これは再三申し上げておりますように、私の報告の趣旨が大臣に伝わつていなかったということを申し上げておるわけでございます。

○小池晃君 いや、伝わつたかどうかじゃなくて、そういうふうには森副大臣としては伝えたつもりなわけですね、それはそうだと。

大臣は、じゃ一体、その四月二十三日の報告を一体何だと思つたんですか。だつて、調べなさいというふうな四月十四日以前に言つていて、四月の十四日に調べていますという報告があつた。それでまた、四月の二十三日に森副大臣は調べていますと。で、調べてくださいと。何かばかみたいなやり取りじゃないですか。

これ、大臣は一体、この四月二十三日の森副大臣の報告、これを受けて調べておりますって答えたというのはい、森副大臣の四月二十三日の報告をどのように受け止めたんですか、どう聞いたんですか、どう理解されたんですか。

○国務大臣(坂口力君) ですから、そこをきちつと覚えていられるなら私申し上げておるわけでありまして、そこは二十三日の日におつしやつたというふうな森大臣はおつしやるんですけれども、それは委員会の席上の話でございますから、私はそこは明確にそういうふうにおつしやつたというふうには受け取つておりませんでした。

したがしまして、私は、十四日の日に、申し上げましたように、お調べになつたらしかるべきときに発表してくださいというのを申し上げておりました、そういうことを申し上げておるわけでございます。

○小池晃君 本当、奇妙きやつな話だと思ひます。だつて、四月十四日に大臣は指示を出したわけでしょう、以前に。

これ、どつちか四月十四日以前に大臣は、森……(発言する者あり)いやいやいや、森副大臣は四月十四日以前ですというふうな答弁されておりますよ、前回の委員会。あれは間違ひだつたんですか。

○副大臣(森英介君) ですから、それはきちつと調べ直しまして、私が社会保険庁に調査を依頼したのは十三日なんです、十三日の夕方。ですから、調査中でございますという報告は十四日の午前中

前中に大臣に申し上げたと。全く率直に、正確に事実を申し上げております。

○小池晃君 いやいや、私の言うことをちゃんと聞いてくださいよ。(発言する者あり)何を言つてゐるんだ。私の言うことを聞いてください。

森副大臣ね、誤解されてゐるんですよ。森副大臣は、前回の審議の中で、大臣から四月十四日以前に自分の納入履歴について調べなさいという指示を受けましたと、そういうふうな答弁されてゐるんですよ。それは間違ひないですねと私言つてゐるんですよ。

○副大臣(森英介君) だから、四月十四日以前というのは、私が今回社会保険庁に確認いたしました、私が調査を依頼したのは十三日なんです。ですから、四月十四日以前というのはもちろんや正確さを欠いてゐるかもしれませんが、大臣に調査中ですと申し上げたのは十四日の午前中しかありません。ですから、これは言葉の、言葉じりを取らないでくださいよ。

○小池晃君 違ふんです。違ふんです。理解してないから、ちよつと止めてください。いや、いや、手を挙げてゐるから。

○副大臣(森英介君) 十四日以前とは、十四日だつて含まれますからね。

○小池晃君 ああ、こう言つてゐるんですよ。大臣からやつぱりちゃんと調べてちゃんとしなさいという御指示を受けたのは四月十四日以前のことでございます。じゃ、これは四月十四日のことだといふふうにおつしやるんです。前回、そう答弁してゐるんですよ。じゃ四月十四日としなさい。じゃ四月十四日だとして、四月十四日に大臣は、ちゃんと調べてちゃんと報告するようにと、ちゃんと調べてちゃんとしなさいと大臣指示したわけでしょう。

坂口大臣に聞きたいんです。大臣は、四月十四日にちゃんと調べなさいと言ひながら、調べなさい、何か報告を得るためには調べなさいと。四月二十三日も報告を受けて、また調べなさいと。おかしいじゃないですか。だつて、厚生労働省の副

大臣なんですよ。これ、調べようと思つたらすぐ調べられるんですよ。それをずっと引き延ばして、結局五月の連休明けになって報告受けてやつと分かったというのは、私、これ国民から見ただけで、どう考えたって納得できる経過ではないと。大臣、これどういふふうに説明するんですか、これだけの間、この問題を決着を付けずに放置したことを。どうしてこんなふうになったのか、納得のいく説明をいただきたい。

○国務大臣(坂口力君) 四月の十四日にそうしたお話を聞きをして、それに対して私がお答えをしたという事は事実でございます。それで以降、先ほどからお話でございますように、様々なことがございまして、大混乱の中で委員会、それからその他の問題が次々と起こつてまいりまして、その対応に追われておりました。適切な時期を見て発表していただけたというふうに思っております。しかし、だんだん日が延びていきまして、そして衆議院の採決が行われるということになったわけでございますが、しかし、森副大臣のそうした気持ちから、こちらの委員会に参りましてから発表になった、こういうふうには私は理解をいたしております。

〔委員長退席、理事武見敏三君着席〕

○小池晃君 いや、森副大臣がどうかではなくて、大臣自身は御自身がちゃんと調べてちゃんとしなさいと言つておきながら、いつまでたつても副大臣から報告が来ない。そういうことについて何とも思わないで放置したということになるわけですよ、これ。で、何か言われたら調べなさいと、何か言われたらまた調べなさいと、二回そういうやり取りがあったということでしょう。厚生労働省の副大臣なんですから、直ちに調べると、そんなこと、悠長なことを言つてないで今日じゅうに報告しろと言ふのが当然じゃありませんか。それを五月の連休明けまで何もしなかったということが私はどう考えても納得できないから、なぜそういうことになったのか、納得のいく説明をしていただきたい。

今の説明は、森副大臣はこう考えていたんでしようということを言っているかもしれないけれども、大臣がどう考えたのかと一切説明してないですよ。答えていただきたい。

○国務大臣(坂口力君) ですから、先ほどから申し上げておりますように、十四日にお聞きをしましてから、様々なことがあつて、その中で私は対応しておりましたから、そこは森副大臣にも是非お考えをいただいているというふうに理解をいたしております。この問題だけで経緯をしていたわけではございませんので、大変様々な問題がこの間起こつてまいりまして、それに対応いたしておりましたから、その間、私が森大臣にいつ幾日までというのを言わなかったことも事実でございます。すけれども、そこは私も反省いたしておりますが、結果として、しかし今日のこの五月になつてからであつたということでございます。

○小池晃君 結果として五月になりましたので納得できる話じゃないんですよ。

それからもう一つ、森副大臣答えてないんですが、副大臣は、これ今の改めた報告によれば、四月二十三日には未納期間があるというふうに説明したのに大臣の方は誤解したわけですよ、ね、これ今の説明がもし本当だと受け止めれば、調べなさいと言われたわけでしょう。自分は未納期間ありますと言つたのに、それを受け止めていたのかなかつたやうで、大臣からは調査せよと言われたと。じゃ、何でそのときに、いや、違うんですよ、これ私の問題で、私、未納があるんですよというふうに誤解を解くべきじゃないですか。何でそれしなかつたんですか。

○副大臣(森英介君) 二十三日の時点では、大臣からその時点で改めて調べなさいという指示は受けていません。要するに、私は報告したつもりになつていて、ただ、喧騒の中でありましたので、それがきちんと大臣に伝わらなかったという点は反省いたしますけれども、そこに若干意思の疎通が欠けた点があつたということは認めますが、私が言っていることはすべて事実でございます。

○小池晃君 いや、やっぱりこれはどう考えたつて矛盾だらけだし、本当にこういうやり取りしか大臣と副大臣でやつてないとしたらば、厚生労働省の中の意思の伝達とか意思決定というのは一体どうなつていふのかという話になりますよ。私はこう言つたつもりだが大臣は御理解いただけなかつたんだと、こんなことが通用するんだつたら、これそんな簡単などうでもよいような問題じゃないじゃないですか。未納問題というのは、何も全然話題になつていないわけじゃなくて、大問題になつているときに、当の年金を主管する副大臣が未納しているかどうかというのは、未加入かどうかというのとは、これ重大情報なはずでしょう。それについて、言つたつもりだけれども伝わらなかつた、こんな言い訳が通用すると思つていふんですか。

大臣、こんな言い訳で国民納得すると思ひますか。私はどう考えても納得できません。大臣、お答えいただきたい。

○国務大臣(坂口力君) 小池議員が納得していただけるかどうかはそれは分かりません。私には分かりませんが、森大臣との間で意思の疎通を欠いたということは事実でありますから、私もその点はもう少し十分に聞くべきだつたというふうには今思つておりますけれども、意思の疎通を欠いたということを申し上げているわけであります。

○小池晃君 意思の疎通の問題じゃないと思ひます。本当に同じつまが全く合わないんですよ。これは結局、大臣も含めて、強行採決まで、副大臣の、先ほどの谷畑副大臣の問題も含めて、これは未納の事実みんな知つていながら隠していたというふうには言われたら私は仕方ない経過だというふうに思ひます。

そうじゃないんだというのであれば、じゃ、四月の二十三日に大臣に未納を伝え損なつたというのであれば、森副大臣は何で五月の連休明けまでの期間に、これ四月の二十三日から五月の連休明けまでというのは極めて重要な期間ですよ。その

間に委員会の強行採決があり、そして委員会の差し戻し審議があり、本会議の採決がありという重要な時期に、伝え損なつたのであれば、なぜ改めて森副大臣はこの事実を大臣に伝えなかつたのか、納得のいく説明をしていただきたい。

○副大臣(森英介君) 当時は私は伝え損なつたと思つておりませんから、それは今にして思えばという話と当時と違ふわけでありまして。

○小池晃君 やり取りしてまいりましたけれども、もう時間ですので終わりにしますが、本当にでたらめだと、この経過は。どう考えたつてこれはつじつまが合う話じゃないですよ。やっぱり結局、大臣も副大臣も私はこれは共同責任で、未納という事実、重大な事実を国民に対して隠し、国会と我々野党に対して隠したまま強行採決したと、この問題だけ取つてみても私は重大だと、本当に今この問題をめぐつて国会の信頼地に落ちていふというふうに思ひます。

私は、何といつてもこの年金改悪法案の、本当にうそでたためて塗り固められた法案そのものを撤回するべきだと、国会は廃案の手続を取るということが信頼回復の一番の道だというふうに思ひますし、未納を隠し続けた両副大臣にはこれは責任を取つていただくということが最低限の責任であるというふうに思つております。

以上で質問を終わります。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。年金積立金について聞きますけれども、その前に、前提として、副大臣の問題について聞かざるを得ません。

谷畑副大臣、平成元年八月から平成七年六月の五年十一か月間未加入ということですが、途中で気付かれて厚生年金、国民年金に入られたということよろしいですね。

○副大臣(谷畑孝君) 結果としてはそういうことかなと思ひます。結果としては。

○福島瑞穂君 記者会見、五月十七日、途中で気付かれて国民年金に入られたということでしょう。かという記者の質問に、谷畑副大臣、そうです、

参議院六年間終りまして、そしてまた厚生年金に入つたものですから、それから少し、六年間参議院議員もさせてもらつたり国会議員をしていく中で、私自身、年金というのは自分自身どうなつてゐるだろう、大事だということで、そのように認識してですね、国民年金に加入させてもらつた、衆議院通つてからですね。

つまり、谷畑大臣は、自分が未加入であるというところを知つて、それで厚生年金、国民年金に、気付いて、いかに年金が重要かと気が付かれて、衆議院に通つて国民年金に入られた、それでよろしいですね。

○副大臣(谷畑孝君) 何回も言っていますように、基本的には、この平成元年の未加入の場合は、瑕疵といひましょうか、分からなかつたわけですが、参議院終りまして衆議院に当たつての關係の中で私の事務所も職員も替わつておりますし、またそういう状況の中で、いわゆるそのときはもう未加入ということでは分かつてゐるわけですから、だからそういうことの中で年金が掛けることができたことについて、私はそれなりに良かったなと、そういうことの気持ちをそこで表しているということでありまして、その五年十一月か月においては、先ほど民主党の質問にもありましたように、私自身、記者会見の中で、いわゆるいろいろなそういう懸案事項も持ちながら、しっかりと確認したのは五月の記者会見をした日だと、こういうふうに通つてゐるわけです。だから、そういうことに言つてゐるわけです。

○福島瑞穂君 つまり、谷畑大臣は、自分が未加入であることに気が付いたので、年金の重要性から、はつきり衆議院議員になつたら国民年金に入ろうと意識的に思われて年金に入られてゐるわけですね。ということは、御自身、未加入の期間があること、だからこそ、自分がしっかりと衆議院になつたら国民年金に入らなければならぬということを知つてゐるじゃないですか。だから、今回知つていたんですよ。だって、自分が未加入だということをはつきり分かっている。そんな昔の話

ではないですよ、平成元年。だからこそ、だからこそ、だつておつしやっていますよ、私自身、年金というのは自分自身どうなつてゐるだろう、大事だということで認識して国民年金に加入させてもらつた、衆議院通つて、つまり、未加入である、だから衆議院議員になられてはつきりそこで加入されたんですよ、国民年金に。

だとすれば、あなたは、五月十日の時点で未加入期間が自分にはあつたかもしれないという段階ではないんですよ。はつきり分かっていた。なのにもかかわらず、それを言わなかつた、そこが問題ではないんですか。

○副大臣(谷畑孝君) もう何回も答弁させていただいておりますように、そのころ分からなかつた、瑕疵があつて五年十一月になつてきたわけでご覧しまして、そして参議院を終わつて厚生年金に入り、そういう状況の中で、事務所も、等含めて国民年金の加入をする経過になつて、そして記者会見のときにはもう未加入というのは分かつてゐるわけですから、私は、そういう意味では、少しそれなりに五年十一月か月も大きな罪だと思つておりますけれども、しかし、ああ衆議院においてはちゃんと年金が払えてという、正直な話、そういう安堵の気持ちの中で、その表現の仕方としてそういう発言をしたと思ひます。

○福島瑞穂君 いや、違ふんですよ。つまり、つまり初めに瑕疵があつて払わなかつた、それはいい、いいというのは変ですが、それはまあうっかり払わなかつたのかもしれない。ところが、あなたは意識的に加入してゐるじゃないですか。だつて、はつきりそう言つてゐますよ。年金がいかに重要か、大事かということで国民年金に加入させてもらつた、衆議院通つて。だとしたら、その段階であなたは入つてゐるんですよ、新たに。だから、未加入であることが分かつたから、だから入つたんじゃないですか。自分がこの間意識的に入つたということを忘れてゐるというのはいけません。つまり、私は正直言つて、森副大臣のように、

その期間、行政手続ミスのような形で調べて分かつたというのじゃないんですよ。谷畑大臣の方は分かつてゐるんですよ。だつて、自分ではつきり言つてゐるじゃないですか。

○副大臣(谷畑孝君) 私……(発言する者あり) はい、了解。了解。いやいや、もう決して……参議院議員が終りまして厚生年金に入つたわけですから、そのまま、そのまま引き続いて、その経過の中でいわゆる年金を納めさせていたのだと、こういうことであります。

しかし、そういうことで、今先ほど言ひましたように、記者会見のときに、やつぱり、ああ、納めて良かったというのが僕の正直な話です。だから、その点についてひとつ理解をしていただきたいと思ひます。

○福島瑞穂君 いや、違ふんですよ。谷畑大臣は途中で気付かれて、それ以降はしっかりとやらつてゐるんですよ。厚生年金に入り、国民年金に入り、その後厚生年金に入り、その後国民年金に入り、衆議院議員になつたときに、まづい、ちゃんとこれは入つていらつしやるんですよ。

だから、御自身もはつきり言つてゐるじゃないですか。記者がこう聞いてゐます、途中で気付かれて国民年金に入られたということでしょうか。谷畑副大臣、そうです。で、私自身、年金というのは自分自身どうなつてゐるだろう、大事だということとでそのように認識してですね、国民年金に加入させてもらつた、衆議院通つてからですね。

はつきり認識して入つてゐるわけですよ。ですから、うっかりとか行政手続ミスとかいうことではないんですよ。未加入期間が分かつてゐたからこそ、あなたは厚生年金、国民年金、厚生年金、国民年金、しっかりと入つてゐるんですよ。意識的に厚生年金に入り、その後意識的に国民年金に入つてゐるじゃないですか。つまり、うっかりとか分らないということじゃないんですよ。この記者会見ではつきり言つてゐるじゃないですか。明らかに、過去に自分が

未加入、未納だということを知つていたということとを明らかにしてゐるじゃないですか。

○副大臣(谷畑孝君) もう何回も答えさせていただいておりますように、この五年十一月か月の場合、これ瑕疵で、分かつておればもうそれは当然掛けておるわけでご覧しまして、それから参議院終りまして、厚生年金ということの中でそのまゝ続けて入らせていただいたということ。しかも、記者会見のときにはもう未加入ということでは分かつたわけですから、私は、何回も申し上げますけれども、ああ、後半掛けておつて良かったと、そのまづつとよくも良かったという表現なんです、私なりの。舌足らずに分らないけれども、そういう表現であります。

確かに、今先生がおつしやつたように、その記者会見の中ではそういう言葉は出ることにしては私は認めますけれども、しかし、私の気持ちをそういうことの表現として発言をしたということでありまして。

やはり、残念ですけれども、まあだれしも神さんじゃありませんし、だれしもやつぱりその一定の、うかつとしたその五年十一月か月というのは、私自身にとりまして、本当の話、後悔をしておりますし、なぜあのころにということとで、気持ちで実は一杯なんです。しかし、その中で、後半掛けることができたということの、まあ良かったと、それなりでもまだ良かったと、こう思つております。

それともう一つ、いろいろと審議の中で、私自身、この五年十一月か月というのはこれ本当に長い期間だということで、私自身、本当、心より自己批判をしてゐるところでございます。

○福島瑞穂君 だれでも神様でない、そのことは十分分かっています。そうではなくて、五年十一月か月未納だという問題が一点。五年十一月未納だということを、ということではなく、ということを今私が言つてゐるのではなく、途中で気が付いて谷畑さんは国民年金に入つ

たと言っているわけじゃないですか。年金が重要だという認識の下に入らせていただいたというふうに答えているわけですよ。

つまり、自分の年金の問題について分かっているじゃないですか。行政手続ミスという、そういう問題ではなく、それは分かっているんですよ。じゃ逆に、じゃですね、ということをお申し上げています。つまり、自分の記者会見の中で、自分は途中で気が付いて、気が付いて国民年金に入れたんですね、はい、そうです、年金が重要だと思つたので年金に加入させてもらったんですよ、言っていることは、どんなに考えても、自分に未加入期間があるということが分かっていったということじゃないですか。

じゃ逆にお聞き、それはじゃ、私はこれはそうしか読めない。だとしたらなぜ、なぜそれを五月十日まで放置をしていたのか。

そして、もし谷畑大臣が一〇〇%知らなかった、というかですね、分からなかったというふうにしなす。それならですね、ただ、そこで分からなかったとして、五月十日までなぜ放置したのかという根本的な疑問が起ります。分かつていて隠したんだしたら、それは問題。だけれども、知っていて放置するのも、それは問題です。閣僚の年金の問題については、四月十四日辺り、もう本当にこれは問題になっています。

この法案を提案している厚生労働副大臣ですよ。それについてなぜ調べなかったのか、そのことと自身が問題だと思えます。

連合のメーデーで、繰り返し言いますが、菅さんが説明をしないといけない、強行採決の次の日、説明しなくちゃいけないわけですよ。それで諦めざるを得なかった。

なぜ副大臣は五月十日まで全く調べもしなかったんですか、それでは。

○副大臣(谷畑孝君) 今日時点から振り返ってみますと、やはり厚生労働の副大臣として、もっと早い時期に調査をすべきだと、こういうことはつくづく思っておるわけでありま。私自身、それ

を隠そうとかこうしようとか、そういう気持ちはいない。基本的には私自身持っていないつもりでありま。やはり悪いことは是非については私自身よく分かつているつもりでありま。そういうつもりでありまして、何回も申し上げますけれども、もう少し早い時点で調査をしてしっかりとすべきだと、こういうことをつくづく反省をいたしておるところであります。

○福島瑞穂君 いや、やはり、例えば、この法案は、衆議院で、厚生労働委員長自ら未納であったことを明らかにせず、強行採決が行われました。その時点で、お二人、副大臣の未納の問題も全く明らかにされずに、これは強行採決をされたわけですから、調べるのが遅かったというののも問題だと思ふんですが。

ただ、ちよつと話が戻って済みませんが、谷畑大臣、国民年金に加入するときに、これですと、厚生年金、平成七年七月二十三日に入るときに、これは厚生年金に入らないと駄目だと、未加入期間があるということ、これは分かっていたんじゃないんですか。平成七年七月二十三日、あなたが厚生年金に入るときに、今まで未加入があるということ、それが分かっていたんじゃないんですか。

○副大臣(谷畑孝君) もう恥ずかしい話ですけども、どうしても人任せというのか、厚生年金であればそこそこでやっていただけた、あるいはまた事務所でそれでしてしまふということ、そういうことについて、私自身、この間、反省をし、また陳謝をしているわけでございます。もつとしっかりとしておれば五年十一月の未加入はなかったと、こういうふうには思っているわけでありま。

○福島瑞穂君 いや、今、今日お聞きしているのは、五年十一月の未加入ではないんですよ。

あなたははつきり、年金がいかに重要か、自分自身どうなっているだろう、大事だということを認識して年金に加入させてもらった、衆議院通つてからですね、と言っているんですよ。ということは、あなた分かつているわけじゃないですか、

年金がいかに重要か、自分の年金どうなっているのか。その時点で、あなたが衆議院議員になられた時点で、自分の過去において未加入期間があったということは分かっていたんじゃないですか。○副大臣(谷畑孝君) 分かっていたから調査をして、そして今日若林先生にも言いましたように、もちろんそういう懸案というものは持ちながら、そしてしっかりと回答が来たときにおいて、ああ、そうかと、これだけの未加入かと、こういうことで私は更に真摯に受け止めておるわけでございます。それと同時に、もっと早い時期に調べてやはりしておくべきであったと、こういうふうに思っております。

○福島瑞穂君 私は、反省しているかどうかというのを今の時点で聞いているではありません。この答弁で、途中で気付かれて国民年金に入られたということでしょうか、そうだと答えているわけですよ。当時未加入であるということが分かるから、気付かれて入ったということなんです。それを、知らなかった、もう五月十日に初めて知ったというのは、やっぱりこの記者会見のことからいっても違いますよ。あなた、はつきり意識に入っていますもの、ここで。

ですから、私は、その五月十日の時点で初めて調査をしたということ、もし何にも知らなくて、そのとき初めて調査をしたのであれば、それは無責任です。それから、それ以前、この経過からいえば、気が付いて国民年金に入つたということ、でいえば、この時点で未加入を知つていたというふうに言えると思います。

では、残り時間少なくなりましたが、年金積立金の問題についてお話を聞きます。

新法が充足する前に、年金資金運用基金が財政投融資から借りている、六兆二千億から四兆五千億円の争いはありますけれども、積立金を少なくとも五兆円近く取り崩すのは間違いがありません。

より事態を正確に把握するため、年金局長にお答えを求めます。前回、独立行政法人附則二条二

項、出資金及び交付金の交付を行うものとするが根拠となつて、四兆六千億円の積立金を一時取り崩して財政投融資に一括返済するというところで間違いないでしょうか。

○政府参考人(吉武民樹君) グリーンピア、それから年金住宅融資に關します財政借入金の一括償還のために、年金積立金管理運用独立行政法人法案附則第二条第二項の規定を根拠といたしまして、年金特別会計から年金資金運用基金に對して出資及び交付金の交付を行うこととしています。

この年金特別会計からの支出額は、今後の金利動向、それから年金住宅等融資を借り入れた被保険者等の方からの繰上げ返済の状況などによつて変動が生じますが、現時点におきまして一定の前提を置いた推計を行いますと、約四・六兆円と見込まれます。

○福島瑞穂君 それでは、四兆六千億円の積立金、巨額なお金ですが、取崩しについて事前に、私が質問する前に、国会議員などに説明、国民に對して説明はされたでしょうか。

○政府参考人(吉武民樹君) この法案の作成過程におきましても与党のプロジェクト等におきましても御議論がございまして、私どもはこの基本的考え方を伝えを申し上げております。

○福島瑞穂君 じゃ、与党の方たちだけに四兆六千億円の積立金の取崩しをするということを説明されたんですか。野党には説明していないんですよ。

○政府参考人(吉武民樹君) ちよつと、私が直接参つておりませんが、私どもの担当課が御説明をしたときに、すべての方じゃないかもしれせん、御説明をしているようにございまして。

○福島瑞穂君 グリーンピアの負債もあと二十年、約八百億円を財政投融資に支払う予定でした。これは今回の一括処理では幾ら支払うことになつていますか。

○政府参考人(吉武民樹君) 先ほど申し上げましたような、これは実際は平成十七年度予算の中で

特別会計予算に私どもの方から要求をさせていただきまして、そこで御審議をいただいてということになります。

そういう意味では、まだ推計の要素はございますが、現在の償還計画で申し上げますと、グリーンピアの平成十五年以降平成三十四年度までの償還でございますが、七百九十七億でございます。これを平成十七年度に一括償還をいたしますと将来の利子相当分の負担が一部軽減されることとなりますので、一括償還の場合の額を申し上げますと約七百六十三億円程度で、約三十億円程度違ってくるというふうに見込んでおります。

○福島瑞穂君 今回、独立行政法人化法に伴って、グリーンピア、これだけ国民からの批判を受け、国会の中でも議論になったグリーンピアのために七百六十三億円、平成十七年度に払うと。それも合わせて四兆六千億円、積立金を一時取り崩すと。みんなから、保険料を上げるぞ上げるぞと言って、あるいは、今回保険料の値上げが盛り込まれておりますけれども、集めた保険料、今回一挙に十七年度、四兆六千億円取り崩すと。これは巨額なお金で、グリーンピアのツケ、これを七百六十三億円、なぜここで取り崩さなくちゃいけないのか、本当に問題だと思えます。みんなから集めた貴重な保険料をこんな形で取り崩す必要がある、これは非常に問題であると思えます。

それで、ちょっと分からないのは転貸法人の設立状況なんです、転貸民法法人の解散ということもあります。ただ、解散をしないところもあるんですね。ですから、これが独立行政法人福祉医療機構に全部住宅等融資業務を頼むわけですから、お聞きをいたします。

厚生労働省からいただいたペーパーによると、秋田、山形、福島、新潟、幾つか続々と解散してきている法人があります。解散した転貸法人の融資残高のトータルは幾らになるでしょうか。

○政府参考人(吉武民樹君) この解散の事態、いろいろなところで起きていますが、主な原因を申し上げますと、労働組合が中心となって設立をし

ていただきました公益法人の中で債権管理上の問題が出てきて、この公益法人を中心に解散をしてきておるといのが今の状況でございます。

トータルといったしましては、住宅融資を今後もう平成十七年度で廃止をいたしますので、廃止をいたしますが、債権管理はきちんとやらなければならぬ。したがって、事業量が減ってまいりますので、これは解散は必ずしも、効率化、合理化のために統合して解散をしているということもございいます。

この債権でございますが、債権の残高は五千五百五十九億円でございます。この融資債権につきましては、債権を承継した統合先の転貸民法法人による回収が進められます。それから、先日の委員会でも申し上げておりますが、この債権につきましては一〇〇％銀行保証がございいます。したがって、もちろん物的な担保もございいます。一〇〇％銀行保証がございいますので、そういう担保性については非常に強い債権でございます。

○福島瑞穂君 福祉医療機構が実施する分とこの転貸法人とやる部分とあるわけですか。

○政府参考人(吉武民樹君) 今の年金資金運用基金が、元々年金福祉事業団でございますが、この転貸法人に貸付けをいたしまして、転貸法人は、先ほど申し上げました、例えば被保険者あるいは労働組合の方が中心に作っていただいておりますので、その被保険者に再貸付けをするという仕組みでございます。この中間に立っております転貸法人の経営基盤がだんだん弱くなっておりますので、それを統合したり解散をいたしますけれども、この転貸法人を通じて基本的には被保険者の方が返済を行っていて、転貸法人から年金資金運用基金に返済をされる、それが福祉医療機構に引き継がれるという形でございます。

(理事武見敬三君退席、委員長着席)
それから、先ほど先生のお話で、先日の委員会でも申し上げましたが、年金財政からいったん立替えのような形で四・六兆円支出をいたしまして資金運用部に返済をいたしますけれども、当然こ

の債権は福祉医療機構に帰属をいたしまして、福祉医療機構はこれから貸付債権の元本四・二兆円、それから利息一・六兆円、合計五・八兆円を回収することになります。その回収したものはすべて特別会計に入るといってございいますので、四・六兆円が新たに損失が生じるといって、そういう問題ではございません。

○福島瑞穂君 ただ、その分以外に、例えばグリーンピアの問題で、先ほど、これは今回一括処理で、グリーンピアの損金というのはこれは戻ってこないわけですね。それから、保証金の問題、逆さやの問題で保証金九千億円というこの問題もありますので、はつきりしていることは、局長の説明によっても、今回四兆六千億円積立金を取り崩す、そのうち全額戻ってくるわけではなく、グリーンピアの分もありますし、それから保証金九千億円、この部分もあります。

私は、今回、年金改革法案に伴って独立行政法人法案がありますけれども、今まで一度も取り崩してこなかった年金積立金を四兆六千億円今回取り崩すと。債権の部分、融資債権の管理、回収を別のところに頼み、かつグリーンピアについては、これだけ批判が強かったにもかかわらず一括処理で年金の積立金を取り崩してそれに充てるという、こんなことは、特にグリーンピアの問題に関しては非常におかしいし、この取崩しという問題に関してはきちっとできるのかどうかという点については、今後もちっと議論が必要であるというふうに考えております。

今日は、ちょっと短い時間で谷畑大臣にしかちょっとお聞きすることができなかったのは極めて残念です。ただ、御自身の記者会見の中で、気が付いて国民年金に加入したとおっしゃっていることと、五月十日になって初めて自分が加入していないことが分かったということは、私はこれはおかしいというふうに思っております。

今回、この年金改悪法案、改革法案と言う方もいらつしやるでしょうが、これが二人の副大臣の未納問題が明らかにならないまま参議院に送ら

れ、今の段階で参議院でこれだけ議論をして、答弁が本場に私たち正直全く納得できないという中で、公聴会やそういうものを開く段階では一切ないということ強く申し上げ、私の質問を終わります。

○委員長(国井正幸君) どうぞ。

○西川きよし君 いいですか、お待ちして。一問目が大臣ですので。

○委員長(国井正幸君) じゃ、ちょっと速記止めてください。

(速記中止)

○委員長(国井正幸君) 速記を起こしてください。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願いいたします。

私は、本日は遺族年金制度の見直しについて伺いをしたいと思っております。

今回の改正案で二つの項目で改正案が示されておるわけですが、まずただいま帰ってこられました大臣、誠に申し訳ございませんが、その内容と趣旨の御説明をまずよろしくお願いを申し上げます。

○国務大臣(坂口力君) 遺族年金につきまして、いろいろの御意見が実は今までからあるところでございます。

その中の一つは、奥様の方がお勤めになっておりますときに、遺族年金を選ぶか自分の年金を選ぶかということになりまして、亡くなられた御主人の年金の四分の三を選ぶということになりますと、そうすると自分の年金は一切掛金をしてきたのにそれは報われないと、こういう御意見がございました。

今回、年金額が増えるわけではございませんけれども、お勤めになってまいりましたときには、その方の奥様の方の年金をまずお受けをいただきたい、そして御主人の、亡くなられた御主人の年金、その四分の三との間に格差があれば、差額があれば、それに上にその四分の三までの年金を積み上げをさせていただきますというところでございま

す。しかし、それで今までと増えるのかと言われれば、これは増えないわけでございますので申し訳ないというふうな思っておりますが、そういう割り切り方を変えさせていただいたということが一つでございます。

それからもう一つの方は、若い時代、若い三十歳未満で御主人を亡くされましたときに、三十歳未満であればもう一度、そしてまたお子さんもないといったときには、もう一度就職をしていただくなり、あるいは技術を身に付けていただくなり、就職をしていただくということが可能ではないかというので、三十歳未満の方につきましては、五年間という期限を付けてまして、その間は遺族年金というものを支払をしますと、是非その後は自立をして下さいということを申し上げていくという点でございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。

今御答弁にもございました三十歳未満の妻に対する改正部分のところなんですけれども、子のない三十歳未満の妻については五年の有期給付ということでございますが、この三十歳未満の三十歳という年齢のその根拠と申しましょうか、五年という期間の根拠と申しましょうか、子供さんのときもそうですし、またお年寄りのときもそうですが、大体数字が出てまいりますとなぜだということになるんですけれども、是非本日はお伺いしたいと思しますので、よろしく願います。

○政府参考人(吉武民樹君) 現行の遺族年金の仕組みで申し上げますと、遺族基礎年金は子供さんがおられる遺族の方に支給されます。子供さんがおられない遺族の方には遺族基礎年金は支給されません。それで、今回ここで対象となっておりまうような若い、子供さんもおられない遺族の方ににつきましては、いわゆる報酬比例の遺族厚生年金だけは支給されるという仕組みでございます。

それで、この点を年金審議会なんかでも御議論をいただきましたけれども、割と諸外国では、子

供さんを養育しない若齢の遺族配偶者については給付を行わない、あるいは給付を行うとしても有期の給付としているという例が多いということが第一でございます。

それから、先生がおっしゃいました三十歳未満ということでございますが、これは、考え方からしますと、必ずしも三十歳でなくとも、四十歳でも五十歳でもということがあり得るわけでございますが、現実には女性の、働いておられる、常用の労働者の方の男性との賃金比較で申し上げますと、二十代前半というのは九五%弱でございます。それから二十五から二十九で九〇%弱、それから三十から三十四ぐらいで八〇%弱という形でございますが、これから上の方になりますと非常に賃金の違いが大きゅうございますので、そういうこともございまして一応三十歳というところで、つまり男性と同じような賃金を取って働ける可能性も高いだろうというようなことも勘案をいたしまして三十歳未満ということにいたしております。

それから、五年間につきましては、亡くなられた後、例えば御自分で何らかの技術を身に付けるなり、そういう職業的な訓練を身に付けるというケースが多分出てくるだろうというふうに思っております。例えば、いわゆる三号の方ですと家庭の主婦をしておられた方、でも自分の力で生きていかなきゃならない、そういうことを考えますと、やはり五年程度の準備期間といえますか、必要だろうということで、五年ということで提案をさせていただいております。

○西川きよし君 ありがとうございます。いつも本当に細かいことといえますか、なかなか国会で取り上げてもらえないような、数の少ないことでも大切なことをいつもお伺いさせていただいているわけですが、今の局長の答弁でも確かに理解できる部分がございます。

年齢だけで線引きをされるというの若干ううんと思うんですが、中には、たとえお若い方であったとしても、奥さんが病気で働けないと

か、亡くなった夫の収入でしか生計を維持する手段がないという御夫婦も世間ではたくさんいらっしゃいますし、こういう点については何らかの配慮というのがないような気もするんですが、これは大臣に、局長答弁でよろしいでしょうか、大臣にお伺いできたらと思います。

○国務大臣(坂口力君) 確かに、個々のケースにおきましてはそういう方もないとは言えません。あるかもしれません。言われてみれば、体の弱い人であろうというお話をさせていただいていますが、結婚をしていない方の中にもお若い方で体の弱い方はあるわけでございまして、そうした皆さん、結婚したから弱くなったということは多分ないんだらうというふうに思いますが、そうしたお若い皆さん方、お一人の方、お若い人で弱い皆さんとの比較の問題もございまして、これはなかなか線引きのしにくいところではないかというふうに思います。

もし仮に、そうした皆さんで、やはりもう生涯立ち上がることができないといったような場合におきましては、他の救済措置、福祉全体の中でそこは考えていかなければならないことではないかというふうに思っております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

その一方で、今度は、現行制度において生計の維持要件、この金額が八百五十万円という、今度は三十歳ではなしにお金で八百五十万円という額をどう見るかという論点があると思うわけですが、これも、要するに、夫が亡くなりまして妻が遺族厚生年金を受ける要件として、八百五十万円以上の年収があれば支給をされないことになっておるといっていいですね。逆に言えば、妻の年収が八百五十万円未満であれば遺族年金が満額受け取れる。これは、今回の改正があつても、三十歳以上であれば何らかの制限が加えられないということだと思われたいわけですが、この八百五十万円という基準はいかがなものでしょうか。局長にこれはお伺いします。

○政府参考人(吉武民樹君) 遺族厚生年金の場合

に、これは例えば共稼ぎの方の場合でも、お二人分の収入があつた状態はやはり減ってくるということがございまして、法律上の要件が生計を維持するという要件になってございます。これは主として生計を維持という概念でございますので、生計維持というのは互いに生計を維持することがあり得るという形でございます。

この基準の八百五十万でございますが、平成六年に八百五十万というふうに改定をいたしております。基礎年金を導入いたしました昭和六十一年の改正は六百万という水準でございましたが、その八百五十万の水準は所得分位の上位一〇%に当たる方の推計年収ということでございまして、したがって、これはどちらかというところある意味で非常に寛大な基準でございまして、非常に所得が高い方以外は基本的には生計維持で遺族年金を支給しようという考えでございます。

共稼ぎの場合にもいろいろなケースがございますので、余り、年金でございまして、例えば生活保護のような形で個別個別のケースを少し突っ込んで支給する支給しないとか決めるのはいかかというところでございまして、そういう意味で、非常に所得が高い方以外は、遺族年金でございまして、この給付はできるだけ行き渡るようにしようという、そういう考えでございます。

○西川きよし君 しかも、この八百五十万円というのは受給権が発生したとき。その後、例えば九百万円になつても一千万円になつても満額の給付が受けられるということになるわけですが、それでよろしいわけでしょうか。

○政府参考人(吉武民樹君) 先生おっしゃるとおりでございます。

そこが非常に難しいところでございますが、死亡時に生計を維持されているという、それが八百五十万円以上の収入を将来にわたつて有るかどうかというのを死亡時で判断をするというふうになっていきます。

典型的なケースを申し上げますと、例えば八百五十万円以上の収入を得ておられても、仕事をし

おられて、その仕事かもう来年は辞めになるという方は八百五十万円以上の収入を継続的に持つことはできないということになりますので、それは八百五十万円以上の収入を瞬間的に持つておられても遺族年金の受給になるというケースでございしますが、ただ、結果的に、先生がおっしゃいますように、八百五十万円ぐらいの収入、八百五十万円以下の収入だとういうふうになった方が、実はその後九百万になったり一千万になったりというケースはあるわけですが、それは亡くなった時点の判断で、判断をしようということで、その場合でも受給は続くという、そういう構成になっております。

○西川きよし君 この年金の在り方、女性のライフスタイルというこの検討会でも、少しやっぱり、審議会の皆さん、御議論で、八百五十万円というのはいくらも高過ぎるんじゃないかという御意見もたくさん出ておりますけれども、毎年の年収を基に例えは年金額を調整したかどうかという御意見も言われておるわけですが、それ、そんな意見が多々ある中で、是非その辺りの検討ということは局長サイドではいかがなものでしょうか。

○政府参考人(吉武民樹君) 社会保障審議会の年金部会でもこの点については議論をしていただいております。高過ぎるのではないかと御意見もございました。それから、この要件が死亡時点において将来の収入を見込んで判断するというところで、この判断がなかなか難しいというところがございますので、例えば遺族年金を毎年の収入によって支給するかどうか決めたらどうかという御意見もございました。

ただ、拠出制の年金につきまして言わば所得制限的なことを果たして入れていいのかわかりませんが、入れた場合には、所得によって把握をいたしますので、例えば一部の方は支給停止になります。が、全員の方に所得を毎年報告をしていただかないとこれは仕組みとしては機能しないというようにございまして、それから所得制限を

設けますと逆に遺族の方々の就業意欲を阻害する可能性があるのではないかと。つまり、給与が増えると遺族年金が止まるという仕組みになりますので、自分で働こうという意欲を阻害するのではないかと。そういうことがございまして、これはこれでなかなか難しい問題があるということですが、それで全体の今申しました支給停止みたいな仕組みに変えようというところまでは御議論が行かなかつた次第でございまして。

○西川きよし君 いろいろと聞いてみますと、あちらを立てればこちらが立たずという感じがするわけですが、もう一点を考えると、まあまあそれでも年齢だけでストップというふうにするのは割と切つてしまふ、これも問題の解決になるのかなという思いもするわけですが、やはり亡くなった方ばかりに遺族の生活が支えられていたのか、その保障を社会的にどう支え合っていくのか、その視点が大切ではないかなというふうな私自身思うわけですが、例えは働くことができずに収入が得られない遺族であつても、三十歳未満であれば五年間の給付のみ。一方、一千万円の収入があつたとしても、場合によっては生涯にわたつて遺族年金が支給されるケースもあるということですが、それではアンバランス、そういう疑問も感じるわけですが、私が感じますところ、遺族年金の趣旨というよりも、やはり事務的に、そしてまた年齢で割り切ることの後々の行政側の負担というものが念頭にあるのかなと、考え過ぎかも知れませんが、そういうことは少し疑念を持つというか、思うんですけれども、局長、これは局長さんというよりも大臣にお答えしていただいた方がよろしいんじゃないか。局長さんには、はい、お願いいたします。

○政府参考人(吉武民樹君) 遺族年金の問題も非常に難しいというふうに思います。この一番基本には、実は男女で違いがあるという基本的な問題がございまして、男性で申し上げますと、厚生年金で申し上げますと五十五歳以上の

遺族が六十歳になられてからしか支給されないというところでございまして。それから、遺族基礎年金は基本的に女性に年金といいますが、そういう形になっております。そういう中で、それからだんだん年金の給付が世帯単位の問題と個人単位の問題をどう考えていくかということだろうというふうに思います。

ただ、現実には遺族の方の生活で申し上げますと、明らかに例えは女性の賃金と男性の賃金には差がございまして、そういう意味での雇用機会なんかについても差がございまして、パートの問題もあるということでございますので、年金制度の考え方の整理だけで男女の差をなくすというわけにはなかなかいかないだろうというふうに思っています。

ただ、今回の三十歳未満の方の見直しにつきましては、基本的にはやはり差をなくしていくという方向で考えましたときに、この年代の方についてはこういう手法で対応できるんじゃないか。ただ、その手法を今例えは四十代の方、五十代の方にそのまま適用するというのはなかなか難しいだろうということもございまして、そういう意味でこの遺族年金の問題というのは今後とも引き続き検討が続けられる問題ではないかと思っております。

○西川きよし君 検討会の中でも、今御答弁がございましたように、もうその差をなくしたらどうかという意見も本当にたくさんございまして、それが、そこで今回の改正の中で子供がある場合には配慮がされているんだと思うわけですが、この点について、局長さん、いかがでしょうか。どう考えておられるのか。

○政府参考人(吉武民樹君) 子供さんがおられるときの遺族年金というのは多分最優先の年金だろうというふうに思います。

通常のケースで申し上げますと、遺族基礎年金が支給されますし、子供さんの数によって加給が付くという状態になっております。それから、サラリーマンの方であれば、それに遺族厚生年金が付くという形になっております。

その年金の支給は、基本は子供さんが十八歳に達せられたその年度の終わりでございまして、それが、それに今の三十歳の要件を当てはめますと、十八歳で子供さんが育ち上られた状態かどうかという判断をいたしますので、通常は子供さんが十八歳になられたときにはもう三十を超えておられますから、そういう意味で、子供さんがおられて遺族年金をもらわれた方は、従来どおり、基本的には遺族基礎年金はそこで停止になりますけれども、遺族厚生年金がずっと続くという形になってくるだろうと思っております。

○西川きよし君 この遺族年金の中で、子供が遺族年金を受ける場合について一つ今日は伺いをしておきたいと思いますが、例えば両親が離婚をいたしました。たまたまお父さんと十八歳未満の子供さんだけが生活をしておられるという場合があります。不幸にもそのお父さんが亡くなった場合、残された子供さんに遺族年金の受給資格が発生するわけですが、それ、その場合、お父さんが亡くなったことで、離れて例えは暮らしをいたお母さんと一緒に暮らす。僕も、母子福祉の会には毎年寄せていただいているんですけども、いろんなケースのお話をお伺いします。

ですから、お父さんが亡くなったことで、離れて暮らしていたお母さんと一緒に暮らす、そういったケースもあり得るわけですが、しかし、この場合、国民年金法の四十一条によつて子供への遺族基礎年金を停止することとしておりますというところなんですけれども、これは今までお伺いしたことと少し自分も理解に苦しむんですが、どういうふうにお母さんをしていただくんですか。これも局長さんですか。

○政府参考人(吉武民樹君) 二つの側面がござい

ます。一つは、両親が離婚をされたという形でござい

係になつてまいりますから、そういう意味じゃ、もう相互に、一緒に生活する関係ではなくなつてゐる。それを、そういうことを踏まえまして、年金の仕組みで申しますと、離婚した方には遺族年金は支給はされないとあります。その代わり、例えば事実婚であっても遺族年金は支給するというのが年金の考え方でございます。

先生がおっしゃられましたケースの場合で申し上げますと、このお母さんは離婚をされましたので遺族年金の受給権がなくなつております。しかし、お父さんが亡くなられて子供さんがおられますので、通常はお母さんと一緒に、お母さんが離婚されなければお母さんに遺族基礎年金の受給権が生じてということですが、それは生じなくて、子供さんに受給権が生じたということでございます。それが一つの側面でございますが、同時に、子供さんが持つておられる遺族年金は、その子供さんが父又は母と一緒に生活ができるようになれば通常は父又は母が扶養するであらうということで、そちらのサイドから子供さんの受給権が離婚されたお母さんと一緒に生活することによつて消滅するという形でございます。

通常期待をいたしておりますのは、子供さんでありますので、お母さんの力でこの子供さんを育てるだけ養つていただきたいということでございしますが、そういう意味で、離婚をされても遺族年金を支給するというのは非常に難しいというふうに思いますが、今日の御審議でもちよつとございました離婚分割ですね、年金の離婚分割の制度がここで活用されれば、この離婚された奥様は御自分自身の年金を持つておられますので、こういった形で子供さんと生活をされても御自分の年金をある程度充てながら生活することが可能になつてくる、それはもちろん通常は老齢ですけれども、ということだろつと思ひます。

今の二つの、離婚した方には遺族年金は支給されないという原理と、子供さんが年金の権利を持つておられても、子供さんがその父親、母親と一緒に生活をされれば、それは通常、父親や母親

は扶養されるので、その年金の権利は停止になるというこの二つのところで起きている問題だろつというふうに思ひます。通常、余り想定できない問題でございますけれども。

○西川きよし君 御丁寧なありがとうございます。聞けば聞くほど本当に難しいですし、この年金というのはややこしいですし、本当に。

妊娠をしておりまして、本当に、生まれてきた子供のいろんなお話、難しいことばかりですけれども、この遺族年金については、支給要件における男女の差、これを一体どういうふうにかえるか、これも論点の一つにあると思うんですけれども、例えば遺族基礎年金は子のある妻が対象で、夫つまり父子家庭にはないという、あるいは遺族厚生年金の妻と夫の年齢、それから今回の改正内容にある中高年ですね、中高年の寡婦加算、この男女差について、どちらにどう合わせるかは別にいたしまして、かなり説明が苦しくなつてきているのではないかなというふうに思ひます。けれども、この男女差について、局長、お願いします。

○政府参考人(吉武民樹君) 先生おっしゃるとおりでございます。

まず、遺族基礎年金でございますが、これは子供さんがある妻にしか支給されません。子供のいる夫には支給されないということでございます。奥様が亡くなられたからといって、夫に、子のある夫には遺族年金は支給されない、これはある意味では最大の違いでございます。

それから二点目でございますが、夫が死亡いたしました、妻には基本的には年齢に関係なく遺族厚生年金が支給をされます。

それで、先ほど申しました三十未満の方はこれを五年の有期にしようというのは今回の改正案の中に入らせていただいておりますが、夫につきましては、妻が死亡しましたときに夫が五十五歳以上である場合に限定をされて、しかも六十歳から支給をされるという形でございます。それから、夫が死亡しましたときに三十五歳以

上である妻には、四十歳から遺族厚生年金に中高齢寡婦加算というものが加算をされます。これは、先ほど申し上げましたこの年代の方はなかなか就労が難しいという、あるいは賃金格差も非常に大きいという現実を見て作つたものです。

したがしまして、こういう違いは、どちらかといひますと、現実の社会なり現実の生活を言わば大体的に見てその違いで作つてゐる形であると。個人個人で見ますと、そうはいつても、奥様は亡くなられて夫と子供は大変な状態という方もおられるでしょうけれども、しかし年金というのは端的に申しまして個別個別で給付設計ができませんので、世の中の大宗を見ながらこれを作らせていただいているんですが、将来はこれをどうするかということは、男女共同参画でありますとか、それから生活の単位がだんだん、年金で申しますと世帯単位、個人単位のような問題がどうなつていくかということを見ながら常にこの問題は検討していく必要があると思ひます。

ただ、私自身の考え方としては、これは理念だけで急激に変えるべき問題ではないだろつと。年金は生活のための年金でありますから、そこはやっぱり地に着いた議論をして、生活ときちんと密着するような形で理念も整理をしていかなければならないだろつというのが私どもの考え方でございます。

○西川きよし君 今日はいろいろお尋ねして良かったと思ひます。本当にありがとうございます。最後に、大臣、一言お願いします。

この遺族年金というのを今後どのように考えていくのか。例えば、男女の雇用機会、賃金、そうした格差がなくなりまして、あるいは年金が個人単位化ということになれば、この遺族年金を廃止すべきではないかなというふうな御意見もたくさん有識者の方々からも出ておりますが、大臣はどういうお考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 遺族年金を廃止すべきではないかというお話も確かにあるわけでございます。これは年金のいわゆる、何と申しますか、世

帯単位なのかあるいは個人単位なのかということによつてこれは議論されるべき問題だというふうには思つております。それによりまして、個人単位にしていくということになりますと話はまた違つてくるわけでございますので、その辺のところをこれからどう整理をしていくかという中で議論をされるべき問題だというふうに思つております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

○委員長(国井正幸君) 本日の質疑はこの程度といたします。

暫時休憩いたします。

午後五時三十分休憩

午後五時三十一分開会

○委員長(国井正幸君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、小池晃君、金田勝年君、南野知恵子君及び宮崎秀樹君が委員を辞任され、その補欠として池田幹幸君、岡田広君、狩野安君及び藤野公孝君がそれぞれ選任されました。

○委員長(国井正幸君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案につき、現地において意見を聴取するため、委員派遣を行うこととし、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(国井正幸君) 多数と認めます。よつて、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十二分散会